

河北地区教育委員会  
文化財調査報告書

小

泊

遺

跡

—中世板碑造立地の発掘調査—

1986年3月

河北地区教育委員会  
宮城県石巻土木事務所  
町上

河北地区教育委員会  
文化財調査報告書

小泊遺跡

—中世板碑造立地の発掘調査—

1986年3月

河北地区教育委員会  
宮城県石巻土木事務所  
町上

## 序

北上川下流域には、祖先がのこした数多くの遺跡があり、文化財の宝庫として広く知られているところあります。

これらの文化遺産は、豊かな自然環境と長い歴史の中で創造され育まれてきたものであり、これを愛護し、活用するとともに後世に伝えていきことが私達の責務であると考えます。

当教育委員会は、周知の文化財遺跡として、文化財標柱が設置されていいる『小泊古碑群』が、国道三九八号線の改良工事計画に伴い遺跡の緊急調査が必要となり、記録保存と現状保存上適切な措置をとるための調査を計画し、この指導を宮城県教育庁文化財保護課に仰きました。

幸いにも石巻市教育委員会、日本考古学協会員の中村光一氏、石巻石仏研究会の高橋精一氏、勝倉元吉郎氏、当河北地区文化財保護委員長の紫桃正隆氏の快諾を得て調査に着手し、その献身的な御努力により予定どおり板碑群の発掘調査が終了し、ここに成果をとりまとめることができました。今後、資料として広く活用され、文化財に対する御理解の一助となれば幸甚であります。

この調査をまとめるにあたり、御指導ご援助をいただきました石巻土木事務所、北上町役場をはじめ、炎天下の発掘に御協力をいただきました西條久雄氏他元の方々の御労苦に対し、厚く感謝の意を表するものであります。

国定公園南三陸金華山に指定されている中で、北上町相川地区は、永年、太平洋の怒濤により造形された断崖、奇岩がつらなり、松の自然林、紺碧の海等、誠に風光明媚な景観を持っている、リアス式海岸が続く、豊かな風土に恵まれた、実に素晴らしいところです。しかしながらこの海岸沿いを走る、一般国道三九八号は、屈曲が多く、急勾配で、巾員も狭く、地域の開発、発展の妨げとなり、又、昨今のモータリゼーションの進展にも対応出来ない現状です。これ等を解消するために、抜本的な道路改良計画が樹立され、このたび、国庫補助事業として、着手することになりました。

工事に先がけ、当地域に散在している、祖先が残した文化遺産である、大量の板碑群の調査を実施しましたところ、中世期に造られた、きわめて貴重な、地下遺構であることが確認されましたので、先人の遺跡を、後世まで引継ぐために、丁重に保存し、又、調査成果をまとめ、報告書として、刊行することになりましたことは、誠に意義深いものであります。

この調査にあたり、御協力をいただきました、河北地区教育委員会をはじめ、関係各位に、深甚なる感謝の意を表すと共に、本書が広く活用され、先人をしのび、遺業を譲えられますことを、切にお願いいたします。

昭和六十一年二月

桃生郡河北地区教育委員会

教育長 千葉和音

昭和六十一年二月

石巻土木事務所長 森 清 隆

## 例　　言

- 一、本書は、昭和六十年夏季に実施した宮城県桃生郡北上町「小泊遺跡」の発掘調査報告書であり、先に発表した新聞報道や説明会等々と異なる内容があるときは本書が優先するものである。
- 二、本書の執筆は調査担当者、紫桃、中村、勝倉、高橋、四人の協議のもとに分担し、各々文末にその執筆者名を記した。
- 三、本書の編集、図面作成、写真整理、遺物整理は次の分担によった。
- 遺物整理・実測図面作成トーレース・拓本作成  
佐藤敏幸・高橋義明・鈴木雅文・弓 明義・鈴木 伸・北林章仁  
西村博幸・中村光一
- 編集・写真整理 中村光一・佐藤正人
- 四、本書の作成については、次の各位より御指導ご助言をいただいた記して謝意を表する。
- 尚絅女子短期大学 佐藤正人
- 河北地区教育委員会文化財保護委員 西條久雄
- 元 同 右 館田虎弥太
- 五、本書に使用した「空中写真」は佐々木清孝氏宅で保管の二九×二四七  
ンチカラードを使用し、また「調査区設定図」及び「中世板碑・近世  
墓石分布図」に用いた地形図は、石巻土木事務所が作成した百分の  
一地形実測図を使用した。なお、その他については、ことわらない  
限り国土地理院発行二万五千分の一の地形図を使用している。
- 六、土色表示については、「新版標準土色帖」（小山・竹原）によった。
- 七、本発掘調査で得た図面、写真等の諸記録及び「中世遺構」に関する  
出土遺物は河北地区教育委員会がこれを保管し、「近世遺構」に

関する出土遺物は地権者、佐々木孝志氏宅で保管の上出土人骨は同  
氏が改葬している。なお、発見された中世板碑は道路改修工事完了  
後路肩東側の一部を整地し、一括当該地に整理される予定となつて  
いる。

八、報告文中の板碑及び墓石Noは、編年体で整理し、古い順より算用数  
字で付番し整理してある。

尚、現地の板碑に付した旧番と対照の利便をはかるため、板碑の  
解説および小泊中世板碑一覧表には、旧番を併記し、その対応を示  
してある。

九、第四章における板碑図版に挿入のスケールは全て全長二十センチの表示  
とし、内十六センチについては一センチ毎の目盛表示を付してある。

## 調査要項

- 一、遺跡の名称 小泊遺跡
- 二、所在地 宮城県桃生郡北上町十三浜字小泊十五一一・十四・十  
一三
- 三、調査期間 昭和六十年八月十九日～九月七日
- 四、発掘面積 二百三十平方メートル
- 五、調査主体者 宮城県石巻土木事務所
- 六、調査担当者 紫桃正隆（河北地区教育委員会文化財保護委員長）  
中村光一（石巻市教育委員会・日本考古学協会員）  
佐藤則之（宮城県教育庁文化財保護課・同右）  
阿部博志（同右）  
勝倉元吉郎（石巻石仏研究会会長）  
高橋精一（同右）  
館岡栄志（河北地区教育委員会文化財保護委員）  
西條久雄（河北地区教育委員会文化財保護委員）  
伊藤良一（同右）  
及川一男（同右）  
今野清幸（同右）  
八、調査補助員 佐藤敏幸（東北学院大学文学部史学科）  
谷津俊幸（同経済学部経済学科）  
九、作業員 佐々木清孝・佐々木善作・佐々木勝夫・阿部啓一  
阿部千代子・佐々木広・勝倉純・佐々木克弥
- 十、調査協力者 尚絅女子短期大学 佐藤正人  
宮城県教育庁文化財保護課 藤沼邦彦  
元河北地区教育委員会文化財保護委員 館田虎弥太  
石材加工店 龜井久兵衛  
石巻古文書の会 庄司恵一・大森善市・高橋吉秋  
石巻市 湊字簡場 佐藤敬也  
小泊 佐々木孝志・同ふか子・佐々木清孝  
石巻市湊字簡場 佐藤敬也  
河北地区教委教育長 千葉 和音  
同右 教育次長 遠藤 定治  
社会教育主事 宇都宮正義  
派遣社会教育主事 高橋 宏  
社会教育指導員 安原 星夫

# 目 次

調査要項	例 言	序 章	十三浜の歴史	第一章 はじめに	一、調査に至る経過	二、遺跡の位置と自然環境	三、小泊遺跡（板碑群）に関する研究史	四、遺跡の範囲と調査地点及び基本層位	五、まとめ	第六章 中世板碑についての考察	一、地山掘り込み溝状遺構	二、不整円形ピットと焼石群	三、中世板碑（各基解説）	四、逆修一結果板碑との対比から見た無紀年法名板碑の推定年代	五、まとめ	二、不整円形ピットと焼石群	三、A地区板碑群の考察	四、逆修一結果板碑との対比から見た無紀年法名板碑の推定年代	五、まとめ	二、不整円形ピットと焼石群	三、中世板碑（各基解説）	
第一章 はじめに	序 章	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに	第一章 はじめに					
第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過	第二章 調査の方法と経過								
第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物	第三章 近世の遺構と遺物									
第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物	第四章 中世の遺構と遺物									
第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察	第五章 中世遺構の考察									
第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察	第六章 中世板碑についての考察									
第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について	第七章 調査資料について									
40	38	36	33	33	12	12	10	10	9	89	87	86	85	85	47	41	103	101	100	99	98	

## 序章 十三浜の歴史

旧十三浜村は昭和三十年の町村合併により橋浦村と合併して北上町に改められ、桃生郡内に編入された。大河文化圏の中の橋浦地区と、海浜文化圏の中で推移した十三浜とでは、風土、歴史背景ともに異質のものがあり、特に歴史研究の場では十三浜地区は本来は本吉郡の文化圏と同じ環境、条件下にあったことを先ず念頭に置き考察を加える必要がある。

十三浜が本吉郡南方のうちの南西部三ヶ浜と、北東部の十ヶ浜が合併して、「村」として成立したのが明治二十二年である。村名の由来はそれを構成する浜の数によるというべきで、簡明な理由による。南から追波の丸山山崎を起点に、吉浜、月浜、立神、長塙谷、白浜、小室、大室、小泊、相川、小指、大指、小流と十三の浜が続き、北の名勝神割崎の戸倉寺浜を以て志津川町へと境する。

地形、地勢は北上川河口沿いの平地部を除き、殆どが標高約五〇〇メートルの翁倉山系の高地を西の背面上に置き、東は海に面して展ける東西約九秆、南北約四秆の細長い形をなす。それぞれの浜は湾曲の少ないいわゆるリース式海岸に面して山間のはざまに点綴する純然たる小海岸の部落で、各浜ともきり立った自然の隔壁にはばまれる。したがつて陸の孤島さながらに独立を強いられ、昔は隣接の浜に至るにも、言語を絶した難所の跡を越えるか、あるいは船によつて連絡し合うかしか、交通の手段はなかつた。

十三浜は文化財の豊庫といえる。文化財の豊かさはその時代の人間集團の高い生活水準と、歴史の深淵を象徴する。一例を先史、古代の埋蔵文化財の分野に求めて、縄文晩期の長塙谷貝塚、小室家平、大室遺跡

(包含地)、相川貝塚、大指豈石、松ノ坂、浪田遺跡(包含地)などがあるし、未調査(未発掘)ながら平安期のものと推定される古墳群も発見できる。そして各浜を通して「平泉藤原氏」あるいは「義経」に関する伝説も多いのも特徴の一つと言えるであろう。

中世に入ると板碑を含む石造物、古城館址に代表されるその時代の遺跡、遺構、遺物などが数多く発見できる。極論かも知れぬが、十三浜は中世的歴史色彩がその主流を占めていたと評しても過言ではないと思う。板碑群については今回は小泊地区でその領域の調査が対象となるので、本項では詳しくは触れないが、昭和五十八年度に長塙谷に於て発掘調査が行われ大きな成果を挙げた実績がある。そして各浜ごとにそれぞれ板碑遺立が確認され、今後の調査に期待が寄せられている現況にある。おそらく地区全域での板碑総数は三百基前後になると予想される。

板碑解説は別項で詳述されるので、出来るだけ重複を避けたいが、その要旨だけ一言しておきたい。本来、板碑造立の思想は関東武士団の葬祀風習が奥羽の地にもたらされたものとされ、その移動、伝承の媒体は、やはり、みちのくへの移住、出入の関東武士に依つたと考えるのが至当である。東北地方の板碑は関東式或野地方のものに近い形式をとつていいことから、東北地方の板碑は武藏野板碑の文化移動と論ずる学者もある。ともあれ、同じルートのものに輸入された風習が、各地に定着する段階で、その地独自の板碑として特徴を顯わすところに興味を覚える。

宮城県内の板碑分布の現状は、特に仙北に於ては石巻周辺がその建立の中心地である觀を呈していく、葛西領内も北上川を遷上することで分布密度がうすくなる。この事実は北上川を辿つて奥地へ滲透したことを見出せるもので、大河の果した出入路、輸送路としての役割を別な意味で改めて認識しなければならない。一方に於て、大河の周辺に古城館の

址が密度高く発見できるのも、両者の相関関係を裏付けるものである。

十三浜地区には前記の板碑の他に石造物、佛像の類など、宗教関係の遺産が数多く見られる。これはこの地に繁栄した人間集団、特に地方豪族（権者）の威勢と、厚い信仰心を証明するものである。あるいはまた中央を追われた貴人、碩学の亡命、隠棲とか、著名な僧侶の遊行の所産とも想像されるものの、現段階ではあくまで想像の域を出ず、立証すべき文書、文献の類は何もない。

近世に入ると「風土記」「肝入文書」などにより住民の生活、歴史の様態がかなり明瞭になされる。江戸時代に於ける十三浜は藩直轄の領地で「安永風土記」によると家数（戸数）四百二十九、人口二千余人、「天保郷帳」には村高六十二貫（六百三十石）余で、うち五十六貫が蔵入となり、残余は給地となっていた。

## 二

今回の調査目標は小泊浜の板碑群を中心とした遺跡調査にある。だからその歴史背景の叙述の場面でも同時代即ち中世のうち更に十四—十五世紀のあたりに焦点を当て、できるだけ詳しく考察してみたいと思う。先に当地方の中世史を解く鍵となる文書、文献の類は皆無に等しいと書いた。事実その通りである。しかし、文書の類が「万能の鍵」とはなり得ぬ場合もある。その地に歴史を裏付ける多くの遺跡、遺物即ち文化財資料が存在し、更に豊富な口碑、伝承が語り継がれていたとすれば、歴史の存在は確実な事実であり、歴史の眞実を組み立てるとは可能である。むしろその資料を基本として多面的に追跡し、多くの共通点が発見できれば、その試論、推論こそ一つの学問の前進と評価できると思う。小泊遺跡は当地方に営みをもつた中世人の生活の遺跡であり記録であ

る。そしてその被葬祭者たる人物はその地の権者、支配者とその一族と考えるのが至当であろう。その地の人間集団の中心人物、いろいろと意見の分かれる所と思うが、第一にその地の統治者である城館主を抜きにしては考えられない。時代を同じくする二つの遺産であれば、古城館と板碑の関連をきびしく注目すべきであろう。

十三浜には南から北にかけて峰館（追波）、青島館（月浜）、高小屋城（月浜）、前見城（白浜）、小泊城（小泊）、要害館（相川）、小指城（小指）、小流域—十三浜古城—（小滝）などの中世城館が分布する。何れも臨海の山城の形である。

小泊遺跡は直ぐ眼前に控える小泊城と関連する遺跡と即断しがちであるが、城館からぬ所であるが、一概には断定できない。それを理解する上で、城館特有の築城形態について説明を加えておく必要がある。城館というのは一城ごとに独立して、全く無関係の個人が住むものではない。いわば一族連合体、共同体の形態で複数の城で以て複合の形となり一つの城郭大系を構成するのが常道である。勿論、中には例外もあるが、本来、中世城館とは一族の拠点なのである。

十三浜一帯を通観すると、港湾自然地形などの立地条件に鑑み、地方豪族の分布は少なくも三ヶ族程度に分かれて勢力を維持し合っていたと想像される。勿論、時代の推移によってその様態は変動したであろう。具体的には南の北上川河口の要地を押えた月浜周辺の豪族集団、相川港を中心とした集団、北辺の小流域を中心とした集団などがこれである。その豪族たちの動向について述べるといつまがないが、峰館、青島館を基盤にした一族には月浜の山居寺（廢寺）遺跡に象徴される優れた文化が感じられる。先年調査した長塙谷板碑群は、藤原系と伝承される高小屋城主に関連するとの推論を「同報告書」に述べておいた。

北辺の小湊浜の遺跡はもと桃生郡主の家臣、武山十郎左衛門（後述）に關係する室町末期のもので、歴史は新しい。

相川港はその規模、自然立地条件からしても十三浜の代表的良港と言える。十三浜のほか中央部に位置し、船舶による諸物資の流通基地として重きをなしたのは言うまでもなく、古くから産金地帯を控えた事実も看過できない。当然、相川港を中心にして古くより有力な豪族が住んだのは確かで、「風土記」などからも往古の殷盛が想像できる。

相川港地帯の支配者の據点は部落の裏に位置する標高六十余米の要害館（昭和五十三年一部発掘調査済み）と見て間違いない。主城は本来、その連合形の中心部の奥に構えられるものだし、その規模は大きく王者の風格が感じられる。昔は現在の町名みとなる地帯はすべて海で、要害館の麓まで港が迫っていたものであろう。要害館の西奥に「根古」と呼ばれる集落があり、山間に農耕地がひらける。「根古」は即ち、城郭用語で言う「寝小屋」の意味で、平時は家臣団や農民らの住宅地帯となつたところである。「根古」と称される地名が、古城館のある各地に見られる。

阿部一族は氣仙沼、唐桑地方から雄勝、牡鹿半島にかけて繁栄した海の豪族で、遠祖は衣川の安倍氏に発するとされる。おそらく「相川系」もその阿部一族と見て間違があるまい。相川浜の阿部欣吾氏屋敷に祭られる十一面觀音は、要害館主の阿部伊勢守の守護佛だったとの所伝が同家になされる。また小指城に登る旧街道脇に現存する觀音堂があつて本尊は見事な十一面觀音である。これも小指城主に関連した佛であろう。因みに、月浜長慶寺のご本尊も優美な十一面觀音で、これも含め前記二体は何れも室町初期（十四世紀頃）の作と鑑定されている。

衣川の安倍氏が全盛をきわめた十一世紀頃、宮城県から岩手県にかけての北上川流域に、各郡に「寺すつ」「長谷寺」の寺号を許されたゆかりの寺が建立された。そしてその何れの寺も壮大な十一面觀音を本尊として祭祀した。時代は数世紀もあるとになるが、果して相川系阿部一族が、その先例を知った上で十一面觀音信仰なのかどうか、興味あるところである。

さて、相川系阿部一族は、当然ながら葛西家臣と推定されるものの、葛西關係文書にはその名を見ることがない。

古城館址からの追跡調査は一まず置いて、次に石巻地方の板碑の問題に視点を移し、その面から地図上の跡を試みたい。

板碑に関する基本的思想、形態などそのルーツは同様であつても、その地方に定着する段階での諸条件とがその年代に応じて板碑の様式にかなりの地域的特徴（オリジナリティ）を生じた。私はかつて便宜上、「牧山系」「上品山系」「深谷系」「十五浜系」「十三浜系」などの仮称で分類したことがあった。前にも述べたが、「十三浜系」は北上川「大河文化圏」のそれと異なり、志津川町の板碑群に代表される「本吉系」の範疇で

分類し、考察すべきであろう。十三浜が本吉郡の地勢、風土の中で推移した歴史背景に思いを馳せれば当然の帰結である。

北上大河を舞台に殷盛した中世の桃生郡主、山内首藤氏は有名であるし、本吉郡主の本吉大膳大夫は葛西親族として知られる。同じ十三浜と言ひながら、桃生氏の影響を受けたのは、南の追波口付近まで、高小屋城以北の諸城主は何れも海の豪族として本吉氏の影響を強く受け、その支配下に置かれたものであろう。その主従関係の様態が、板碑の形式にも微妙に表われているような印象を受ける。

板碑とは無関係であるが、桃生氏、本吉氏との力関係を推測する例として、武山十郎左衛門の動向のことに触れておきたい。武山一族は十三浜北端の小滝を拠点にして威を振った葛西の臣であるが、もともとは桃生氏の臣であった。現在の長面湾（河北町）の奥に滝浜と言う場所があり、そこを拠点に、主として大河を舞台とする水軍として活躍した。

永正年間（一五二一—一五二〇）石巻城の葛西氏と抗争した山内首藤氏は一敗地にまみれ、一族離散の悲運をたどった。武山氏は桃生氏敗績以来、十三浜に移住し、旧名の滝浜にちなみ、新拠地を小滝と命名し、この地の権者に変身した。葛西氏に隨臣したと言つても、おそらく本吉

氏の支配下に置かれたのである。参考までに述べれば桃生郡が正式に葛西氏領に帰属したのは、永正合戦直後であろう。北上川流域諸城館の城主・人事移動に従事しても明らかである。

志津川の豪族、本吉氏は藤原秀衡の子・高衡が同地に来住して本吉四郎と称したのを嚆矢とする。十二世紀の葛西氏の治世に入ると、千葉頼胤の四男が入部して、同じく本吉四郎を号した。志津川に豪壯な朝日館を造営したのが葛西分家の西館信胤で、時に十六世紀初めの文亀、永正の頃とされる。

小泊板碑群の造立最盛期は十四世紀の応永、永享頃とされ、西館信胤の時代とはかけ離れている。本吉大膳大夫との主従関係があつたとすれば、千葉系の大膳大夫との結びつきしか考えられない。

以上のようになんて十三浜、特に相川阿部一族と板碑群との関連、そして本吉大膳大夫との主従関係まで、可能な限りの推論を展開したが、結論として余りにも不明の点が多いことに憾みが残る。

尚、相川浜金比羅崎、釜ヶ坂の上に立つ文禄三年（一五九四）に喜山恵光が造立した線刻六地蔵の逆修供養碑がある。そして相川浜の中島氏屋敷には志津川町荒沢・神社に保存される絹紙金泥大般若經（県重文）と全く同型同質の写経文が所蔵される。海の色が澄み、景勝の地ながら波荒く自然の風土のきびしいこの辺地に、どんな理由で文化財が多く集まり、優れた宗教遺跡が多く発見されるのであろうか。歴史の深淵、謎ぶくみの十三浜の歴史解明は、むしろこれからの課題である。

（紫桃 正隆）

- (2) 河北地区教委・「ふるさとの文化財」一集・二集
- (3) 「宮城県史」34 史料編
- (4) 紫桃正隆・「仙台領内古城館」□ 峰館・高小屋城・その他
- (5) 長塙谷の板碑群調査報告書
- (6) 小沢国平「板碑入門」
- (7) 「岩手県史」⑤
- (8) 「仙台領内古城館」
- (9) 「風土記」・「仙台領古城書上」・「仙台領内古城館」その他
- (10) 井上宗和「日本の城の基礎知識」
- (11) 河北地区教委・「ふるさとの文化財」二集
- (12) 河北地区教委・「ふるさとの旧街道」
- (13) 「仙台領内古城館」・「日本城郭大系」・「風土記」・「要塞筋発掘調査報告書」
- (14) 大類伸「日本城郭事典」
- (15) 「仙台領内古城館」
- (16) 河北地区教委・「北上町の文化財」
- (17) 河北地区教委・「北上町の文化財」
- (18) 河北地区教委・「ふるさとの文化財」一集
- (19) 河北地区教委・「ふるさとの文化財」一集 二集
- (20) 司東真雄「岩手の歴史論叢」①
- (21) 長塙谷の板碑群調査報告書
- (22) 佐藤正助・「旭ヶ浦物語」
- (23) 紫桃正隆・「葛西氏と山内首藤一族」水正合戦記」
- (24) 紫桃正隆・「葛西氏と山内首藤一族」・「葛西真記録」・「仙台領古城書上」
- (25) 「岩手県史」□
- (26) 志津川教委・「旭ヶ浦の記」
- (27) 河北地区教委・「ふるさとの文化財」一集
- (28) 河北地区教委・「ふるさとの文化財」二集

## 第一章 はじめに

### 二、遺跡の位置と自然環境

小泊遺跡は国鉄氣仙沼線折立駅の南東約八キロメートル、翁倉山々塊が最も東側に延び海岸に迫る。その最東端部、眼前に南三陸海岸を臨む標高約三〇〇メートルの丘陵上に位置する。

一帯は現在杉を主体に竹や雜木が育成する林地となつておらず、約三〇度のかなりの急傾斜をもつ傾斜地となつてゐる。

本丘陵の南側には巾約三〇メートル、奥行約四〇〇メートルの小さな谷が開けており、そこを南から北に流下する少水量の渾が貫流してゐる。

現小泊集落は、この渾に沿ひながら北側に連なり、本遺跡の載る丘陵地北側までの長さ約六〇メートルの街区を形成する。

街区沿い南から本吉、志津川方面に北上する三九八号線が海岸と、そこにはせり出す丘陵により最も狭隘となるその地点の丘陵上に位置する。

遺跡地の地山を構成する岩は、通称「軟石」(アマイワ)と呼称され、風化した頁岩であり更に下位を構成する基盤岩の上部を蔽うもので現までのところ具体的地質年代は確定されていないものの、小泊地域をも含め広く十三浜一帯に分布する中生層の一変化形態と見られる。

その後、地区教委では調査に向けて種々の事務手続を進めるとともに作業員、器材等の諸準備を行い、盆明けの八月十九日から発掘調査を開始することとしたのである。

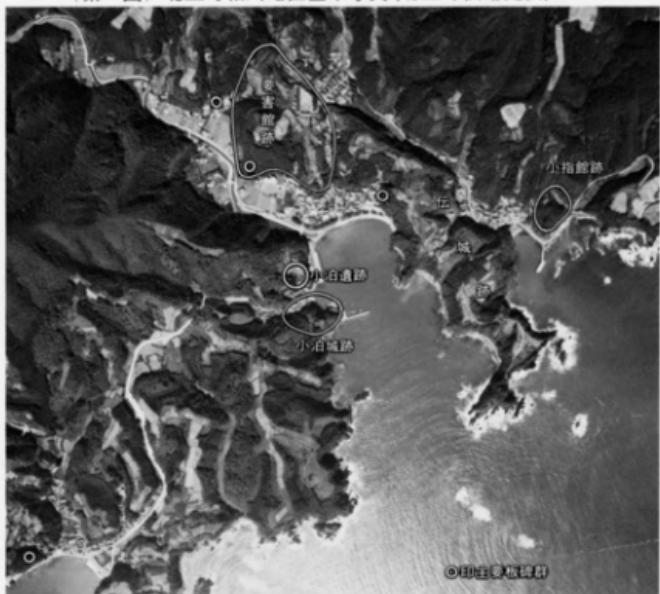
相談を受けた文化財保護課では、板碑に伴う中世遺構の存在を予想し、調査担当者として同課職員の外、石巻市教委の中村を推せんし、六月十七日に、文化財保護課藤沼係長及び地区教委、土木事務所、中村が現地立合の上、具体的な調査方法や期間等についての調整を行つたのである。

### 三、小泊遺跡（板碑群）に関する研究史

本遺跡の板碑群については、昭和三十一年において、当時の北上村相川中学校で教諭を執つてゐた高橋克也が、「桃生郡北上村（旧十三浜村）のうち北部に所在する古碑について」と題するガリ版刷りの小論を發表し触れたのが最も早い文献である。

その調査対象地域は現北上町内の南部に位置する追波から初まり北部に順次、小泊、相川、大指の四部落に亘るもので都合五〇基に及ぶ中世板碑の紹介が成され後段では特に北上川中下流域の板碑との比較から論

(第1図) 北上町相川地区空中写真(北上町役場提供)



(第2図) 小泊遺跡空中写真(S57・3・29撮影 佐々木清孝氏提供)





(第3図) 小泊遺跡と周辺の遺跡

じて当時としては非常に詳細に亘る考察がなされている。

その後高橋はこれを基に昭和三十五年九月「宮城県の地理と歴史III」に「桃生郡北上村（旧本吉郡十三浜村）北部所在の古碑について」と題する論文を発表するが、基本的には前掲小論の内容とほとんど同じものである。

昭和四十五年頃に至り地元研究者の館田虎弥太は西條久雄と共に本板碑群の調査を実施し都合三十三基に亘る調査カードを作成している。しかしながらこの調査結果については残念にも公式に発表されず今日に至っているが、河北地区教委が約百基に達する板碑群が本遺跡に所在する事を知ったのは、この両名からの情報による所が大きい。

なお、本遺跡に関するものではないが、昭和五十三年十月には、小泊に北接する相川地区の「要害跡」で発掘調査が行われ、その中で調査担当者小井川和夫は、「相川古碑群」を現「おいで峰古碑群」と根古及び相川小学校裏に所在する中世板碑群について、その所在地を地図で明示し若干のコメントを加えている。簡単ではあるが、以上が今日に至るまでの本遺跡（板碑）に関する調査の概要である。

#### 四、遺跡の範囲と調査地点及び基本層位

本遺跡の範囲については、現状板碑の分布状況から判断して東西約七〇㍍、南北約五〇㍍の範囲、約三千五百平方㍍程度の大きさが推定されるところである。

しかしながら、板碑群が所在する丘陵の先端は東側で住宅地により大きく削り取られており、本来この削平された東部丘陵上や裾部にあったと伝えられる板碑（C地区に集積しているもの）が三十基という多數に上る事から元来は、現状地形より更に東側に張り出た舌状丘陵の各所に、板碑及びこれらに隣接する遺構群が形成されていたものと考えられる。

従つて遺跡地東端の本来の範囲は、現在の国道三九八号線に接する位置まで延びていたものと想定して良いであろう。

一方西端については、今調査で発見された板碑群の内標高約三〇㍍の最も高い位置を占める一群をもってその西限と見なした。

これより更に西側一帯には全く板碑の存在が認められず、又後世に当該方面より移動したとの伝えも存しない事から、そう考えて良いであろうと思われる。

従つて今回発掘したのは、前述の規模で見た場合、遺跡地の西約三分の一、尾根を中心とした区域であり、その意味では極一部範囲の調査に過ぎないと言えるであろう。

なお本遺跡の層序は、基本的に落葉腐植土により形成された表土と風化頁岩から成る地山により構成され、斜面上部や尾根では表土が薄く斜面下部でやや厚くなる程度の違いが認められるに過ぎず、特記すべき土層は特段認められない。

#### 註 観

(1) 佐藤正助・「志津川物語」 一九八五 NSSK地方出版

(2) 高橋克也・「桃生郡北上村（旧十三浜村）のうち北部に所在する古碑について」 一九五〇 白費ガリ版刷

(3) 高橋克也・「桃生郡北上村（旧本吉郡十三浜村）北部所在の古碑について」 一九六〇 地域社会研究会編

(4) 館田虎弥太・西條久雄 岡氏からカードをコピーして今調査に際し頂いている。原本館田氏保管

(5) 小井川和夫・「要害跡」（宮城県文化財発掘調査略報）  
一九七九 宮城県教育委員会

## 第二章 調査の方法と経過

### 一、調査の方法

調査は国道三九八号線の通過が予定される丘陵地約一千四百平方メートルを対象にグリット法により実施した。

発掘は数グリットを連結して実施しており、實際には二三〇平方メートルが発掘対象となつた面積である。

今回は発掘実施前に丘陵上に分布する板碑群の位置と墓石位置を図面上に落し込む事前作業が必要であったので七月初旬に当該調査を実施し同時に地形測量及び計測用原点の設定を、測量業者に委託して進めた。

計測原点は、東西方向を1~16までの算用数字、南北方向をA~Kまでのアルファベット表示とし、その間隔は全て六メートルで設定している。

また、遺跡隣接屋土台部に三ヵ所のレベル原点を設定しているが、その位置と設定レベルは調査区設定図を参照されたい。

検出遺構は全て十分の一縮尺で実測図を作成したが、発掘部分の遺構全体図については五〇分の一により十メートル等高線を入れ作成している。

土層断面については、表土と岩盤と云う土層構成であり、特に必要と認められないで作成していないが、一部遺構については実施した。

板碑については、そのほとんど全てが地表面に露出横倒している状況であり位置記録後、全て斜面下部の空地に集め水洗の上、国産画仙紙全紙判を用いて採拓し、かつ種子等の観察を実施し記録している。

なお、表土剥離に際しては、土中に無数の木根が走る状況であったので効率上、機械を導入しその作業を実施したので、A地区板碑の一部にはこの際の検出で極若干原位置を動いたものもある。

二、調査の経過  
発掘は昭和六十年八月十九日より開始し、当日は板碑及び墓石の運搬作業を中心に実施した。

翌二十日から、小型ユンボを投入し、まず近世墓塚群を中心とした区域に十二グリット（二〇八平方メートル）、斜面上部A地区を中心に八グリット（七十二平方メートル）を設定し調査に当った。

二十一日からは具体的に墓塚群が検出されはじめ、二十二日には、後に地山掘り込み溝状遺構と解した落ち込み面が見つかつたため更に四グリットを拡張した。

その後二十六日からは、当該落ち込みの精査に入り八月二十八日に至つてこれにピットの伴う事実が判明したのである。

その間一方では並行して近世墓塚群の掘りあげを行い、二十八日から、これら精査終了遺構についての実測図作成に入つた。

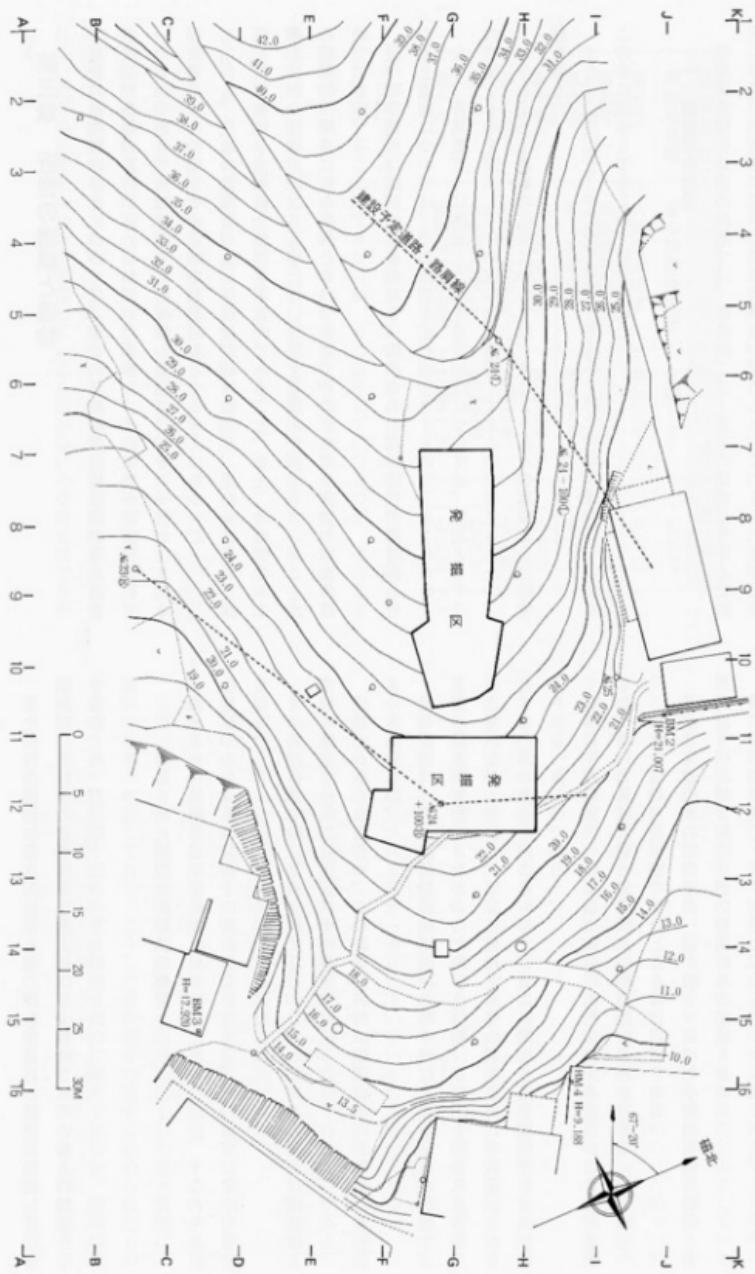
二十九日には、斜面上部A地区の精査を行い、渡米銭等の出土が見られたことから斜面下方に二グリット分を拡張して追査したのである。

三十日にはほぼ精査を終了してしまい、調査員及び補助員と若干の作業員を残して、写真撮影と実測を行い、九月三日には県保護課からも現場視察があつて、当日をもつて県関係者も全て帰郷した。

その日以降は、補助員とともに、各部の土層観察と図面検証を行い、最後に器材整理を行つて現場作業の一切を終了したのである。

なお、第三章にのべる地山掘り込み溝状遺構のピット内に焼石群の含まれる事を発見したのはこの時点においてである。

(第4図) 調査グリッド及び調査区設定図



### 第三章 近世の遺構と遺物

近世の墓壙群の存在については、すでに発掘調査実施以前の現地調査の段階で多数の墓石が認められていた事から、その検出が確實視されたいたものであり、当初建設予定路線の範囲には、その一部が含まれる程度であったので、その全域を発掘対象とする考えは無かつた。

しかし、現地の地権者や地区住民及び地区教委が、道路完成後、当該部を削平整地して板碑を整理すること、また、地権者佐々木孝志氏が今回の道路改良工事に伴い改葬する意志を表示していたことから結果的に調査に組み入れたものであり、その意味で今調査の本来の目的ではない。

従つて本項では紙面の都合もあり、検出された江戸時代の墓壙群とその出土遺物については、その概要を記し報告とするので了承されたい。なお、各墓壙ごとに掲載した出土遺物図版については、原則としてその主要なものを図示し、その他の物は割愛してあるので留意されたい。ただし全出土遺物の名称については、表により各自の墓壙ごとに示す様配慮した。

また、「地山掘り込み溝状遺構」表土より出土の近世遺物についてもこの中に図示してあるので留意されたい。

#### 一、調査前の状況

発掘調査開始以前の段階では、標高約二三メートルの尾根部を中心によく五〇平方メートルの範囲に亘り一二五基の墓石が認められ、このうち八基が原位置を保っているものの他の十七基は全て横倒し斜面部に散在している状態であった。

また多数の台石と考えられる大型の礫石が墓石と混在し散乱している状況で、これらの多くは原位置よりは多少移動されているとの様態を示すものであった。

#### 二、発見された墓壙と副葬品の概要

検出された墓壙群は尾根筋よりやや北側に寄った部分、すなわち急斜面は全て地山の風化頁岩層岩盤を掘り込み造作されたものである。これらは全て地山の風化頁岩層岩盤を形成する、その地点に集中して営まれる。

その範囲は基本的に地表面にて墓石が分布している範囲とは重複しない傾向がややゆるみ、若干の緩斜面を形成する、その地点に集中して営まれる。

その原因は、第一に墓壙群検出区域の略中央に大きな立木が存在し、下部の調査が実施できなかつたため、当該部に存在が予想される数基を検出できなかつたこと、第二に発掘区域外の斜面下部にも数基以上が存在すると思われる事によるもので、更に広範な発掘を実施すれば当然検出されるべきものであろう。

墓壙の平面形態については、大略四角形を呈するものがほとんどであるが、第一号墓壙と第七号墓壙は円形に近い形態を呈する。これは穴底の平面形態で見たときもほぼ同様である。

寸法は大型のもので穴底の一辺が約一・五メートル、小型のものは約〇・六メートルに亘り平均では約〇・七メートル程度のものが最も多い。深さは平均で約〇・八メートル前後となるものが一般的である。

墓域の形成年代は墓石の紀年から判断し、元禄十五年（一七〇二）から明治三年代までの一六八年間に亘るもので、法名から見た性別構成比

は、男性十四名、女性十二名、不明一名となっている。また墓石が原位置を保ち墓壙との組み合せが判明できるものが八基あり、これらは各々次表のとおりである。

墓壙名	法名	年号	西暦
第四号墓壙	夏中妙參禪定尼	宝曆七年	一七五七
第五号	久翁榮世信士	明治三年	一八七〇
第六号	真應妙空信女	天保八年	一八三七
第八号	紅月衣昭信士	明和五年	一七八六
第十四号	本控妙生信女	明治三年	一八七〇
第十五号	祖全了意信士	天明四年	一七八四
第十七号	本光明心信女	寛保元年	一七三五
第十八号	觀照光明音禪定門	享保二〇年	一七四一

その他の墓石については移動しているため具体的にどの墓壙と組み合うのか確定することはできないが、もし直立していたものが、そのままの位置で倒伏もしくは横倒したものではないか、と仮定すれば第七号墓壙はNo.12（宝曆二年・一七五二）、第九号墓壙はNo.23（文久二年・一八六二）、第十号墓壙はNo.19（文化十年・一八一三）、第十二号墓壙はNo.3（享保十年・一七二五）、第十三号墓壙はNo.8（延享二年・一七四五）といふ組み合せが推定できるが確証はない。

副葬品の組み合せとしては、各墓壙に普遍的に見られる例は、木製もしくは陶磁器碗、小刀もしくは鉄等の刃物、六道鏡があり、椀が副葬される事から類推すると、おそらく木製ないしは竹製の箸も同時に入れられていたものと考えられるが遺存しているものがないので断定はできかねる。

その他各墓壙を通じて多いのは煙管で、これは男女とも共通して見受けられるが性による明確な差異は特に見られない。

また数珠は第五号、第十一号に認められる他、第十号、第十五号及び第十七号の三基では木製箱の付属金具と想定される遺物が出土している。第十号では鉄製の錠前金具、第十五号ではやはり錠前部分及び隅止金具と思われる鉄製品が認められ、最も多くの部材が認められた第十七号では、竹釘により側板と底板乃至は側板同士を組み、箱の四隅を銅製の丁字や二字金具を用いて銅釘止めし、一種の飾金具兼用としたものも認められている。

この内最も遺存状況の良い第十七号より検出された箱の形寸を推定すると縦約一尺、横約一尺、高さ約三寸程度の低平な長方形と推定される。墓壙の最上部で出土しているので棺の上に置いた状況と判断される。残存遺物から見て鉄製の錠前が付いているので当然蓋があつた筈であるが木製蓋と想定される事から遺存していないものと考えられる。

内部からの出土遺物がないので何を入れたのかは不明であり、材質の樹種も鑑定を受けていないので不明である。

また第三号及び第五号から出土しているものの中に飾金具に鎖もしくは紐が付きその先端に布袋が結び付く形態の遺物がある。

袋部はほとんどが腐朽して残っていないが状態から推定して「巾着」に類する小物入袋であろうと思われる。

具体的には、第八号で出土した鉄や第十四号で出土した寛永錢塊に、類似の布地が布着しており、こうした遺物がその袋中に納められたものと推定され、特に第十四号の寛永錢塊は初めて麻布で包むか、同布の袋に収納の後、更に巾着等の小物入袋に封入されたものと考えられる。

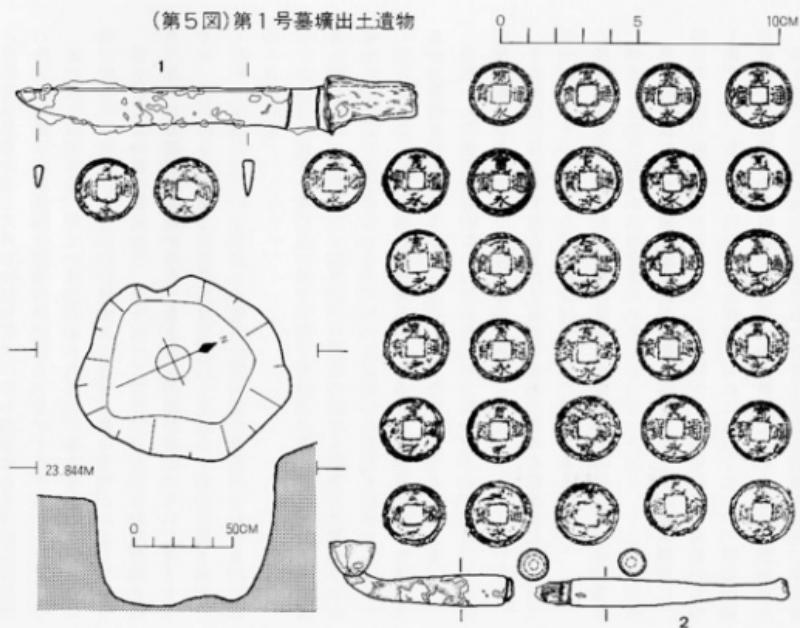
第十四号と同様に麻布に包装されたと考えられる寛永錢塊は他に第五号

出土のものがある。

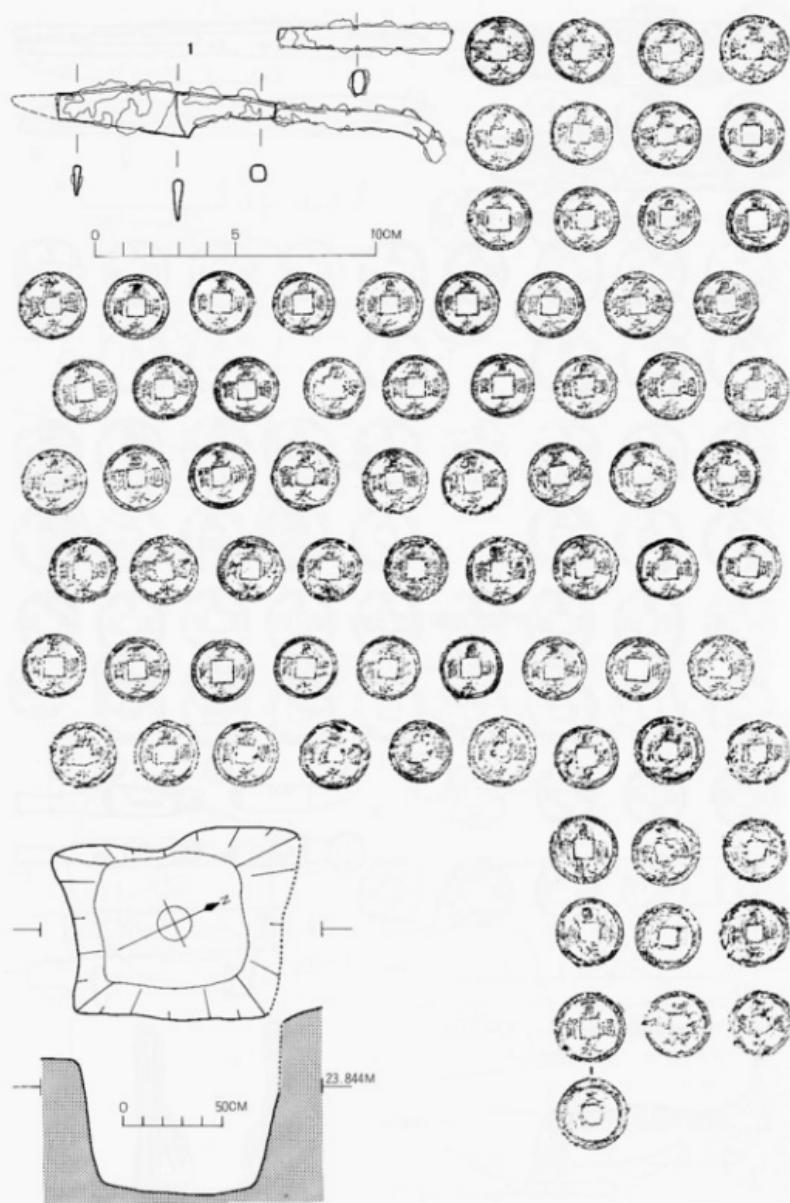
また墓壙の配置については、全体が一定の規格性のもとに配列されているものではないが、局部的に見ると男女各々の墓壙が南北に一对の組となる傾向が観察される。

この様な配置は常識的に見てその一对が夫婦の関係にあるものと考えられるが、佐々木孝志氏宅に系図が伝わっておらず、また寺院過去帳等による検証もできないので憶測は差し控えたい。

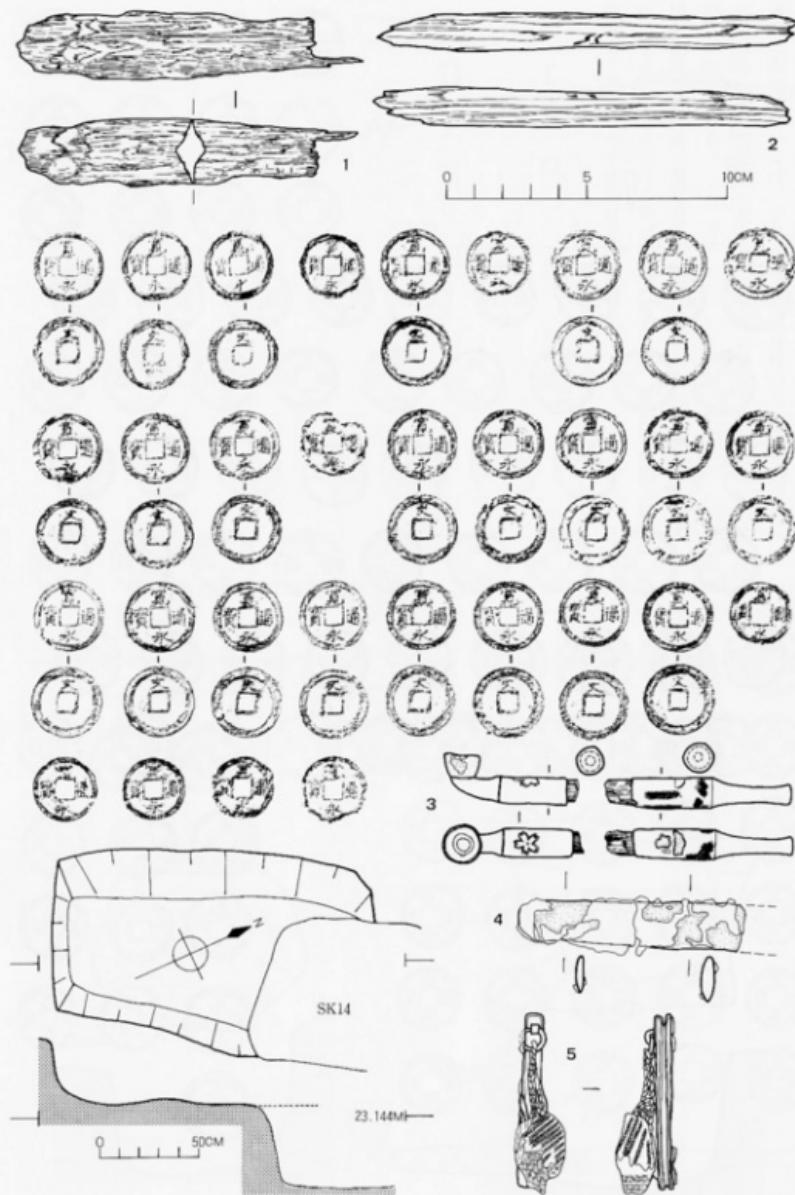
(中村  
光二)



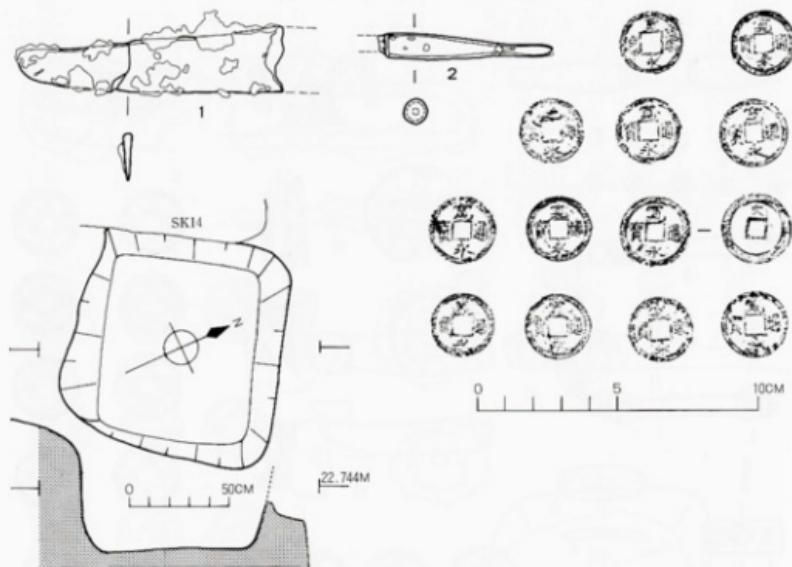
(第6図) 第2号墓塙出土遺物



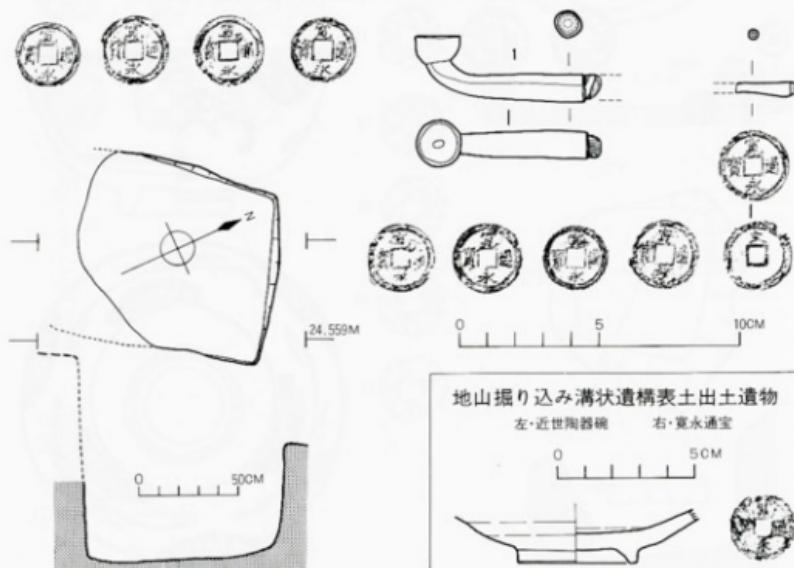
(第7図) 第3号墓壙出土遺物



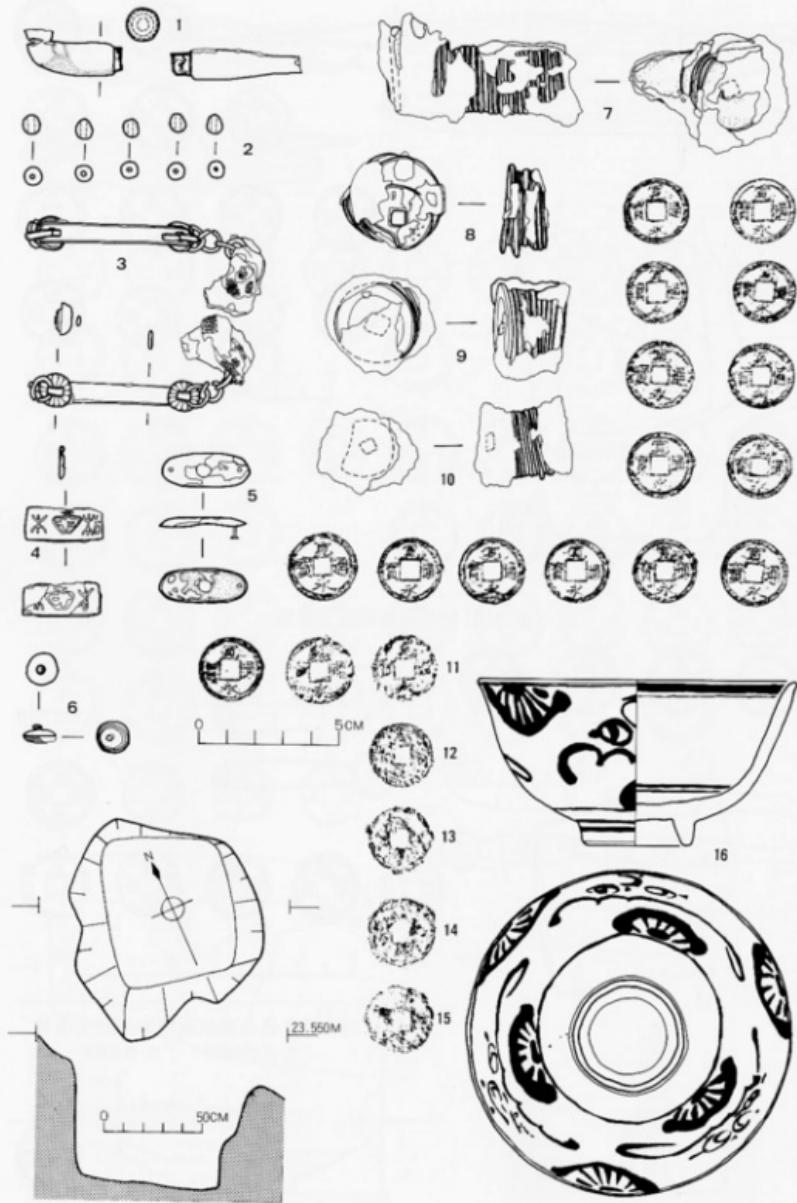
(第8図) 第4号墓塚出土遺物



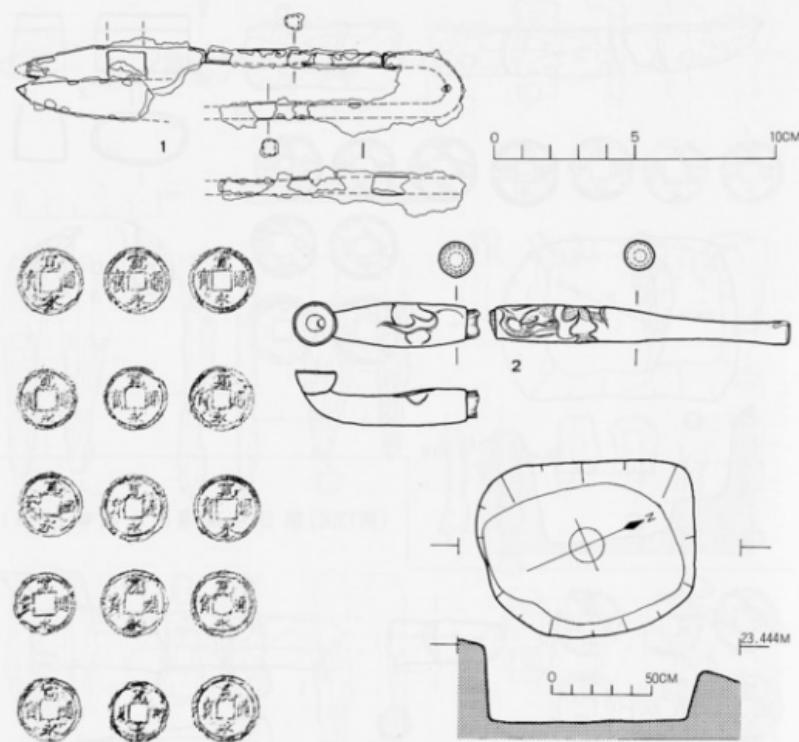
(第9図) 第18号墓塚出土遺物



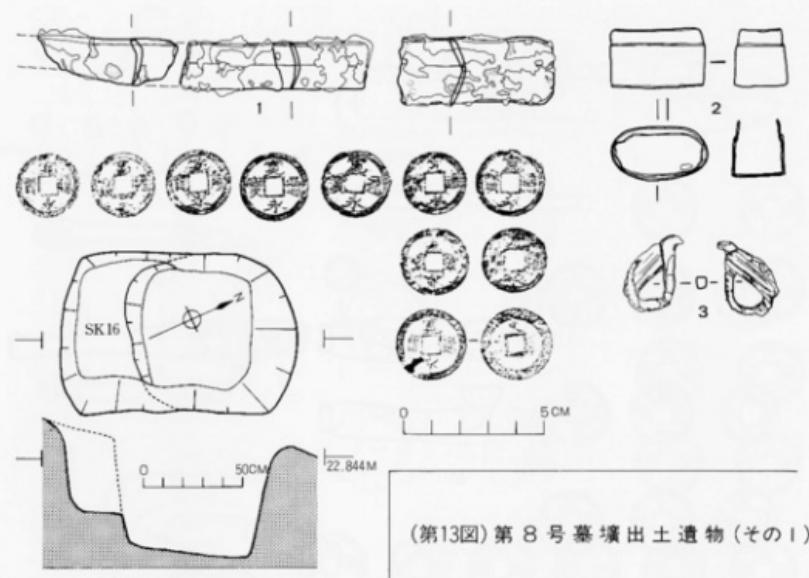
(第10図) 第5号墓 墓出土遺物



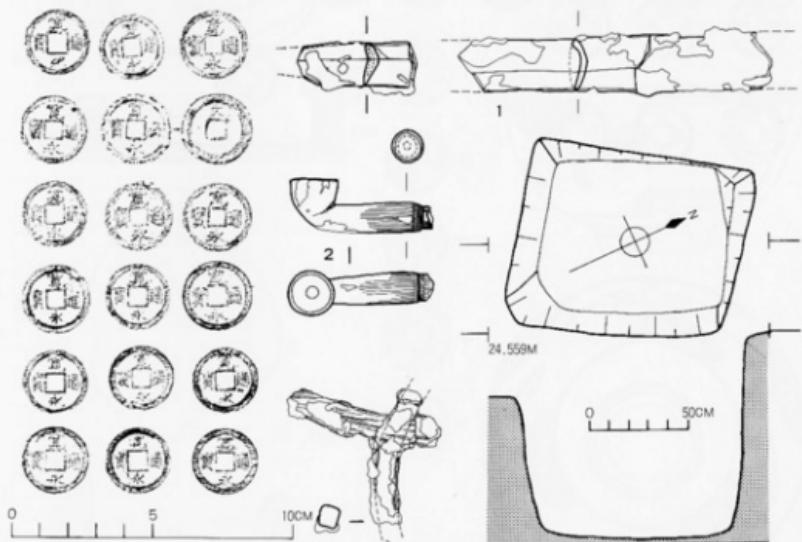
(第11図) 第6号墓墳出土遺物



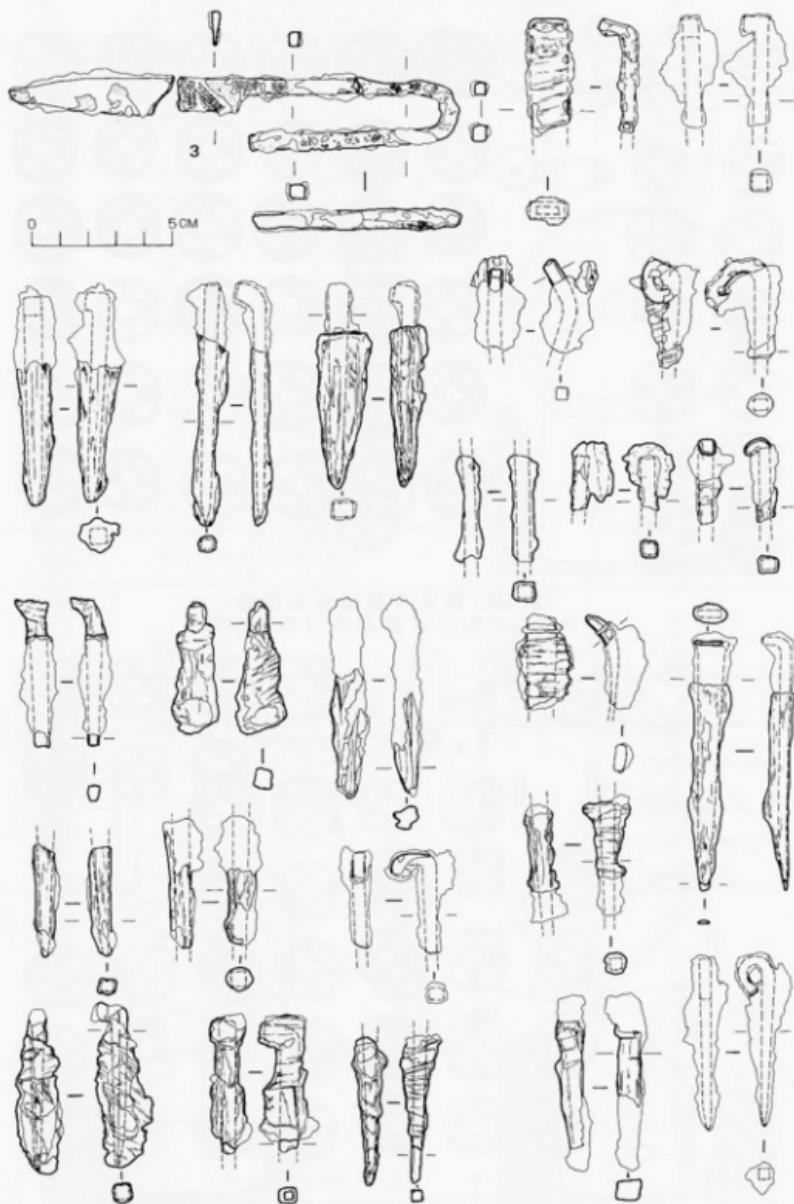
(第12図) 第7号墓壙出土遺物



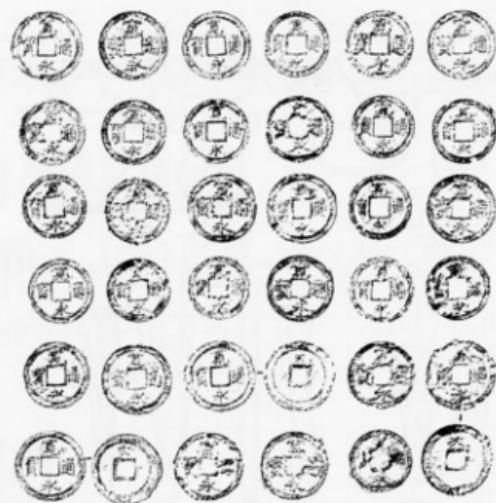
(第13図) 第8号墓壙出土遺物(その1)



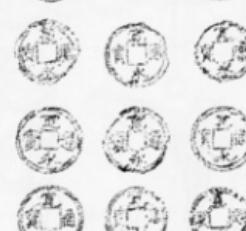
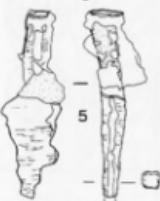
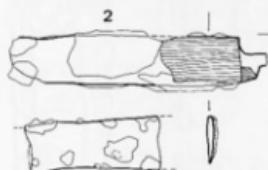
(第14図) 第8号墓 墓出土遺物(その2)



(第15図) 第8号墓塙出土遺物(その3)

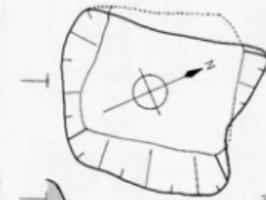


(第16図) 第9号墓塙出土遺物



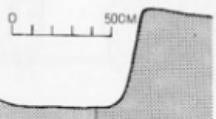
0

10 CM

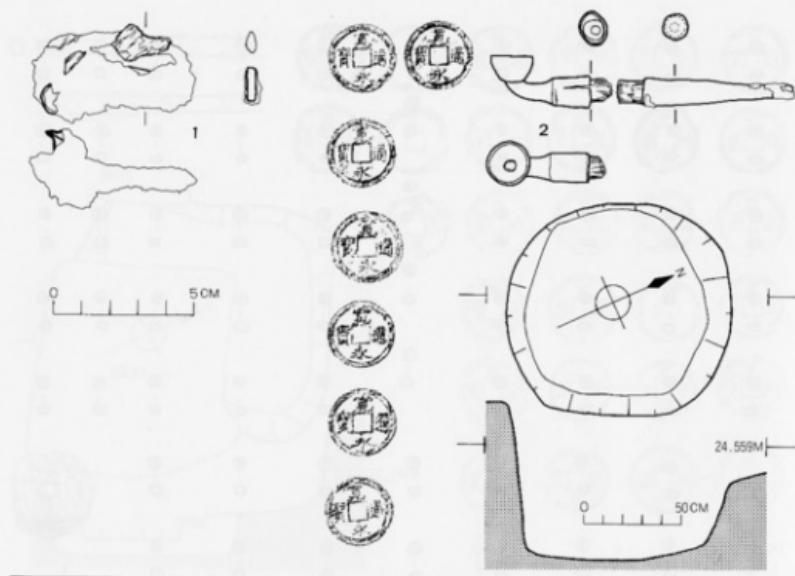


—

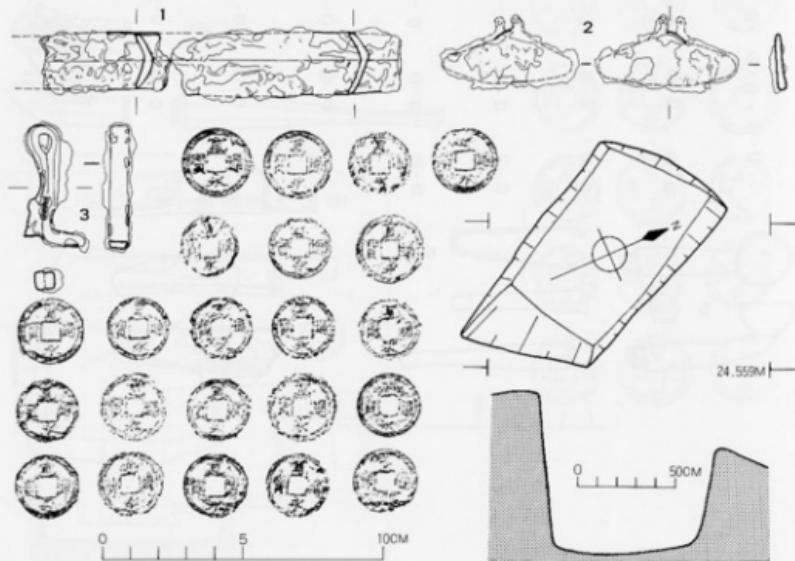
20.407M



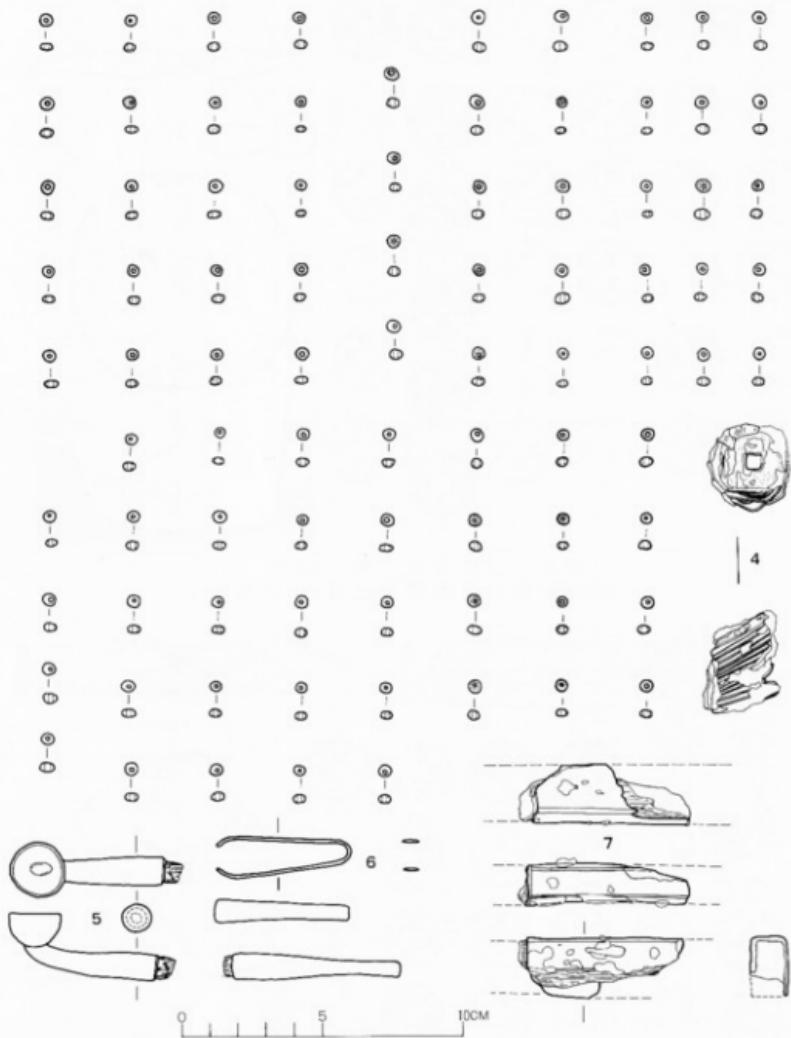
(第17図) 第10号墓壙出土遺物



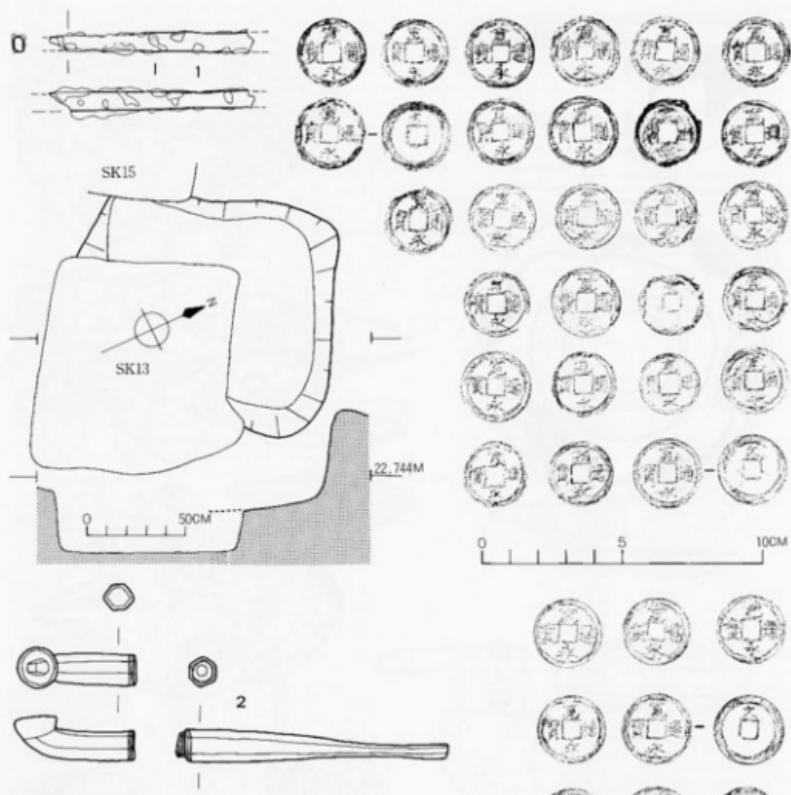
(第18図) 第11号墓壙出土遺物(その1)



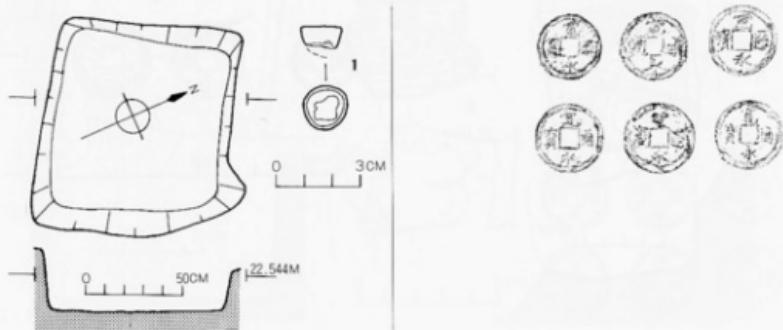
(第19図) 第11号墓壙出土遺物(その2)



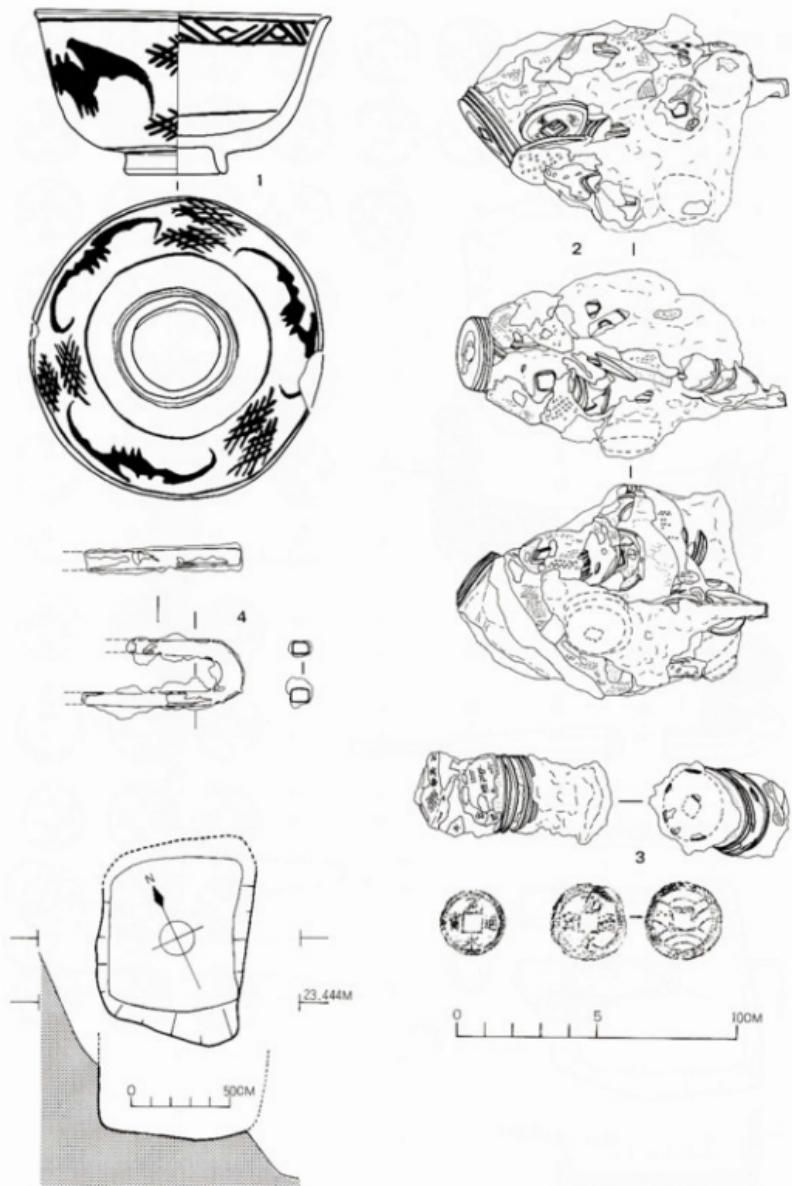
(第20図) 第12号墓塙出土遺物



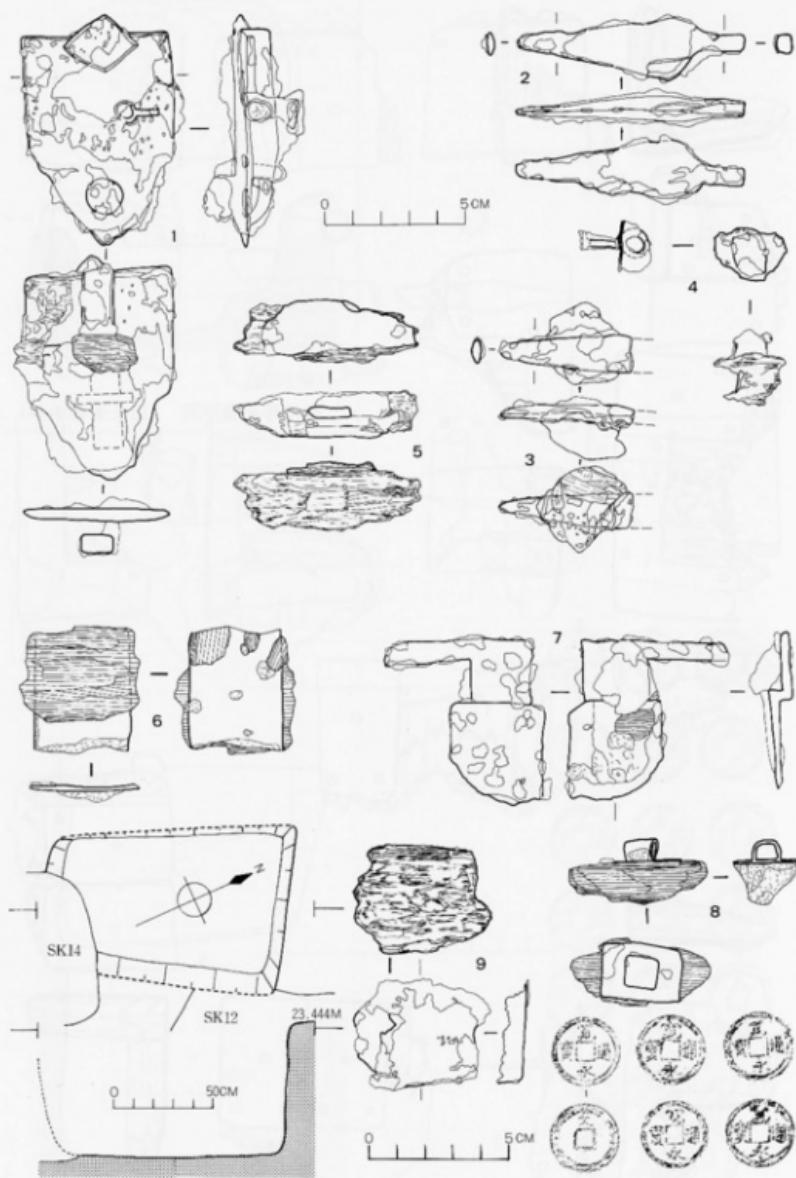
(第21図) 第13号墓塙出土遺物



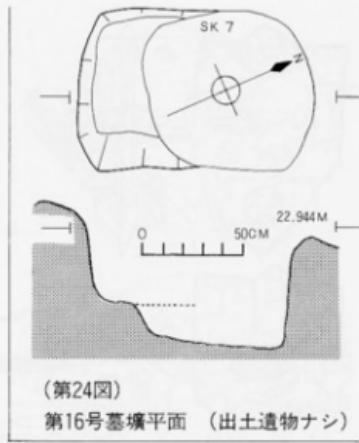
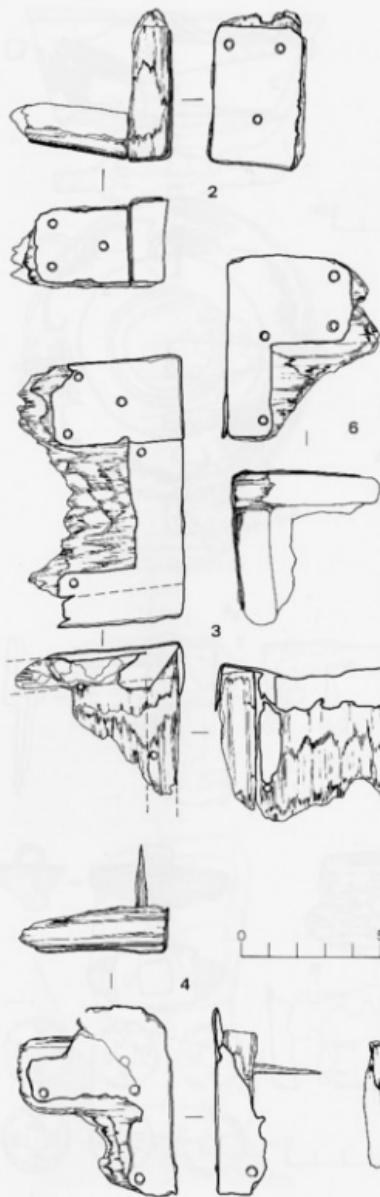
(第22図) 第14号墓 墓出土遺物



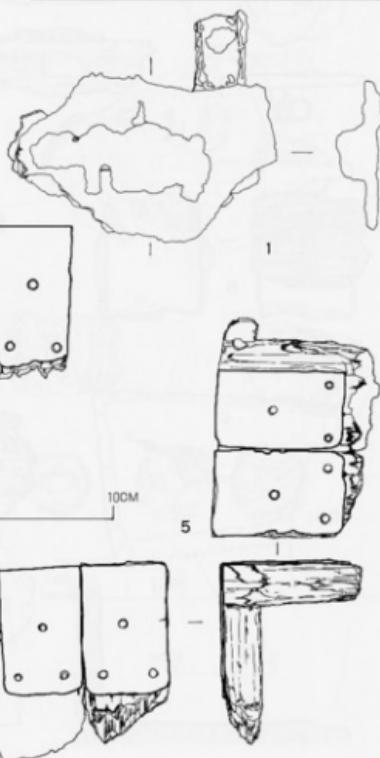
(第23図) 第15号墓塙出土遺物



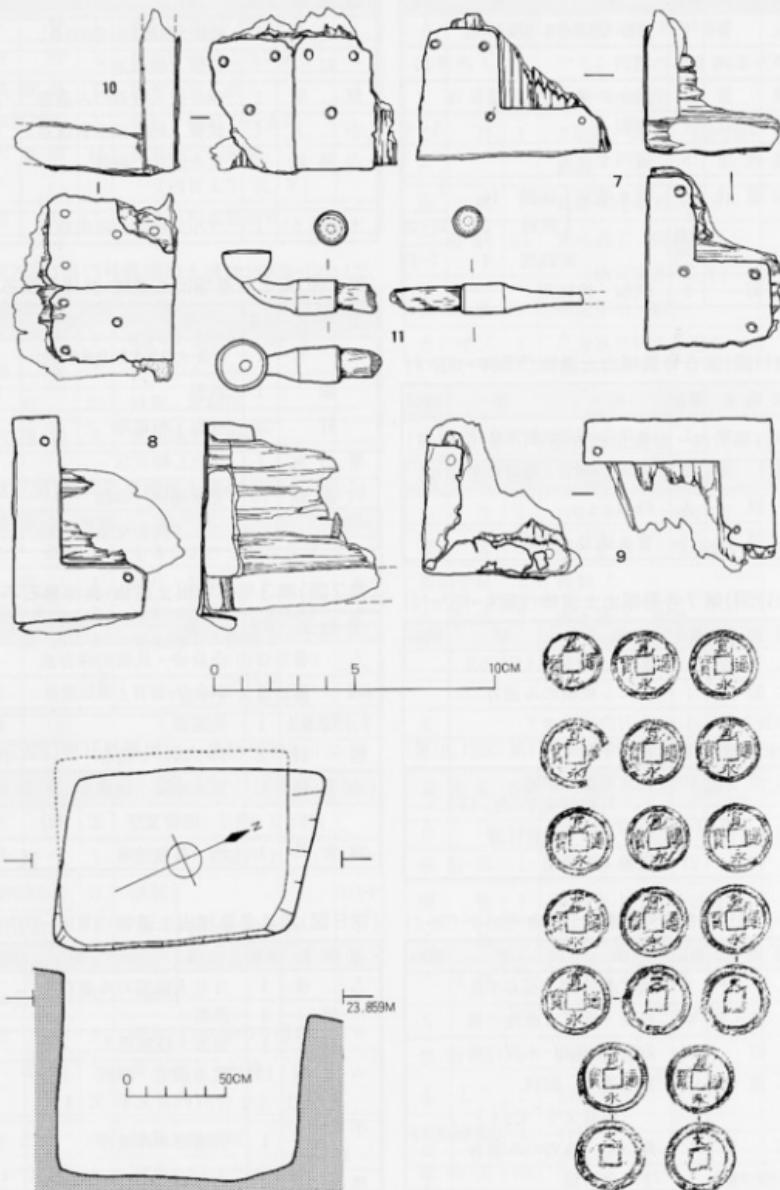
(第25図) 第17号墓壙出土遺物(その1)



(第24図)  
第16号墓壙平面 (出土遺物ナシ)



(第26図) 第17号墓塙出土遺物 (その2)



(第10図)第5号墓壙出土遺物(明治3年-1870・△)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・大脛部遺存・他保存不良	
伊万里碗	1	完形	16
煙管	1	銅合金・雁首と吸口遺存	1
飾金具	4	銅製	3~6
数珠玉	5	透明カラス	2
六道錢	21 + 枚數不明	寛永通宝 銅錢 16 銅錢 5 銅錢塊 4	11~15 7~10
釘	6	鉄製・棺組用	

(第11図)第6号墓壙出土遺物(天保8年-1837・△)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	全身分・保存比較的良好	
煙管	1	銅合金・雁首と吸口遺存	2
鍼	1	鉄製	1
六道錢	15	寛永通宝 銅錢	—

(第12図)第7号墓壙出土遺物(宝曆2年-1752・△)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・大脛部遺存するも保存不良	
木製椀	1	ウルシ被膜のみ遺存	
銅製金具	1	小刀の柄頭カ?	2
V状折曲鉄製品	1	用途不明	1
六道錢	10	寛永通宝 銅錢 (内背文字「文」1)	—
鉄製品	1	用途不明・木質付着	3
釘	21	鉄製・棺組用	

(第13~15図)第8号墓壙出土遺物(明和5年-1768・△)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋遺存するも保存不良	
鍼	1	鉄製・捏部に布地付着	3
釘	26	鉄製・棺組用・木質付着	—
六道錢	50	寛永通宝 銅錢 (内背文字「文」4)	—
煙管	1	銅合金・雁首のみ遺存	2
V状折曲鉄製品	1	2ヶに折損	1

(第5図)第1号墓壙出土遺物・共伴墓石不明

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・大脛部遺存・他保存悪し	
釘	1	鉄製・棺組用?	
煙管	1	銅合金・雁首のみ遺存	2
小刀	1	鉄製・柄部に木質遺存	1
六道錢	32	寛永通宝 銅錢	—
木製椀?	1	ウルシ被膜のみ遺存	

(第6図)第2号墓壙出土遺物・共伴墓石不明

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・大脛部遺存・他保存悪し	
鍼	1	鉄製	1
釘	26	鉄製・棺組用	
栗の実	1	炭化し碎片状	
六道錢	75	寛永通宝 銅錢 (内背文字「文」1)	—

(第7図)第3号墓壙出土遺物・共伴墓石不明

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	全身分・比較的保存良	
煙管	1	銅合金・雁首と吸口遺存	3
小刀状鉄製品	1	先端部?	4
棺材	2	杉? 破片2遺存	1~2
六道錢	31	寛永通宝 銅錢 (内背文字「文」22)	—
飾金具	1	紐・布地付着	5

(第8図)第4号墓壙出土遺物(宝曆7年-1757・△)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	片足大脛部のみ遺存	
鍼	1	鉄製	
釘	1	鉄製・棺組用?	
六道錢	12	寛永通宝 銅錢 (内背文字「文」1)	—
小刀状鉄製品	1	先端部のみ遺存	1
煙管	1	銅合金・吸口のみ遺存	2

(第20図)第12号墓壙出土遺物(享保10年-1725か?々)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・大脛遠存・保存不良	
煙管	1	銅合金・雁首と吸口遠存	2
鉄製品	1	用途不明・鉄?	1
木製椀?	1	ウルシ被膜のみ遠存	
六道銭	41	寛永通宝 銅銭 (内背文字「文」3)	—
棺材	1	破片(杉皮部遠存)	

(第21図)第13号墓壙出土遺物(延寶2年-1745か?々)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・脊椎一部遠存するも保存不良	
煙管	1	雁首のみ遠存	1
釘	25	鉄製・棺組用	
六道銭	2	寛永通宝 銅銭	

(第22図)第14号墓壙出土遺物(明治3年-1870年?)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	全身分あり・保存良好	
鉄	1	破片・鉄製	4
伊万里碗	1	完形(口縁部のみ一部欠損)	1
六道銭	2 + 枚数 不明	寛永通宝 銅銭 2 (内背波1) 銅銭塊2 (表面に布地付着)	— 2・3

(第23図)第15号墓壙出土遺物(天明4年-1784年?)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・大脛一部遠存 保存不良	
鉄	1	鉄製・刀部破片 2	2・3
錠前金具?	3	鉄製	1・4・8
隅金具?	1	" 同一木製箱の	7
飾金具?	1	" 付属品カ?	6
縁金具?	1	"	5
棺材	1	破片(杉皮部のみ遠存)	9
六道銭	5	寛永通宝 銅銭 (内背文字「文」1)	—
釘	20	鉄製・棺組用	
火打石	1	石英4.5×4.2×2.0cm	

(第16図)第9号墓壙出土遺物(文久2年-1862年?)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	歯及び脊椎の一部のみ遠存	
木製椀?	1	ウルシ被膜のみ遠存	
釘	1	鉄製・棺組用?	5
小刀	1	刀身部の一部のみ・木質付着 鉄製	2
金具	1	鉄製・鞘金具の一部カ?	3
六道銭	31	寛永通宝 銅銭 (内背文字「文」1)	—
鉄製品	1	用途不明・破片	4
カンザシ	1	花弁状金具のみ遠存	1

(第17図)第10号墓壙出土遺物・共伴墓石不明

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	大略全身分あり・保存良好	
煙管	1	銅合金・雁首と吸口遠存	2
錠前金具	1	鉄製	1
六道銭	7	寛永通宝 銅銭	—

(第18, 19図)第11号墓壙出土遺物(文化10年-1813年?)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	頭蓋・大脛あるも保存不良	
鉄製品	1	火打鉄カ?	2
煙管	1	銅合金・雁首と吸口遠存	5
毛抜	1	完形・銅合金	6
六道銭	22 + 枚数 不明	寛永通宝 銅銭 銅銭塊 1	4
鉄製品	1	用途不明	3
小刀?	1	柄部分カ?	7
V状折曲鉄製品	1	折損	1
数珠玉	85	ガラス製 透明28・緑57	—

(第9図)第18号墓壙出土遺物(享保元年-1735・△)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	全身分・保存良好	
棺材	5	破片・杉材	
釘	12	鉄製	
煙管	1	銅合金・雁首と吸口遺存	1
六道銭	13	寛永通宝 銅銭 (内背文字「文」1) 内4枚は圓版に木掲載	-

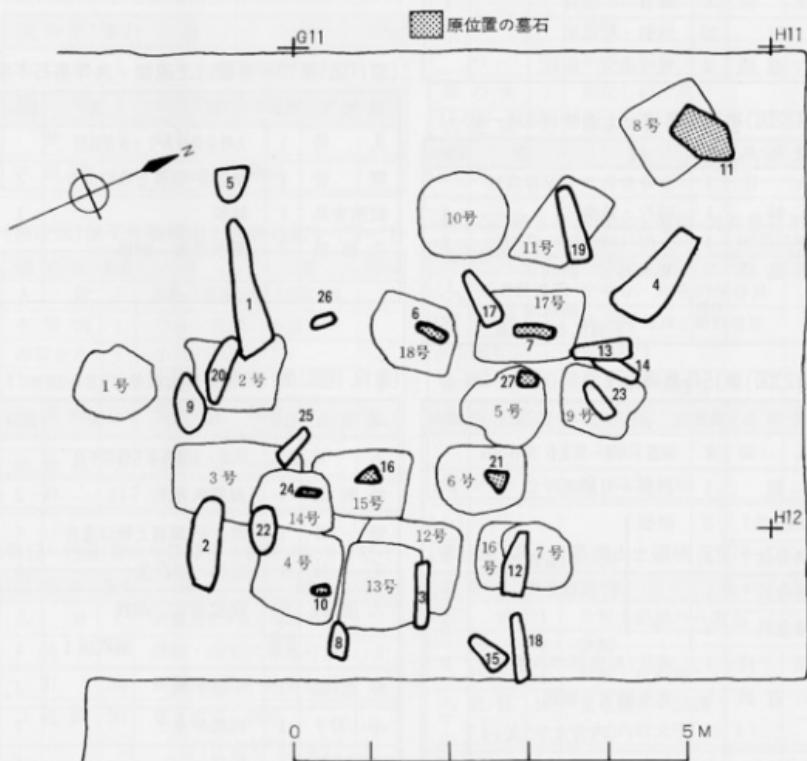
(第24図)第16号墓壙出土遺物・共伴墓石不明

\*第7号墓壙により破壊されており、出土遺物なし。その時点で改葬されたものか?

(第25, 26図)第17号墓壙出土遺物(寛保元年-1741・△)

遺物名	数量	摘要	図No.
人骨	1	全身分あり・保存良好	
煙管	1	雁首・吸口とも遺存	11
銅製箱金具	9	銅合金? } 同一木製箱付属品	2~10
鏡前金具	1	鉄製 } 1	
六道銭	15	寛永通宝 銅銭 (内背文字「文」4)	

(第27図)近世墓壙と墓石の配置



### 三、小泊遺跡の近世墓碑についての考察

(1) はじめに

昭和六十年八月十九日から、約一ヶ月の板碑調査中に、「D区」で確認した墓碑群も、板碑の精査と平行に調査が行なわれた。出土・倒伏・建碑されてあつた墓碑の確認総数は二十七基、その造立された年代は、

元禄十五年（一七〇二）の「月心照江揮定門」を上限とし、明治三年（一八七〇）と推定される「久翁樂世信士」に終るところの一六八年の間に造立されたものである。

これら一連の墓碑は、現在北上町小泊地区で民宿を営む佐々木孝志氏の先祖の墓と言われるものであり、下限の「久翁樂世信士」以降のものについては、北上町相川の「地福寺」に建碑されていると聞く。二十七基の墓碑と現在の佐々木家とを関連づける資料は乏しいが、

A、庭に生育する樹令五〇〇年以上と推定される「老梅」

B、祭祀されている「釜神」

C、古くから秘蔵されて來たと言われ、庚申講に用いられたと思われる「青面金剛」の掛軸

等は同家の古さを証明し、後述する墓碑No.13、宝曆十二年（一七六二）

「玉生公童女」の上部に刻された「丸に遠い鷹の羽」の家紋は、現在も同家の家紋であり、これらから同家と墓碑との結びつきは肯定出来よう。当初調査員は、佐々木家の不明な家系のうち、元禄十五年以降については今回の墓碑から、或る程度の系統付けは可能ではないか、この点の意識を持つて調査して來たのであるが、

A、一六八年の期間内における建碑としては、その数が少ないと推測される。

B、墓碑に彫られた俗名が少ない。

その他、後に記す若干の理由から、このことに就いては断念せざるを得なかつた。

(2) 墓碑素材の採集地についての推定

では、墓碑とするための素材となつた石塊は、どこから採集されたのか推定して見る。

現在の国道三九八号線が造成される以前は、墓碑の確認された位置から、なだらかな斜面は、現、国道の上を通り東側の谷へ落ち込んでいたと思われる。谷を隔てた東の山は、山頂に中世の小泊城跡があり、すぐ下方には勧請年不詳の稻荷社が祭祀されている。谷の東側すなわち小泊城跡のある山は、急傾斜を造つて谷川に落ちる。この接点に旧街道があり、谷川に添つて北東から南西に延びる。この旧街道はやがて東に大きく廻り込み、大室・小室に統いている。こうした地形の中での小泊の谷は奥が深く、少くとも国道が造成される以前は、水量の豊かな谷だったと考えられる。

谷川の両側面は現在でも、剥離し易い節理を持つ粘板岩の露出が一部に見られ、当然、谷底には水流に研磨された、石碑の素材に適した石塊の散在が認められたであろう。

「別表」の下欄に提示した「石質」に示す素材採集地を推定していく。砂岩系の、No.1、No.5、No.18、No.27を除外した、残余の二十三基に就いては、その一部が墓碑の建立された位置から、最短距離にあるこの「谷」と、谷の入り込む漁業協同組合附近の海岸から採集されたと考えるのがもつとも妥当なのではないだろうか。

調査の対象となつた墓碑の所有・管理者である佐々木孝志氏は、「昭和十年頃迄、小泊から舟で周辺の浜へ、墓石を探りに行つたのを覚えていふ」と話しておられるので、参考まで記しておく。

近世墓石一覧表

5 1728	4 1727	3 1725	2 1714	1 1702	No. 西暦
○桃林道花禪定門 享保十三年 市助父 (蓮 座)	○華蓮妙音禪定尼 九月十五日 享保十二年丁未 八十一孝子 (蓮 座)	○無端常相禪定門 九月五日 南無阿彌陀佛 (蓮 座)	○二葉妙念信女 九月十四日 敬白 (蓮 座)	○月心照江禪定門 正徳四年 施主 小泊三郎右衛門 (蓮 座)	元禄十五年 孝子 石銘文
砂岩系自然石 125×63×10	粘板岩 海岸の自然石を転用 107×60×14	粘板岩 122×42×13	粘板岩 110×36×12	砂岩系自然石を 二つ割りにする 168×41×17	石質 記事
文字の彫りヤゲンに 近い		文字彫り		小泊の地名を「小留」 とする表現は初見	記事

11 1768	10 1757	9 1749	8 1745	7 1741	6 1735	No. 西暦
○紅月衣昭信士 七月廿九日 明和五年 二兵衛 有年三十六 孝主 (蓮 座)	○夏中妙參禪定尼 五月十八日 宝曆七丁半天 二兵衛母六十 敬白 (蓮 座)	○梅岩妙香禪定尼 三月廿一日作右衛門妻 敬白 (蓮 座)	○寒空道清禪定門 十二月廿五日 寛延二己巳稔 敬白 (蓮 座)	本光明心信女 七月二日 延享二年 孝子 (蓮 座)	○觀照明音禪定門 二月十七日 寛保元辛酉 穀穏 (蓮 座)	享保二十年 石銘文
粘板岩 小泊の墓碑中最大 200×45×9.5	粘板岩 沢からの採集石 99×23×22.5	粘板岩 海岸の自然石を転用 87×40×7	礫状の砂岩 95×36×17	粘板岩 77×60×7	粘板岩 64.5×24×14	石質 記事
上部の二重円相・法 名の「紅」、裏面に朱 と金箔の残存を見る	文字はヤゲン彫り	上部の円相は陰刻			文字の彫られる部分 のみ薄く加工当然埋 没部は厚くなる	記事

17 I 7 8 4	16 I 7 8 4	15 I 7 7 7	14 I 7 6 6	13 I 7 6 2	12 I 7 5 2	No. 西暦
○萬安妙秋禪定尼 天明四辰天 九月八日	○祖全了意信士 天明四辰とし 正月三日天	○茂林妙繁善女 九月二日	○春林道花禪定門 二月廿九日 明和三年	玉生公童女 六月廿六日 (野菊)	高安知月禪定門 八月初四日 宝曆二壬申年 (丸に違い彌の羽の家紋)	墓 石 銘 文
粘板岩 78×25×15	粘板岩 海岸の自然石を転用 67×30×20	粘板岩 73×34×10	礫 80×23×13	粘板岩に似た様 状の自然石 90×27×15	粘板岩 93×45×7	石質 記事
文字は点彫りでヤグ ン種のV字切り込み	上部の「円相」は他に くらべ小さい 文字は点彫り			家紋と野菊の葉に金 箔の残存を見る	「門」と運座が重なる、 文字と光に彰り、その 上に運座をダグラセする 形法	

23 I 8 6 2	22 I 8 3 7	21 I 8 3 7	20 I 8 2 7	19 I 8 1 3	18 I 8 0 6	No. 西暦
○智光孩兒 文久二年 八月八日	○海岸了窮信士 天保八年 七月十三日	○真應妙空信女 天保八丁酉年 四月廿八日	○大弘圓常信士 文政十丁亥年 閏六月廿七日 七十才	○初眠了秋信女 文化十癸酉年 六月廿有九日塔 歲七十九歳	○無僧定心善男 十二月初四日 丙午年 仁藏事	墓 石 銘 文
粘板岩 55×25×8	粘板岩 礫状 65×52×11	粘板岩 85×35×8	粘板岩 92×28.5×19	粘板岩 礫状 98×38×16	砂岩 92×28×14	石質 記事
				碑面の下方に穿孔貝 による穿孔あり	円相の上方に天蓋を 象徴する「波形」の線 が横に走る	

M.	墓	石	銘	文
明治三十一年 六月十日	○本控妙生信女	行年 五十七年	於まき 五十七	明治三十一年 行年
十二月一日 卯(月)四天	即奄妙心禪定尼	(蓮 座)	(蓮 座)	(蓮 座)
月廿三日 明治三十一年 六月三日	道華信男	柳津 (蓮 座)	粘板岩 53×31×7	粘板岩 65×25×7
仁右衛門 八十ニ才卒	久翁樂世信士	砂 岩 75×23×23	粘板岩 60×36×11	粘板岩 65×25×7
蓮座に朱の残存あり			縦二つに割けた断碑	行年・蓮座・俗名に 朱が残存する

註一、墓碑に使用されていた「旧字」「異体字」等については正字に直した。  
 二、「断碑」「剥離」等により不明な文字は  
 とした。

(3) 蓮座を主とした莊嚴紋様について  
 調査の対照となつた墓碑の最も著しい特徴は、附近（大滝・小滝・相川）のそれらに比し、戒名の周囲に彫られた、蓮座を主とした莊嚴紋様にある。「別表」の一覧表では触れなかつたので、蓮座・その他の莊嚴物について説明を加えて見る。

死後の戒名を佛と見て、「莊嚴」のために蓮座等を墓碑に彫するが、蓮座のみに就いて言えばその前身と見られるものは、佛教以前のバラモン教の彫刻等にも見受けられ、遠くはエジプトの石造物にも蓮華座に似たものがあると言われる。日本では飛鳥時代すでに蓮座があつたが、当時のものは單純で、非美術的なものだったようである。」貞觀時代（七八一—八九七）頃には、それ迄のシンプルな型から莊嚴された型に工夫が加えられて来る。

#### 墓碑 No. 1

蓮座は九葉の蓮弁が半円を画き、九十度一杯に展開し蓮座下方の「シメ」に蓮根の茎から生ずる根（ヒゲ）様の物を八の字型に延ばす。

七葉の蓮弁が六〇度に広がり、ヒゲ状の根がこれも八の字を造り両側に広がる。この蓮座は、No.1の蓮座とほぼスタイルを同じくするので、No.1（一七〇二）、No.2（一七一四）と、建立された年差から推せば、同一人物による彫りか、又はNo.1の作風を踏襲したと考えられる。

No. 3

蓮座は蓮弁八葉で構成される。ヒゲ様の根はNo.1、No.2と同じであるが彫りは深い。

五葉の蓮弁で造られた蓮座は、開花直前の蓮花を意識しての作風を感じ

No. 4

(第28図) 小泊周辺の莊嚴蓮座の分布 (1986・2現在)



する。点刻で成型されたその蓮座は素朴である。

No 10



0 5 10 15 20 CM

この碑に彫られた蓮座は莊嚴である。上方に木瓜型の四つのふくらみを持つ曲線を刻し(左図)、その中に九ヶの点孔を穿つ、下方には蓮根



ゲ状のものは重厚な安定感を与えていている。

此の蓮座を彫るために使用された先ノミは、

通常のそれより大型の工具ではなかつたかと彫り痕から窺がわれたが、推定の域を出ない。

No 11

蓮座は、No 10 の作風の踏襲のようにも見えるが、図柄はNo 10よりもやや綴

長となり、木瓜様の四本の曲線で囲まれた中の「点」もその数を増す。蓮弁

の大きさは、縦一八センチ・横一六センチと大きく、墓碑全体から受ける感じは、最大のウエイトを置くべき「戒名」より蓮座に重点を置いた、とすら感じられる。

No 10、No 11、及びNo 14の莊嚴物としての特異な蓮座紋様は、調査員の後日の傍証調査でも、小泊北方の滝浜に於てやはり宝曆年間の墓碑に、



0 5 10 15 20 CM

一基の類例が見られ、この他、小泊には宝曆二年（一七五三）の「名号碑」にも確認出来ることから、若干の危険性を孕むが現時点では、小泊地域を中心とした割に狭い範囲のオリジナルな蓮座と判断しても差し支えないのではないか。

また、墓碑上方に彫られた二重円相のうち、内円の内部を極めて細密な点刻で彫りこなしているが、これも隣接する集落では確認出来なかつたものであり、調査対象墓碑の一つの特徴として、特記されるべきであろう。

No 12

蓮座は木彫の佛像を乗せる蓮座に酷似する。戒名の「高安知月禪定門」の「門」に、ダブらせて蓮座を彫る。この事は「別表」でも触れたが、類例も少ないと考へるので記して置く。

No 13

蓮座は木彫の佛像を乗せる蓮座に酷似する。戒名の「高安知月禪定門」の「門」に、ダブらせて蓮座を彫る。この事は「別表」でも触れたが、類例も少ないと考へるので記して置く。

No 14

碑面の上方に「丸に達い鷹の羽」の家紋を精巧に刻む。この紋は墓地を所有管理する佐々木孝志氏宅の家紋でもある。戒名の左右に葉と茎を付けた野菊の花が対称に彫られる。更に「菱菊」を蓮座に替える異色の作風をした墓碑である。

No 19

「反り花」を附した蓮座は前記のNo 18に似る。

本項の記述目的から外れるが、碑の最下部に本碑のみ穿孔貝（斧足綱）による数個の穿孔が認められる、この辺から本碑の素材採集地を絞り込んで見たのだが、不明のまま現在に至っている。

No 20 - No 27

No 20、以後に造立された墓石は、文政四年（一八二二）のNo 20、天保八年（一八三七）のNo 21、同年のNo 22、文久二年（一八六二）のNo 23と続くが、蓮座を彫る型式はNo 20、で途絶え、以降は蓮座を含め他の莊具をも欠いた墓石へと移行していく。

以上、小泊墓碑に刻された、紀年銘を有する明治以前の墓碑のいくつかに焦点を当て、蓮座を主とした莊具に就いて述べた訳だが、これからでも小泊近世墓碑についての莊具は、その概略を把握出来るものと思う。

次に、昭和四十五年から四十六年にかけて、館田虎弥太・西條久雄の両氏が、小泊の板碑調査の傍ら墓碑にも調査の手を加えられたが、資料の中に、明和五年に建碑された、上部に円相を附す「一枝通花禪定門」の墓碑が記録されており、戒名の下に長方形の四角が三個（上方に一個、下方に二個を横に並べた）、所謂正三角形に配置された箱形があり、それの長方形の枠内に八個・七個・六個の点刻が認められる。今回の調査では此の墓碑は確認されておらず、長方形の箱形莊具は何を表現したものか不明であるが、参考までに記しておく、そして、この例に見られる小泊墓碑の一部紛失が、本項の冒頭で記した、「後述する若干の

碑面最上方（円相上部）に、天蓋を略式化したと推定される波型の線が、横に一条走る。「反り花」をも附した蓮弁は精緻に彫られる。

No 18

理由」と関連して來るのである。

(5) まとめ

小泊墓碑の最大の特徴は、莊嚴具にあると述べたが、この他にも特記すべき例として、墓碑No.14、天明四年（一七八四）の「祖全了意信士」の墓がある。戒名・銘文とともに素人の稚拙な点彫りで、當時石を彫る工具（ノミ）はお寺に備えて置き、建碑者に貸出し、彫りは素人の手に依つた、と地元では言われて來たが、この事を如実に示す作風だと考える。

(高橋 精二)

参考文献

- (1) 昭和五十二年一月、河北地区教育委員会発行  
「ふるさとの文化財」第一集 P四五
- (2) 昭和五十年九月、㈱秋田書店刊 丹羽基一著  
『家紋大図鑑』
- (3) 昭和五十三年八月  
「詳説、佛像の持らものと装飾」 文進堂刊
- (4) 昭和四十二年五月、㈱保育社 古良吉明著  
『原色日本貝類図鑑』
- (5) 昭和四十五年  
笠田・西條周氏の調査による「石碑資料」

## 第四章 中世の遺構と遺物

本遺跡より検出された中世の遺構、遺物としては、地山掘り込み溝状遺構一、不整形ピット、板碑七十三、板碑と推定されるもの三、渡来銭一、があり、他に板碑群と共に伴するとと思われる礫石及び焼石が多數ある。

### 一、地山掘り込み溝状遺構（第30図）

本遺構は発掘区域の最南端、急斜面が緩斜面に移行する標高約二三メートルの尾根筋に近い東南斜面に形成されたもので地山の岩盤を掘り込み約一メートルの溝をし字状に巡らすものであり、その内側中央部に二ヶのピット群を配する。

検出時の状況は表土剥離後、その直下に一辺約三メートルの四角形形状の落ち込み面として確認された。

まず溝については、遺構中央部に配された二ヶのピット周囲を西から北に区画する様に総長約五メートルの溝をし字状に配置するもので、巾は溝の上場の最も広いところで約一・三メートル、狭いところで約〇・四メートルであり、深さは場所により一様ではないが、最も深い※部で四十七センチ、浅いところでは十九センチ、平均では約二〇センチを数える。

溝の最南端は発掘前の現地調査段階で当該部に埋没横倒していた文明十四年（一四八二）の板碑を抜き取った際破壊され、その終端を知ることはできない。

遺構の南側は当該力所から激しく南側に下る斜面となり、当該板碑は文字面を上にして基部を斜面上方に置く状態で横倒していたものである。溝中には、地山が風化して細石化した礫を多量に含む腐植土状の黒褐色

色土が堆積しており、この土層中からは大略二カ所に集中する一連の石群が検出された。

しかしその検出部位が溝堆積土中の上位に位置するものが多いことから斜面上部もしくは遺構縁辺からの崩落と解することができ、直接本遺構と関連する石組みとは断定できない。

この溝に開まれた内部は約五平方メートル程度の広さをもつテラス状の大略低平な面を形成する。（緻密には地形の傾斜に応じ東に若干傾斜する。）

当該面の略中央部には約四〇センチの間隔を置いて二ヶのピットが並んで配置されている。

内一号ピットはテラスのやや南に寄った場所に位置し、直径五一×四〇センチ、深さ二三センチの略方形を呈する。

一方、二号ピットは北寄りに位置し直徑四四×三七センチ、深さ二六センチの不整形であるが、穴底は方形を呈す。

双方とも検出時の段階では、地山岩盤面を北東・南西に直線状に走る岩石節理線がピット掘り込み部分のみ離れ一定の指向性を持たないことがから、ようやく識別できたものである。

ピットを埋積しているのは五七十センチの大さの地山碎石で、これに若干の褐色土が混じる状態で縮りがあり、穴壁は堅牢な岩盤により構成されるので掘り込み後の穴壁立ち上りを識別することは容易であった。

更に特記すべき事項は本ピット掘り上げ後、最終日程の精査段階で二号ピット堆積土記録作成のため穴底及び穴壁の一部に残存する土壤の観察を実施したところ、その土中に大きいもので二センチ、小さいもので五センチの多量の焼石碎片が含まれている事実が判明した。

急ぎ一号ピットについても検証のところ、ほとんど残存土のない状況にもかかわらず、穴底のゆるい凹に残土に混じり細かく碎石化した焼石

を認めることができた。

従つて掘り上げた堆積土中にかなりの程度エラーした事は確実であり、この点から穴中の埋土には本来かなり多くの焼石碎片が含まれていた可能性が非常に強い。

なおその他には、遺構面からの出土遺物は認められなかつたが、本遺構の表土剥離段階で表土中から近世陶器破片一、及び劣化の進んだ寛永通寶一が出土した。

## 二、不整円形ピットと焼石群（第31図）

本遺構は発掘区の西側、近世墓群の上部斜面に位置するA地区板碑群と重複し、その下部岩盤面に検出された不整円形ピットであり、標高約二九五mの東に傾斜する尾根上に位置している。

長径九〇cm、短径七五cm、深さ約四〇cmを数える。検出時の状況は、地山岩盤面に該当部分のみ一〇一—二〇m大の角礫が多量かつ乱雑に混入する四角形状の落ち込みとして確認された。

ピット内はこれら地山角礫に褐色（10 YR 3/2）土が混じる状況で遺物は全く検出されなかつた。

またピットを中心として板碑分布区域と重なる様に多量の焼石碎片が認められた。

本地点では一五一—二〇mの草木根を含んだ表土直下はただちに地山岩盤となるがこれら焼石は表土中から多量に認められ、凹凸のある地山岩盤面上でもかなりの量が認められた。

一帯に火熱を受けた形跡が見られず、本地点以外の方所から搬入された可能性が強い。

焼石の分布範囲は本ピット直上の斜面部を中心に傾斜に沿い長楕円形

に東西約六m、南北約一・三mの範囲に亘り広がつておき、その分布状態は急斜に沿つて斜面下部に流れ出した状況と判断されるので、本来その分布範囲の西端区域を中心とした一帯に集積乃至は埋設されていたものと推定される。

またピットの西約〇・七mの位置と、ピットの東約一・六mの位置からは各々、永楽通寶、洪武通寶各一枚が出土した。

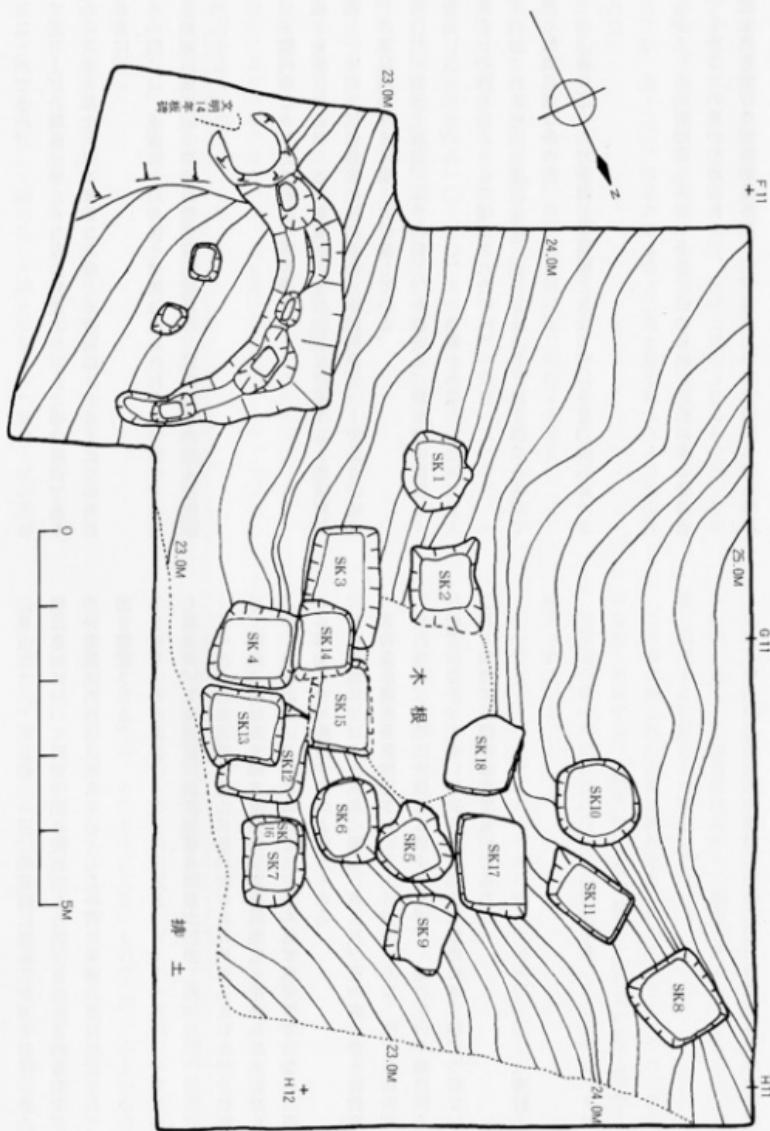
この内、永楽通寶は地山岩盤の割れ目に狹み込まれた様な状態で出土し、洪武通寶は表土の下位を形成する黒褐色土中から出土したものであるが、後者についてはその出土状況から見て原位置ではなく、斜面上部から移動した可能性が強いと考えられる。

更に本地區では表土剥離に際し、表土及びその直下から径約四一—二一m大の海岸礫が多数検出された。

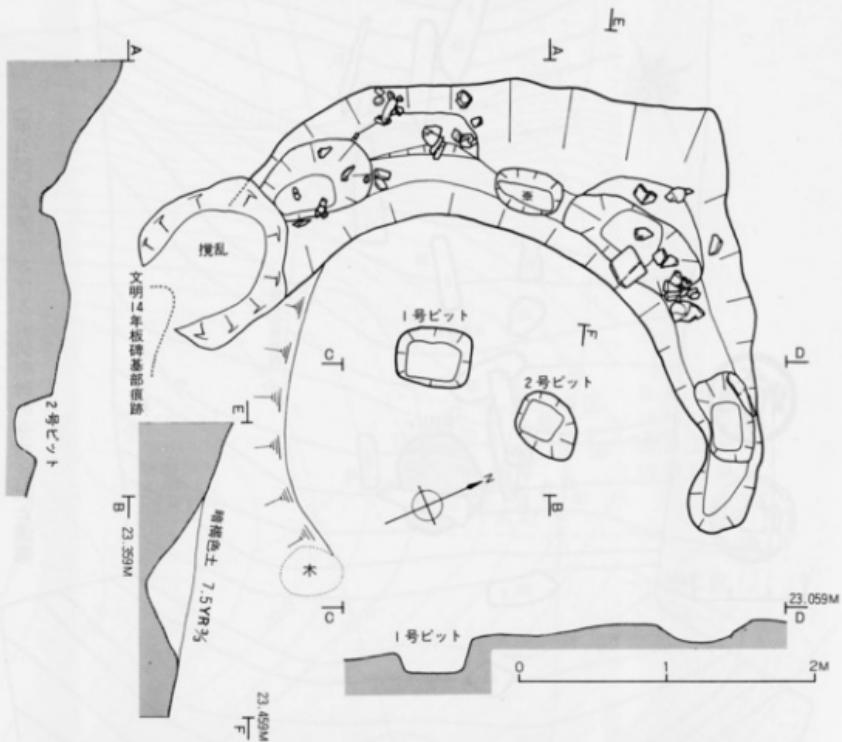
これらは、その出土状態も散々伍々で、一定の配列や規格性を有する状況ではなかつたが、特に板碑群の分布地点に多く検出されているのこれと関連する礫石と見て良いであろう。

（中村 光一）

(第29図) 検出遺構配置図



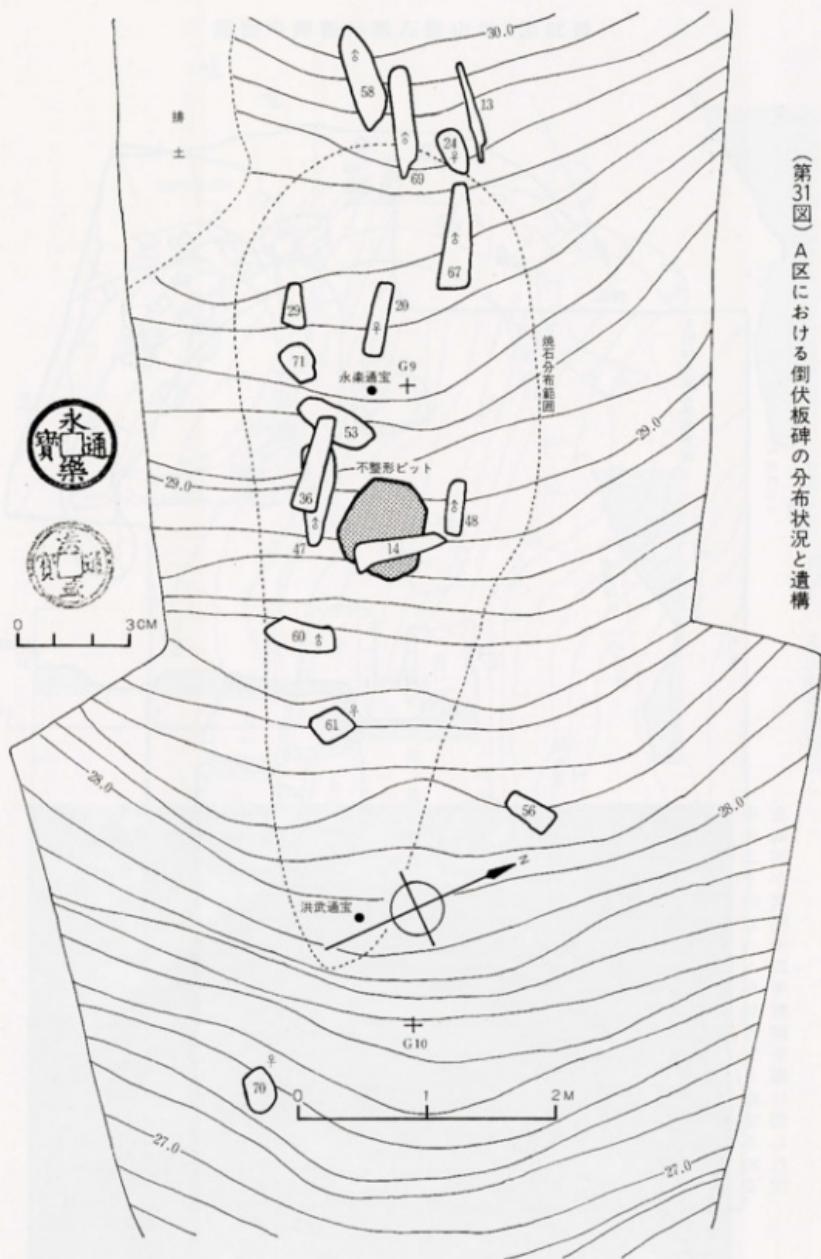
(第30図) 地山掘込溝状遺構平面図



左端凹が文明十四年板碑を掘り起した穴  
中央二ヶのビットが納骨穴と推定される。



(第31図) A区における倒伏板碑の分布状況と遺構





(第32図) 小泊遺跡中世板碑・近世墓石分布図

### 三、中世板碑

(例言)

- 1、銘文のうち判読不能のものは字数に応じて□□、字数不明のものは□とし、判読不確実のものは△を傍示した。
- 2、年号の下の(一)内数字は西暦年号を示す。
- 3、円内の数字は板碑の整理番号である。(表I)
- 4、板碑にあらわれた古字・異体字は、解説では正字にかえた。
- 5、用語については次の区分によつた。

A区→E区 板碑の確認された位置による区分を示す。(第六章・確認地について、の項、及び、第32図参照)

(碑の形状による区分)

I類型 碑の全面が滑状を呈するもの、海岸に産出す。

II類型 碑の一面乃至三面が滑状を呈するもの、海岸及び河川に於て産出す。

III類型 右、類型以外のものを指す。

(彫法による区分)

彫I型 彫り面は浅い皿状を呈し滑らか、彫り巾は最も広い。

彫II型 彫り面が正しい「V」字型を呈するもの。

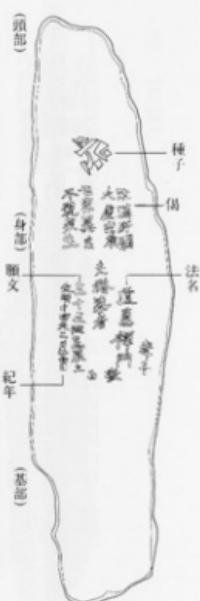
彫III型 右以外の彫法のもの。

第一回調査 昭和三十一年、高橋克弥氏による調査を云う。

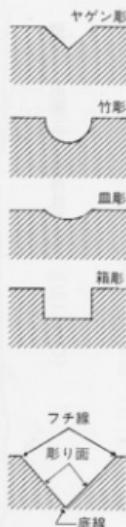
第二回調査 昭和四十五・六年、館田虎弥太、西條久雄両氏による調査。

法量 碑の高・巾・厚の順に最大値を「×」で表わしたもの。種子の大きさについても縦・横・の順に最大値を「×」で示した。

### 6、碑の各部についての呼称



7、彫りの名称 (A) と各部の呼称 (B) 及び使用具。



ヤゲン彫 断面が逆三角形状を呈するもの。

竹彫 断面が竹を横割した形状を呈するもの。

血彫 断面が浅く巾広く皿状を呈するもの。

箱彫 断面が箱状となるもの。

底線 彫り面と彫り面が接して作る線。

フチ線 碑面と彫り面が接して作る線。

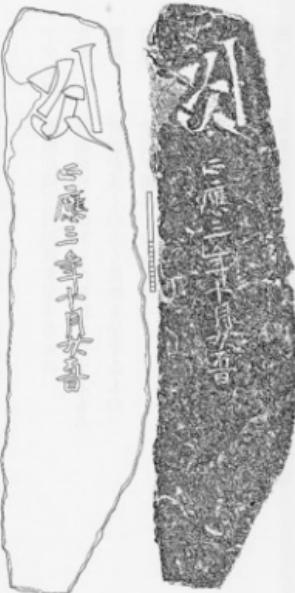
彫り面 彫られて出来る面をいう。

先ノミ 刀先が平らで巾のあるノミ。ノミ跡が「点」となる。

平ノミ 刀先が細く尖ったノミ。ノミ跡が「直線」となる。



正應三年十月二十五日 (一一九〇)



正應三年十月廿五日 (一一九〇)

種子 キリーケ 阿弥陀如來 彫一型 大きさ 二七×二一〇  
材質 粘板岩 法量 一三六×三四×三・五 形状 Ⅲ類型

種子 ア 胎藏界大日如來 彫一型 大きさ 一二一×一六  
材質 粘板岩 法量 一二六×三四×二六 形狀 Ⅲ類型

自然石の頭部は細くとがり、下方もまたやや細めとなり地表につき立てるための余裕を残している。碑面は手を加えられていない。種子キリーケは、全体の下辺が右下に引きのばされた形で特異。彫り巾一・八<sup>ナミ</sup>先ノミの痕跡壓然として典型的な浅い彫型を示す。紀年銘は大きめで行書体、日附を月の左右に配している。その他の銘文はない。種子は格調を欠くが、浅い滑らかな彫り跡はのびやかさを表現している。

碑面は自然面で凹凸あり。種子は浅い彫りで彫り面はなめらか。先ノミの使用痕あり。種子全体が傾くところは①に近い。紀年銘は四六×七<sup>ナミ</sup>の区画に行書体で一行に記す。

①と②は双式板碑をなす。(第六章、五、双式板碑の項、参照)

から一、二回あてた程度の彫りとなる。



文保元年十一月十五日 (一三一七)

種子 バン 金剛界大日如来 彫I型 大きさ 一五×一二・五  
材質 砂岩 法量 九七×二八・五×一〇 形状 II類型

ほぼ長方形の自然石。裏面に穿孔貝による多数の穿孔あり。このことは、岩礫部に於て裏面を上にして海水に洗われていたことを示す。側面は、ほぼ中央部に於て最大厚一〇<sup>mm</sup>を示し、上方にやせばまり、下方は最も細い。種子は縱長で仰月点が特に長い。字形のはびやか。彫りは浅い皿彫り、先ノミのあとを調整したノミの痕跡あり。菩提点も菱型でなく丸味を帯びている。紀年銘は、やや字形が小さくなり、ノミを両側



正中二年四月九日 (一三一五)

種子 バン 金剛界大日如来 彫II型 大きさ 一九×一〇  
材質 砂岩 法量 一〇二×一七×一一・五 形状 III類型

B区の竹やぶ附近に立つ。木や竹の根が、板碑の基部にからみ合って動かしてもビクともしない。おそらく原位置を保つものであろう。砂岩、自然石。縦に三つに割れ、三分の一にあたる右側辺が紛失しているが、残る分も中央に割れが入ったまま立っている。また、種子の仰月点の底線より上が剥離しているが、「バン」として譲りないものであろう。ヤゲン彫りがはじめて出る。両彫り面の揃った美しい彫りで、一部に先ノミの痕が深く残っている。  
紀年はやや細字となり一行に記す。干支は附さない。

この碑に限り法量の高さは地上高である。

⑤ (B 40)

延

元々年子八月廿七日

(一三三六)

右志者為過去悲母

孝子

聖靈乃至法界衆生也

敬白

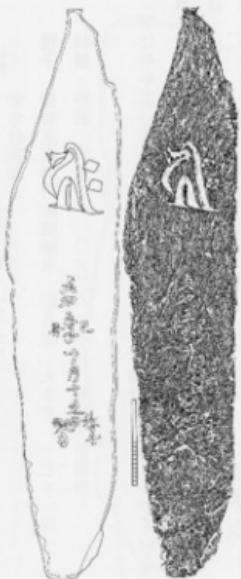
種子 マン 文殊菩薩 形Ⅱ型 大きさ 一〇×一〇  
材質 結板岩 法量 一一×一四×一八 形状 Ⅲ類型

種子は、上方約四分の一を剝離欠損するが、「マン」であろう。この種子を「**曼**」と解すると、司東真雄・梵字教本は、「應化身の大日種子」としているが、「**曼**」の使用例は近畿ではなく、志津川町波伝谷に「**曼** 延文五年子三月日 □ 曼 □ 孝子敬白」とするものがあり、美しいヤケン形で、彫り・書体とも似かようところから「**曼**」と解するものである。題文は、「**曼**き母の靈のために、そして仏法界すべての人々のためにこの塔を建てるものである」の趣意。**⑥**と双式板碑をなす。「延元」は南朝年号であるが、小泊に於ては以後すべて北朝年号が使用され、南朝年号はこの碑のみである。

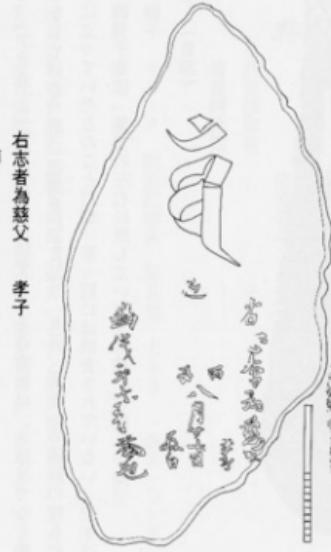




(B 18)



貞和五年十月十五日 敬白 (一三四九)

右志者為慈父 孝子  
延丙八月廿七日 (一三三六)  
幽儀平等利益也 敬白

種子 バン 金剛界大日如來 彫II型 大きさ 一一一×一〇  
材質 砂岩 法量 一一一×四〇×一六 形状 Ⅲ類型

種子は継長で、フチ線・底線ともに明瞭、くつきりしたヤゲン形。筆致・彫りに於て④に近い。年号の部分、故意に削り取られた形跡があり判読困難であるが、かすかに「延」が読まる。干支「丙子」は明瞭で、これに該当する年号を板碑造立期に求めれば、建治二年・延元元年・応永三年・康正二年・永正十三年となるが、「延」を附すものは「延元」のみであり、板碑の形式とも合致するので、「延元元年」と解するものである。願文の趣意は、「亡き父の靈の菩提のために、また他の人々にもひとしく利益のあらんことを」との願いをこめた言葉。「幽儀」は「聖三」に同じ。

種子 キリーク 阿弥陀如来 彫I型 大きさ 一五×一四

材質 粘板岩 法量 一三三三×二五・五×一〇・五 形状 皿類型

右志者為過

三十 施主

觀応二年 十月十一日 (一三五)

三年 敬白

去慈父悲母

種子 キリーク 阿弥陀如来 彫II型 大きさ 一七×一四

材質 砂岩 法量 一一〇×一八×一三 形状 皿類型

紀年銘上辺で最大巾を示し、下方に向って細くなる。厚さも上部がやや厚く重心が上方にある。種子は浅い皿彫。やや左に傾く感じは②に通じる。「アク点」二つは横に僅かにずれ、その断面は、方錐状でなく梯形をなしている。第二回調査によれば、B区、墓地への通路の傍らに逆さに立っていたとのことだが、第一回には調査されていない。紀年は一行に、干支は「年」の左右に附している。④種子と酷似する。

⑧ (B28)

下にやや広いほほ長矩形の自然石で、碑面は概ね平面を保っている。



種子は、正確な書体でヤゲン彫、彫りは深く、最大巾二・六×一、彫り面は平滑、フチ線、底線ともに明らかに彫り出されている。「カ」の第一・第二筆に特徴があり、「アク点」が目立つ。願文は、「亡くなつた父母の三十三年忌の供養のためにこの碑を建てる」と記し、「施主」とするが「孝子」と同意に用いたものであろう。年忌を示す板碑の最初であるが、三十三年忌供養本尊に阿弥陀如来を配し、室町期以降の定説となる十三仏の配置と異なるものである。

同日に両親の供養を行なつてゐるわけであるが、この「十月十一日」は忌日であろうか。両親が同日に死亡することは少なく、三十三年といふ遼忘もあり、どちらかの忌日に合わせてのものか、あるいはまた、単に供養日を記したものか。⑤・⑥についても同様のことがいえる。

種子の上辺から碑の頂部まで二一×一あり、銘文の下端より基部下辺まで一九×一しかないことは、地表に突きさして立てる板碑としては、安定度を欠くものであろう。欠損はみられない。





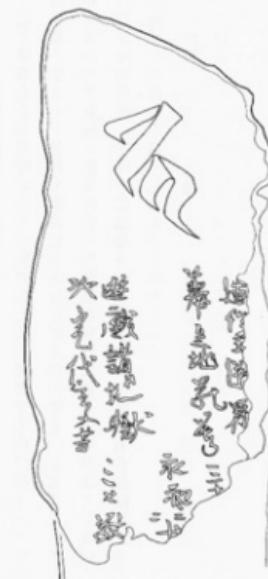
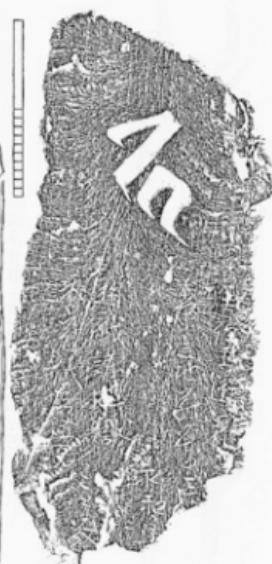
十方三世仏  
一切諸菩薩  
八万諸聖教  
皆是阿弥陀

王

応安五年二月十二日 (一三七一)

種子 キリーケ 阿弥陀如來 彫Ⅱ型 大きさ 一四×一三・五  
材質 砂岩 法量 一〇一×一八・五×一七 形状 皿類型

ほは長方形の自然石・厚さは最下部で一七<sup>ミリ</sup>と最大値を示し、上方で六・五<sup>ミリ</sup>。左方頭部を欠落のため種子の一部を欠くが「キリーケ」で誤りないものとおもう。ヤゲン彫、彫り巾一・四<sup>ミリ</sup>。はじめて側を附するものがあらわれる。十方は四方と四維（北東・東南・南西・西北）と天地、即ちあらゆる場所・方角を言い、三世は過去・現在・未来をいうことからすべての仏をさす意とする。浄土教古徳の作風といわれる。種子および傷から阿弥陀信仰に由来するものと考えられる。



造作五逆罪 三十  
常念地藏尊  
遊戲諸地獄  
決定代受苦

□□敬

永和二年 (一三七八)

種子 カ 地藏菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 一六×一〇  
材質 粘板岩 法量 六四×三〇×八・五 形状 皿類型

ほば碑の三分の一、辛うじて年号を残すのみで下部を失す。偈は

「五逆罪をなすとも常に地蔵を念すれば諸地獄をめぐって代つて苦を受けることを決定する」との意。五逆罪とは父母を殺し僧侶を殺すなどの大罪をいう。年号の右わき「三十」があり以下欠落のための不明である

が、種子から推して「三十五日」を示したものではなかつたか。とすれば、偈は出典未検ながら地蔵信仰に基づくものであり、種子「カ」とともに三ついずれも「三十五日供養」に結びつくものである。

大指に、種子不明ながら「造作五逆罪」の偈をかける「永和□年」の板碑がある。

⑪ (B 23)



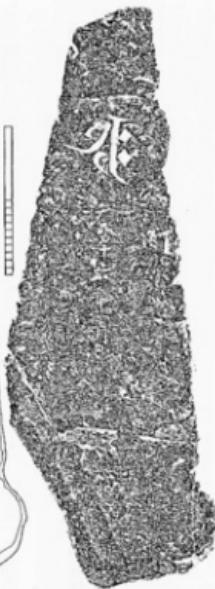
△ 宽永六年十一月廿七日 (一三九九)

敬白 五日

種子 カ 地蔵菩薩 影目型 大きさ 一四×一〇

材質 砂岩 法量 一〇〇×二七×一四 形状 Ⅲ類型

紀年銘の右から側縁に沿つて剥離のため一部文字不明。種子「カ」は後半部が小さく、曲りを直線にするなど⑩と酷似する。彫り巾一・五六、やや浅いヤゲン彫。紀年の右の欠落部に僅かに残るノミ跡より、おぼろげながら「孝子 三十」に通うものを感じる。三十五日の供養のために地蔵種子の板碑を建立したものと推察される。



右志趣者 応永廿年十月日 (一四一三)

大  
応永十六年四月日 (一四〇九)

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 九×九・五  
材質 粘板岩 法量 八九×二七×九 形状 目類型

種子「サク」は、「ア点」をはつきりと区別して強調し、ヤゲン彫の巾は、一・一<sup>サ</sup>乃至一・四<sup>サ</sup>とせまいが、鋭く、鮮明である。種子の上部には、一・一<sup>サ</sup>乃至一・四<sup>サ</sup>とせまいが、鋭く、鮮明である。種子の上部も欠落するに微かな段差あり、種子を彫出するために調整したものであろう。また、紀年銘の下、横にういノミ跡があり、基部が僅かに低くなっている。「四月日」として、はじめて日附を省略する形となる。



種子 タラーケ 虚空蔵菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 一五×九  
材質 粘板岩 法量 九〇×六・五×一〇・五 形状 Ⅲ類型

報の筋理にそつて数個に分裂し、うち一個に刻字を見るが他に文字を刻むものは発見されなかつた。主となるものに種子の中心部と紀年銘が刻され、他の一片に種子の末端が彫られている。種子の上部も欠落するが二つを接合して「タラーケ」と判読した。断碑ながら格調の高い刷毛書で、フチ線・底線を一線にそろえ、彫り巾も一・一<sup>サ</sup>と広く正調なヤゲン彫りである。主となる碑の厚さは一〇<sup>サ</sup>・一〇・五<sup>サ</sup>と厚板状を呈す。「十月日」と日附を省略している。

種子バン(大日如來)から大日応身真言と解するのが至当である。相川・  
おいせ峯に「種子タラーケ アラハシャナウ 永口元年四月 妙泉禪尼」  
がある。

⑮ (B 66)



種子バン 応永廿年十月日 (一四一三)

種子 バン 金剛界大日如來 形II型 大きさ 二四×一〇  
材質 粘板岩 法量 九五×三四×八 形状 III類型

種子バン 応永廿五年十月日 (一四一八)

種子 サク 効至菩薩 形II型 大きさ 一一×九  
材質 粘板岩 法量 六六×二八×六 形状 III類型

頭部が丸い長方形の自然石。種子は綾長で筆法に独特の工夫がみられる。基本的には⑥の筆法に従いながら、更に莊嚴化し多様化したものといえよう。著特點は一回巻いて左斜上にはねあげている。仰月点がないところから両者を習合させたものか。彫りの輪郭明瞭。底線も一線にとり巾二・三辺のヤゲン彫。紀年は⑬と同じ。「種子バン」(アラハ・シカナウ)は、大日応身真言であるとともに、文殊五字真言でもあるが、

種子は、左上方の一部が剥離しているが「サク」として誤りがあるま

い。彫り巾一・五<sup>七</sup>、紀年銘の左右に「ア・ウーン」「ア・バン・ボロー

ン」を配す。「ア・ウーン」については「阿は理体で胎藏界を、吽は智

徳で金剛界を表わし、阿を大日如來の種子、吽を金剛薩埵の種子とし、

この二字に金胎両部、理智二法身の徳を収める」とする。また、「ア・

バン・ボローン」については「ア」は胎藏界大日如來、「バン」は金剛

界大日如來をあらわす。「ボローン」は一字金輪で、このうち大日金輪は、

金剛界大日如來と同相のまま胎藏界の大輪三昧に住して両部不二を表現

した本尊<sup>一</sup>であるといふ。大日如來金胎理智の徳を示すとともに、両部

不二を説くものであろう。

相川に「種子キリーグ、ア・バン・ボローン、応永十八年三月日」があり、桃生町裡崎に「種子ウン ア・ウーン ア・バン・ボローン」(紀年なし)がある。

⑯ (B 39)



司々<sup>ハ</sup>志  
シテ 応永廿九年十月日 (一四二一)

刃 矢 挿門

種子ウン 阿闍梨如來 彫II型 大きさ 一六×九・五

材質 結板岩 法量 一〇二×二四×一四・五 形状 目類型

種子ウンは阿闍梨如來。十三仏信仰の定説によれば七周忌の供養本尊とされる。仰月点なし。ハケ書きヤゲン彫。彫り巾は一・三<sup>七</sup>とやや細身ながら鋭いノミ跡を見せ形よくまとまっている。<sup>15</sup>と対比すると、紀年のうち「床」が酷似し、「年十月日」も通うものがあり、左右の種子の配置は異なるが同意、など共通点がある。<sup>16</sup>は種子「ベイ」を冠し「ア・ウーン」を二度繰り返している。紀年はないが種子の彫りが<sup>16</sup>に近いものを感じる。はじめて「挿門」とするものが出て、男性の法名の下に附す尊称で、右側に並んで法名があったものか不明だが、少なくとも被供養者が男性であることを知る。



バーンク種子をヤゲン彫、底線とおりフチ線は鮮やかだが曲り部分を直線風に仕上げている。彫り巾最大二・五センチ、深さ〇・六センチ。種子の下、中央に「逆修一結衆」として紀年を入れ、その左右四行にそれぞれ七名宛の法号を刻している。右側は主として女名、左は男性と解される。そのなかに、「道性」とするものが二つあることは、同時代に同一法名が二人に用いられた例として重要であろう。「志 道徳」については不明であるが、一行目の末尾に記されていることと考へあわせて、この碑の造立について道徳が発願者であったことを示すものであろうか。

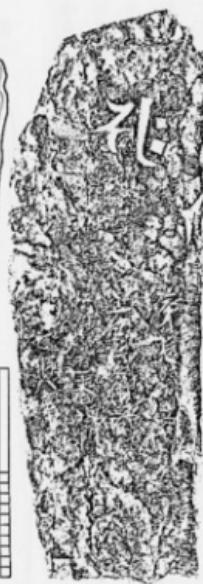
逆修の文字の表われるのは本碑が最初であり最後である。しかも二十八人の結衆（信仰による集団）によることは、從来の個人による追善供養から一大転回をはかるものであり、造立地も、墓地でもある碑石造立地域から離れた漁村への山道の高いところに、しかも海に向いて建たられるのである。

朱金 妙得 妙久 妙春 妙慶 妙海 志 道徳  
妙円 妙用 妙林 長春 妙椿 西賢 妙桂 敬  
逆修一結衆 享徳二天二月後岸 (一四五三)  
祐範 正意 道椿 道玄 道了 道清 道内 白  
明尊 良貞 道祐 道通 道性 道性 道智

種子 月輪内 パーク 金剛界大日如来 彫Ⅱ型 一八×一五  
材質 粘板岩 法量 一六×三六・五×二〇・五 形状 Ⅲ類型

粘板岩の筋理に沿って生じた長方形。碑面平滑。上方に直經二七センチの月輪を書き、その上辺は碑の頂部より一八センチを距つ。月輪はヤゲン彫、彫り巾は〇・六センチと細く彫り面は不揃いである。そのなか一杯にハケ書

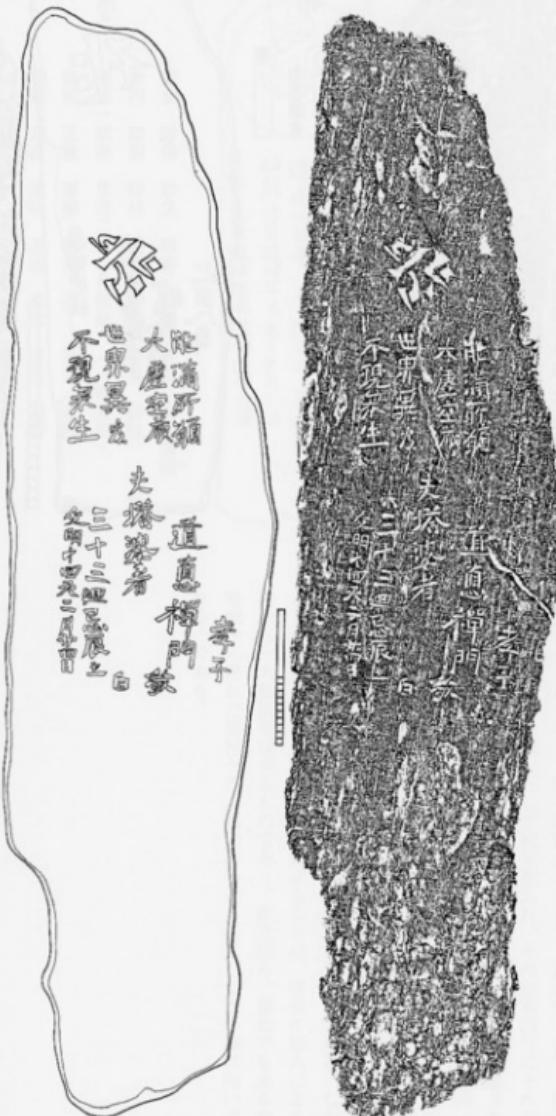
とするが月日は附していない。



奉  
右志趣者  
道春惣門  
文明八年 (一四七六)

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 八×八・五  
材質 粘板岩 法量 五七・五×二〇×六 形状 Ⅲ類型

種子サクは筆書きのやや巾広いヤゲン彫りで、彫り面は一致しない部分もある。発心点(ア点)をつくらず、屈曲部を意識して強調し、底線は美しくとおっている。「奉」の下に数字ある模様だが不明、文明八年



材質 粘板岩 法量 一六九×四〇×一九 形狀 Ⅲ類型

能滿所願  
道德擇門  
孝子  
敬  
白  
三十三回忌辰立  
文明十四天二月廿四日  
(一四八二)

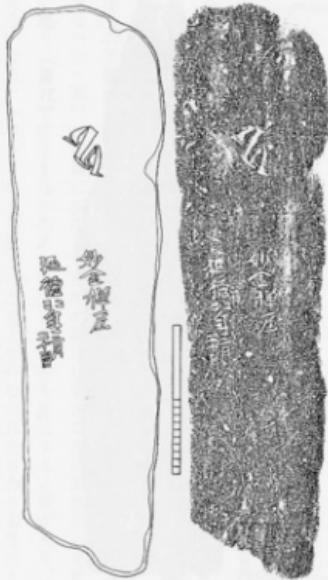
小説最大の構成である「種子」は確実に比べ小さくノケ書き、聞り中一五七〇。底線は一段と低い溝をつくる。

種子 タラーケ 虚空藏菩薩 彫三型 大きさ 一一・五×一一

「能満所願」の傍は発見例がなく保頃の研究家・加藤政久氏（宮城県柴田町）の御教示によれば、大正大藏經V一三・V二〇・V二一には虚

空蔵に関する經典が多数あるがその何れにも記載はなく、おそらく同V  
二〇、No一一四五「虚空藏菩薩能滿所願最勝心陀羅尼求聞持經」という  
經典の題名をヒントに、作偈されたものではないかとのことである。何  
れにしても、虚空藏を称讚するもので、種子とともに願文の三十三回忌  
辰菩提供養に相応しいものであるといえよう。「夫塔婆者」とあること  
からこの碑を塔婆と解していたことが窺われる。

(B4)



妙金禪尼 延徳四年三月二十四日 (一四九一)

種子 力 地藏菩薩 彫目型 大きさ 七×五  
材質 粘板岩 法量 七九×一三×六 形状 Ⅲ類型

種子力は特異な書体で、七×五と小型、彫り巾〇・八と細いヤゲ  
ン影で、書体・彫りとも稚拙の感をまぬがれない。

妙金禪尼の菩提供養のために建てられたもので、種子に従えば三十五  
日供養となろう。妙金禪尼とするものは今回の調査で五基発見されたが、  
紀年を附すものは本基のみである。

(B6)



種子 バク 飛迦如來 彫一型 大きさ 一四×一九  
材質 粘板岩 法量 一九×一七×一七 形状 Ⅲ類型

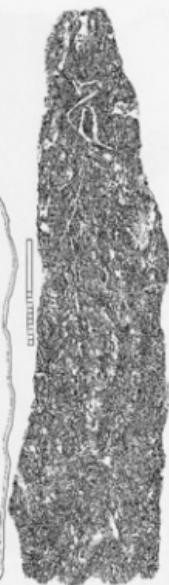
頭部を斜めに切り下した長方形で基部を細めている。

種子バクは異形で、曲線部は直線を組み合わせて合成している。

先ノミを以て碑面直上よりたたくことによつて出来る点の連続により、  
大よその彫影の形を整えたあと、さらに調整したとおもわれるノミ跡が  
歴然と残っている。彫一型の特徴としてフチ線がないため茫洋とした感  
じはあるが、大型の種子が碑面一杯を占有して雄大である。

この種子は、④の種子との対比に於て、彫りが同型であること、書体が近いこと、種子の大きさが二四×一九に対し、二三×一九と近値であること、碑の高さ・巾が一・一九×二七に対し、二二八×三〇と近いものであることなどから関連性があるものとおもわれる。また①・②・③の彫りと共通性があり、種子の大きさとも関連して、さらに、ともにC区にあることなどから推して、無記年である④は、③と余り離れない年代のものと考へる。

② (B 31)



彫り面は一面は深く、一面はゆるやかで長いなど必ずしも均等でなく、中心部に於て段差をつくる。彫りは浅い。書風は丸味をおび、浅くせまい彫りなどから室町期のものとおもわれる。一二三・五<sup>±</sup>と大型碑の頂部から種子末端まで二七<sup>±</sup>と極端に上に片寄って彫られる。他に記銘はなく裏面は水流による磨耗面である。

③ (B 32)



種子 力 地藏菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 一三・五×七  
材質 粘板岩 法量 一二三・五×三〇×一四 形状 Ⅱ類型

6

種子 力 地藏菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 一六×八  
材質 砂岩 法量 一三一×三一×一一 形状 Ⅲ類型

6

種子 力 地藏菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 一三・五×七  
材質 粘板岩 法量 一二三・五×三〇×一四 形状 Ⅱ類型

種子力は縦長で一三・五×七<sup>±</sup>、彫り巾は〇・五一〇・七<sup>±</sup>とせまく、

種子は筆書き、発心点をつくらず、丸味をおびた書体で書かれている。  
彫りは浅く巾一・二<sup>±</sup>。フチ線は不明瞭で底線も一部不鮮明の部分あり。  
種子の手法は②の流れを汲みながら、さらに乱れた傾向を示すものである。運筆の方向にノミを滑らせた痕跡が残る。



妙金釋尼

種子 力 地藏菩薩 彫三型 大きさ 一〇×五  
材質 粘板岩 法量 五〇×二五×八・五 形状 I類型

巾広で小型の石、全面滑面で明らかに海岸より採集したものとおもわれる。種子の書風は筆書きによるもので、彫り巾は一・一・三<sup>セミ</sup>、浅い

彫りでヤゲン彫のくずれた形を示し、底線を刻み出さない部分もある。

種子、法名は、彫り、書体ともに粗雑で、特に法名は簡略されている。

法名の下端から碑の末端まで、つまり、基部といわれる土中に埋まる部分は一一・五<sup>セミ</sup>と極端に少なく、小型の石とはいながら倒伏のおそれがあり、従つて安定を保つためには法名の一部を埋没する必要があり、あるいは立てかけることを前提とした造立が行なわれたものとも受け取れる。



妙海釋尼

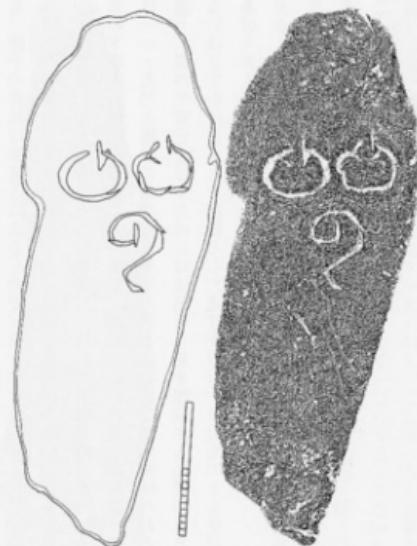
種子 力 地藏菩薩 彫三型 大きさ 九×四・五  
材質 粘板岩 法量 六九×二三×八 形状 III類型

種子の書風は②に近く、ハケ書ながら全体に細く弱く、形も崩れて

いる。

種子 力 地藏菩薩 彫三型 大きさ 一三×七  
材質 粘板岩 法量 七九×二三×一〇 形状 III類型





種子 イ一 地蔵菩薩 彫三型 大きさ 一一×二〇  
材質 粘板岩 法量 八六×三一・五×七 形状 三類型

高さ八六センチの碑に二一センチの種子、更に埋没分を考えると、種子が碑面を占有する形となる。種子イ一は帝釈天とする解釈もあるが、この場合、地蔵菩薩と解すべきであろう。種子の彫法については別項で詳述するが、彫り巾はせまく、しかも浅く、技巧的には稚拙といえるものであるが、堂々たる書体は筆法に叶つたもので、特に上の円形の始筆を二ヶ所につくる点など、熟達した密教僧侶の指導にしたがつたものであろう。



種子 イ一 地蔵菩薩 彫三型 大きさ (不明)  
材質 粘板岩 法量 九七×三九×一三 形状 三類型

碑の上部に種子の一部がみえ、その右上に「。」の下半分らしきを認める。左上は剥離して痕跡をとどめない。下の「。」は他の種子に表われることなく、右上の痕跡とあわして「イ」と考えられる。即ち⑦と同じく地蔵菩薩を表明するものであろう。彫り巾は〇・五センチ、浅く底線がない。⑦との類似点をあげれば、

イ、本碑の種子は一部ではあるが、彫り、彫り巾、線の流れ、大きさ、全体的な感じから⑦と同一筆法・同一彫法によるものとおもう。

B、碑の高・巾・厚がほぼ近値であること。

C、種子の上辺が碑の頂点より、(2)は二二七、本碑は二〇一一二一七と推定され、種子がほぼ同位置にあること。

D、「○」の長さが一七七と「？」の長さと同値であり、種子全体の大きさはほぼ同程度のものとおもわれること。

E、二基とも「C区」にあり、種子以外の銘文を記さず。

以上のことから二基は相互に関連するものであり、殆ど同時代に造立された可能性も出てくる。さらには両基の関連から六地蔵信仰への移行も考えられる。

(A 26)



種子 月輪 イ一 地蔵菩薩 彫皿型 大きさ四・五×六・五  
材質 粘板岩 法量 五一×二四×一〇 形状 一類型

海岸より採集された自然石で周縁に穿孔貝による多数の小穴を有する。平滑な碑面は調整されることなく、上方に円相（月輪）をうがち、その下に「イー」を刻む。円相は五・五×六・五と稍円に近く、彫り巾〇・五乃至〇・六センチ、ヤケン彫のくずれた形をとり浅い。「イー」は四・五

×四センチと小さく彫り巾は〇・四センチとせまい。左右の「●」点は先ノミで除刻する。「手」は「梵」の異体で地蔵菩薩と解すべきであろう。(2)と(3)とは全く別種で関連あるものとはおもえない。円相は数十種に及ぶ広い意義があるものとされ、大圓鏡智、無始無終、生死同現、一切空などに解され、特に禪宗で重要視されている。

(B 1)



道朋禪門

種子 ベイ 薬師如来 形Ⅱ型 大きさ 一一×八  
 材質 粘板岩 法量 七二×三三・一×八 形状 Ⅲ類型  
 周縁に凹凸ある自然石。種子薬師如来は七日忌供養本尊として掲げられたものか。彫り巾一・〇<sup>ミリ</sup>のヤゲン影。「ア」点を極端に長く強調す。

⑪ (B 45)



刃  
肉

種子 ベイ 薬師如来 形Ⅱ型 大きさ 一三・五×八  
 材質 砂岩 法量 七六×一三・五×一四 形状 Ⅲ類型

種子は、左上部を欠くが僅かに「エ一点」の一部を認め得るため「ベイ」として差支えないものであろう。左右の「ア・ウーン」については、「阿は口を開いて発する最初の音声で字音最初であり、吽は口を開じて発生する音声で字音の最後である。だからこの二字は一切法の本初と窓極を象徴する。」<sup>(一)</sup> とし、阿は胎膜界を、吽は金剛界を意味し、ア・ウーンを以て金胎両部、理智不二を表現したものであろう。  
 ほか、紀年・法名はない。

⑫ (B 67)



種子 ベイ 薬師如来 形Ⅲ型 大きさ 一一×八  
 材質 砂岩 法量 五九×二六×一一・五 形状 I類型  
 碑の右辺・上から下まで約一<sup>ミリ</sup>の巾に石英を挟みこんでいる。海岸より採集されたものであろう。種子のほか銘文はない。

刃  
肉



案道

種子 バイ 薬師如来 彫Ⅲ型 大きさ 一一×八  
材質 粘板岩 法量 六二×一七×五 形状 Ⅲ類型

種子はハケ書きを模した筆書きともいいうべき特異のもので、彫りも稚拙である。法名の一字「道」らしき字を刻むが割離のため不明である。

(B 75)



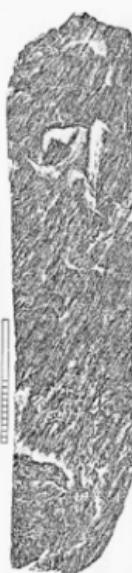
(B 70)

種子 バイ 多門天 彫Ⅲ型 大きさ 九・五×七  
材質 砂岩 法量 五一×一九・五×八・五 形状 I類型

海岸より採集したもので、側面に多数の穿孔貝による穿孔のある小型の石である。B区・④附近の斜面で、木の葉をかぶつた状態で確認されたことから上部からの滑落が考えられる。種子バイは異体で、彫り巾は〇・七ミ、僅かに彫りくぼめる程度で粗雑である。バイは多門天の種子に当たられるが、この碑の建立はおそらく室町期であり、当然十三仏信仰が定着し、年忌供養の本尊として板碑に刻まれた時代であるから、あるいは薬師如来の種子バイとの混用によるものではなかろうか。

種子の中心部に刻離があり、碑面の凹凸も加わって判読に苦しむところだが、「バイ」と解した。種子の大きさは現存するものについてのものである。海岸より採集したもので裏に穿孔あり。

(B 6)



丸  
十月十  
四  
九

種子 サ 観音菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 一七×一七  
材質 砂岩 法量 九三×二一×一 形状 Ⅲ類型

両側はほぼ平行で頭部は荒く山型になり、側面は下に向つて次第に厚みを増す。種子は一七×一七<sup>センチ</sup>。碑巾二〇<sup>センチ</sup>に対しかなり占有率が高い。

種子サはヤゲン彫、最大巾二・七<sup>センチ</sup>。底縁がとおりすつきりした彫りだが固い感じ。他に銘文はない。

彫りとなる。年号はなく「十月」を中心に左右に「十四」を配すのは日附を表わす意であろう。①の表示と同じである。さらにその左右に「キヤ・カ」をおくのは脇侍としての意か、あるいは五大種子の一部としてのものか不明。種子と銘文の間に三〇<sup>センチ</sup>の空間がある。

(B 34)



種子 サ 観音菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 九・五×一〇  
材質 粘板岩 法量 九八×二五×八 形状 Ⅲ類型



種子サ 観音菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 九・五×八  
材質 砂岩 法量 七〇×二一×一四 形状 Ⅲ類型

種子サはヤゲン彫、底線すつきり一線にとおっている。整った書体と彫りだがのがびがなく無い。他に銘文なし。

⑭ (B 57)



種子サ 観音菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 一一・五×二一  
材質 粘板岩 法量 五六×一四・五×七・五 形状 Ⅲ類型

種子サは屈折部を曲線に仕立てた特異な書体。彫り巾一・五セン。底線は一部に見るのである。一部のフチ線に、弧状の連続文様あり。



種子サ 観音菩薩 彫Ⅳ型 大きさ 九×六  
材質 砂岩 法量 五六×三三×八・五 形状 Ⅲ類型

種子サは「ア点」を特筆強調し、彫りは粗雑、最後の線が不明瞭となる。小型の石に種子のみ。

⑮ (B 59)



妙祐菩薩

種子サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 一〇×一〇  
材質 粘板岩 法量 六二×二〇×八・五 形状 Ⅲ類型

碑面凹凸龜裂あり、種子サクは表面に一部剥離があり深い部分のみ

残っている。アク点かすかに「十」字のあとを残すのみ。浅い箱彫と深いヤゲン彫の混用。彫り巾一・二・三・四位。「妙祐尼」を右側に寄せて刻む。「善尼」とするものは初めて出る。

(B 16)



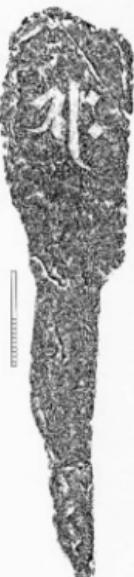
妙音

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 七×七

材質 粘板岩 法量 六〇・五×一五×八 形状 Ⅲ類型

種子サクは七×七<sup>+</sup>と小さく、彫り巾〇・九<sup>+</sup>のヤゲン彫。底線は明瞭。「妙音」の法名あり。「妙」を附すものは後例から女性であろう。

(B 21)



妙

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅰ型 大きさ 一二一×一九

材質 粘板岩 法量 一二八×三〇×一 形状 Ⅲ類型

頭部をほば山型にとがらし下方に次第に細まる形だが、中央より下、右半分を欠損している。種子サクは二三×一九<sup>+</sup>と大きく、「ア点」は明らかに線をもつて示され、少し離して第二画以下が書かれている。太く丸味を帯びた書体で、先ノミの連打により浅い皿彫とし、平ノミでコスリ仕上げている。底線はなく、ア点も善形ではなく、角がつぶれた丸型に仕上げている。紀年はないが種子の形、彫り特徴が①・②、及び

③、に近い。

(4) (B 47)



名：静珍禪尼

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 八×八・五  
材質 粘板岩 法量 八二×四一×一〇 形状 I類型

種子サクは直線的な筆法でハネも直角に。彫りは浅く、せまく、底線は彫り面より一段深く溝をつくり、アクト点は僅かにノミを交叉させた程度の簡略されたもの。法名を記すのみで紀年はない。

(5) (B 53)



名：妙金禪尼

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 五・七×九・四  
材質 粘板岩 法量 五九・五×二四×一七 形状 I類型

(6) (B 54)



名：妙仙禪尼

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 九×一一  
材質 砂岩 法量 七〇・五×三五・五×八・五 形状 I類型

名：伏以

種子サクは最大彫巾一・八五<sup>ミリ</sup>のヤゲン彫。整った書体だがノビがなく、「ア点」は線をもって示し第二画と離れ、アクト点は底部に小さな方形をつくる。「伏以・フシテオモンミルニ」は初めてあらわれる。

海岸より採集された石で、周縁部に穿孔を有する。種子サクのノミ跡は鮮明で美事である。即ち、フチ線より底線に亘る平ノミによる直線痕が彫り面に並列し、一部は底線に平行の直線痕となり、美しい幾何学文様をつくり出している。(第六章、三、彫刻技法について、参照)



奉道泉禪門之為也  
善子

孝子

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 九×七  
材質 粘板岩 法量 九八・五×一七×七・五 形状 Ⅲ類型

縱に細長い石で厚さもほぼ均一。種子サクの書体はアクリ点を除いて筆書に近い。彫りはヤゲンのくずれたもので、浅く両面が描わらず、底縁もはつきりしない。彫り巾一・一七。<sup>二</sup>「奉」の用法は初めてのもの。<sup>三</sup>に「右志者道泉禪門」とする七周忌塔婆がある。また、第二回調査後行衛不明の「失一七」にも「道泉」とするものがあるが、その関連については実物がないため不明である。



道珍禪門  
善子

種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 九×九  
材質 粘板岩 法量 五八・五×二九×五 形状 Ⅰ類型

種子サクの筆法は特異なもので<sup>四</sup>、に近く、品位がない。彫り巾一・一八。<sup>五</sup>一部に穿孔貝による穿孔あり。法名は「道珍」か。

(4) (B 91)



種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 五×四  
材質 砂岩 法量 四五・五×三六×七 形状 Ⅲ類型

種子の書体は稚拙で素人臭あり、彫りも粗雑で造立末期的様相を呈するもの。銘文不明。

⑤ (B 55)



種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 七・五×七・五  
材質 粘板岩 法量 五三×二一×二 形状 Ⅱ類型

河原より採集した自然石、片面を平削した形跡あり。  
種子サクは彫り巾一・二~一・五センチのヤゲン彫。書体は固い。

⑥ (B 68)



種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 八×一〇

材質 砂岩 法量 七三×三九×七 形状 Ⅲ類型

種子の「ア点」を分離し、左ハネを二筆にし、彫り巾一・〇センチ。箱彫彫形を混用。種子は小さく固いが整った形。種子全体を莊嚴した金箔が、一部剥離はあるものの殆んどそのまま残っていた。

⑦ (B 72)



種子 サク 勢至菩薩 彫Ⅱ型 大きさ 一〇×一〇  
材質 粘板岩 法量 五八×二五×四・五 形状 Ⅲ類型

種子サクは彫り巾一・四センチのヤゲン彫。書体は細く、のびがなく、品位がない。

⑧ (B 85)



種子 サク 势至菩薩 彫Ⅲ型 大きさ 八・五×九  
材質 粘板岩 法量 七六×三八・五×六 形状 Ⅲ類型

上方、周辺部にそつて一部剥離があるが種子などには影響ない。

種子サクは八・五×九<sup>+</sup>と小型ながら整った形で、彫り巾は最大一・二<sup>+</sup>、「ア点」を強調し、左ハネが中央で切れている。ヤゲン彫を中心とするが一部、竹彫のところも含まれる。平ノミによるノミ跡が顯著で、底線に直角に接する直線が、フチ線、さらにその上邊まで三段階にのびて美しい縞模様をつくり出している。しかし、種子全体に亘るわけではなく、一部では底線に平行にノミ跡が走り不規則な彫法を示している。他に記銘はない。



種子 キリーケ 阿弥陀如来 彫Ⅰ型 大きさ二八×一七・五  
材質 砂岩 法量 一〇七×三五・五×一三 形状 Ⅲ類型

長方形で厚みもほぼ均等である。種子キリーケは二八×一七・五<sup>+</sup>と大きく碑面の上方を占有し、浅い彫影。「イー点」がやや斜めに傾くところ、種字の下端を結ぶ線が左上方に急角度でつき上げている書風と、全体の彫法が①に類似する。亡父百ヶ日の供養のための造立であるが、主尊に阿弥陀を掲げる。碑の形、大きさ、種子の大きさ、彫り、そして

頼文から南北朝前期以前の造立が考えられる。

55 (B 89)



種子  
キリーグ

阿弥陀如来

彫Ⅲ型

大きさ一三・五×一・五

材質  
粘板岩

法量  
五八×二九・五×六

形状  
Ⅲ類型

道西揮門



56 (B 15)



種子  
キリーグ  
阿弥陀如来  
彫Ⅲ型  
大きさ一六×一一・五  
材質  
砂岩

法量  
六五×二六×一  
形状  
Ⅰ類型

海岸の石を利用したもの。種子の書体は稚拙、彫りはくずれたヤゲン  
箱彫の混用で、アク点は平ノミを斜めに二、三度交叉させた程度で、全  
体に素人の作らしい感覺がみられる。その他の銘文はない。

種子全体が左へ傾き書体も特異である。彫り巾一・一セン、くずれたヤ  
ゲン影で両面の角度が異なり影面も凹凸あり。梵字は「バン・ウーン・  
タラーク・□・アク」で不明のところは「キリーグ」か。金剛界五仏を  
あらわすものである。種子・銘文とも粗雑。  
この碑は、佐々木利春氏墓地より移動されたものである。曾つて海岸  
の石垣に組み込まれていたが、墓碑と氣付き自分の墓地へ祀つたものと  
いう。コールタールらしき附着物はその時のものである。



右志者  
道□禪門  
孝子敬白

種子 キリーケ 阿弥陀如来 彫II型 大きさ一九×一四・五  
材質 粘板岩 法量 二三三×三三三×一 形状 Ⅲ類型

欠損によって「アクト点」を欠くが「キリーケ」として誤りないものであろう。彫り巾二・六<sup>セン</sup>と広いがやや浅いヤゲン彫。大型の碑であるが形が不整で上方に種子を一字刻むのみで他に銘文はない。

◎ (B 8)

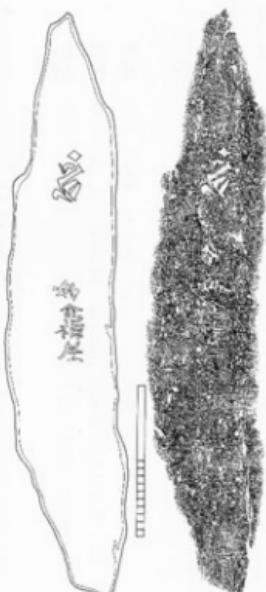


右志者  
道□禪門  
孝子敬白

種子 ウーン 阿閻如来 彫II型 大きさ 一四×六  
材質 粘板岩 法量 九六×三四×九 形状 Ⅲ類型

種子ウーンは形よく整ったヤゲン彫。ア点を強調し、菩提点は一回巻いて左上へ強くはね上げている。彫り巾一・三<sup>セン</sup>、ノミ跡鋭く、フチ線、底線とも明瞭に、彫り面は滑らか。銘文は二〇×二〇<sup>セン</sup>の区画に「右(建立の)志は道□禪門の供養のためのものである」の意を記す。

◎ (B 20)



種子 ウーン 阿閻如来 彫II型 大きさ 五×五  
材質 粘板岩 法量 七六×一五×五 形状 Ⅲ類型

妙金福尼

種子は直線的に仕上げた稚拙なもの。彫りは浅く巾一・〇七、くずれたヤゲンの形をとる。

◎ (B 11)



一仏成道  
七周忌塔婆也  
觀見法界  
草木國土  
悉皆成仏  
右志者道泉裡門  
施主  
敬

白

種子 ウン 阿闍如來 彫Ⅲ型 大きさ 八×七・五  
材質 粘板岩 法量 六一×三一×一二・五 形状 III類型

海岸の石を利用したもの。種子ウンは直径一・五の月輪内におさまる。月輪は平ノミを少しづつ角度をかえて連打することによって形づくられ、なめらかな曲線の溝ではなく、しかも浅く細い。

種子は、巾〇・五×〇・八七と浅くくずれたヤゲン彫。彫り面は粗雑

で、底線の一部に先ノミによる点打痕が残っている。

傷は、「仏が成道（悟りを開く）して、法界（世の中）を観見（慈眼をもつて見る）すれば、草木國土も（一切の有情非情にいたるまで）悉

く皆、成仏（悟りを開く）せん」との意。<sup>一</sup> 七周忌供養の「塔婆」であることを明記し、種子ウン（阿闍如來・七年忌供養本尊）と合致する。道泉裡門のためのものであり、<sup>二</sup> の道泉と同一人であろう。

◎ (B 12)



妙清

種子 バーンク 金剛界大日如來 彫Ⅱ型 大きさ 一一×一〇  
材質 砂岩 法量 六九×三八・五×九 形状 I類型

穿孔貝による穿孔あり。種子の彫り巾は〇・八七と細いが鋭利なノミ跡をみせ、整った形をしている。法名「妙清」は斜めとなり粗雑である。

◎ (B 17)



妙清

妙底禪尼

中一〇七。偶は「是法平等」とするのが一般だが「平等」がない。

種子 バーンク 金剛界大日如来 彫Ⅲ型 大きさ 九×八  
材質 砂岩 法量 六〇・五×二四×四・五 形状 I類型

「この法は平等にして、高下あることなし」即ち、法のもとに如來も衆生もないとの意。金剛般若經に出る。「禪門」とするのみで法名は附していない。

海岸より採集された平板状の石、厚さ四~四・五センチ。  
種子の書体は異體で正調をはずれるものである。ヤゲン、箱彫りなど  
が混用されている。

(B 60)



妙譯禪尼

(B 61)



是法 権門  
無有高下

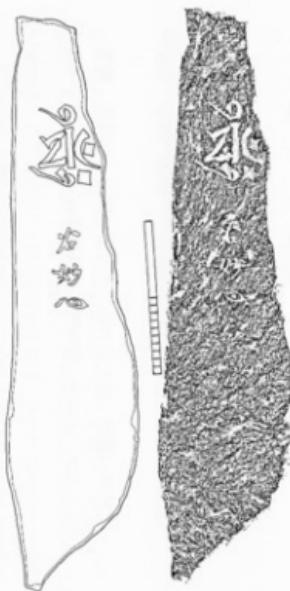
種子 バーンク 金剛界大日如来 彫Ⅲ型 大きさ 一五・五×一

材質 粘板岩 法量 七九×三三×一二・五 形状 III類型

種子 バーンク 金剛界大日如来 彫Ⅲ型 大きさ 一〇×九・五  
材質 粘板岩 法量 六四×二五×八 形状 I類型

種子バーンクは異體ともいわれるべきもので、全く梵字の形態をはずれ、彫りは浅いがはつきりしたノミ跡を示し、底線も明瞭である。彫り

逆くの字型を呈する海岸の自然石。種子は整った書体で、ヤゲンの彫法に従つて正しく彫り面を整えている。妙譯禪尼の法名を附す。



右妙心

種子 パーク 金剛界大日如來 彫三型 大きさ 一〇×八・五  
材質 砂岩 法量 七五×一八×八 形状 皿類型

種子 パン 金剛界大日如來 彫一型 大きさ 三三一×一〇  
材質 粘板岩 法量 一〇四×二〇×一五 形状 皿類型

種子 パーク 金剛界大日如來 彫三型 大きさ 一〇×八・五  
材質 砂岩 法量 七五×一八×八 形状 皿類型

種子は変形で「ゴ」を「オ」にしたり、菩提点の巻く部分は小さい。  
彫りはヤゲンの崩れたもので、彫り面は均等でない。

両側面が割れにより大きく欠落し中央部のみを残している。種子の左  
右一部を欠くが、「パン」として差支えないものであろう。全高一〇四  
センチの石に対し縦三三センチの種子、加えて四センチの彫り巾をもつ浅い皿彫の種  
子「パン」は、碑の上半を占有して雄大の一語にふくまる。

先ノミによる点打のあとを明らかに残し、彫り面を研磨したこの彫法  
は、前出、①、②に通じるもので、種子が「パン」であること、碑の大  
きさ、種子の大きさ、さらにC区にともにあったことなどから推察して、  
無紀年ながら鎌倉末期乃至は南北朝前期に建立されたとの見解をとるも  
のである。





木

擣門

種子 タラーク 虚空蔵菩薩 形Ⅲ型 大きさ 九×一三  
材質 粘板岩 法量 八九×二六×九・五 形状 Ⅲ類型  
種子タラークは摩耗はげしくノミ跡はつきりしない。



木

（B 81）

種子 タラーク 虚空蔵菩薩 形Ⅱ型 大きさ 七・五×一〇  
材質 粘板岩 法量 三〇×三〇×一〇 形状 I類型

細く尖った山型の下に種子を刻み下部欠落。尖鋭なヤゲン形、巾一サシ。



四百三十九

五

右道秀

御石子

種子 タラーク 虚空藏菩薩 形Ⅲ型 大きさ 一〇×九  
材質 砂岩 法量 一〇四×三一・五×八 形状 Ⅲ類型

種子の上部を欠落するが「パン」か「バイ」が考えられる。  
種子 不明  
材質 粘板岩 法量 二八×二六・五×一〇 形状 I類型

⑪ (B 86)



種子タラークは直径一六 $\frac{1}{2}$ の月輪内に収まる。月輪は、せまい平ノミを円周にそつて連打して不規則な細いヤゲンを刻出し、種子もヤゲン彫で底線は明らかではない。この彫法をみれば、平ノミによるノミ跡が底線に平行に刻まれており、最終的にこの彫法が行なわれたことを物語るもので、ノミの多様な用法を知るものである。また一部に、先ノミによる点打の痕が歴然と残り、このことは平ノミを使用する前に、先ノミによる荒仕上の工程が行なわれたことを知るものである。

「ア・ビ・ラ・ウーン・ケン」は胎藏界大日如来真言。  
「キヤ・カ・ラ・バ・ア」は五大を表現し、金剛界大日如来を表わす。

⑩ (B 84)

種子 不明  
材質 粘板岩 法量 四一×二〇×一〇 形状 Ⅲ類型

頭部欠落のため種子の半分を残すのみ。「パン」か「バイ」か。



(不明)  
妙金神尼



種子 円相 彫Ⅲ型 大きさ 一一・五×一一・五  
材質 砂岩 法量 五三×三三×六 形状 I類型

海岸の「I類型」小型石の上方に、外周直徑一一・五<sup>センチ</sup>彫り巾一<sup>センチ</sup>一・五<sup>センチ</sup>の円相（月輪）を箱彫し、中心部に径一・三<sup>センチ</sup>の小円を陰刻している。粗雑な浅い彫りである。

他に記銘がなく円相（月輪）のみのこの碑は、板碑といえるものだろうか。

この碑はB区にあり、近接して同型（I類型）の石を用いた板碑が数個存在すること、附近に近世墓碑が立つが、この碑のような小型の石はみられないこと、近世墓碑または供養碑で一字を刻むのみのものは少なく、逆に板碑では種子一字をもって供養碑とすること多く、この円相（月輪）をもつて種子に代えたものと考え板碑の範疇に加えた。



## ⑬ (B 56)

種子 不明  
材質 粘板岩 法量 九五・五×一〇・五×一五 形状 Ⅲ類型

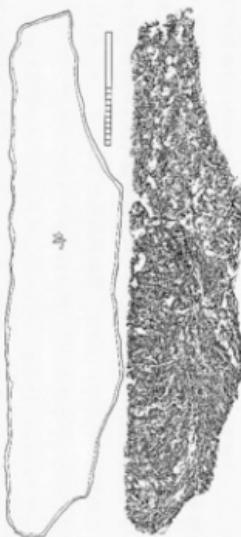
種子の右半分がみられ「キリーク」とおもわれる。

密教では、月輪は智徳円満、金剛界をあらわすものとし、月輪内に種子をおさめる形であらわされることが多く、むしろここでは、大円鏡智あるいは一切空をあらわすとする極宗の円相と考えられるものである。ただ、その場合、中心の小円が解せないが、D区内の近世墓碑（宝曆、明和代）に、これを模した如き円相がみられる。因みに同墓地は曹洞宗に属することから、近世への移行を考慮した場合、当板碑も極宗関連のと推考されるのである。本碑は紀年はないが、形、彫りから造立末期の様相を示すものである。

種子 不明  
材質 粘板岩 法量 八五×三四×一二 形状 皿類型

碑面上部に種子らしきものあるも判然とせず。他に記銘なし。

(B8)



種子 不明 □  
材質 砂岩 法量 九五×二三×七・二 形状 皿類型  
種子 不明  
法量 九五×二三×七・二 形状 皿類型

碑の中央部に書かれた四×二×二の「□」は完成されたものではなく、未完のもの、即ち、失敗作として廢棄された板碑ではなかつたか。

碑面上部に種子らしきものあるが、碑面の凹凸か彫りのあとか判然としない。  
(勝倉元吉郎)

## 註釈

(1) 司東真筆「梵字教本」  
(2) 佐和隆研「密教辭典」昭和五十六年・法藏館

(B 62)



- (5) 川勝政太郎「石造美術辞典」昭和五十三年、東京堂出版  
(6) 同右

## 第五章 中世遺構の考察

### 一、地山掘り込み溝状遺構

本遺構は二ヶのピットとそれをし字状に取り巻く溝により構成される施設であり、この二ヶのピット内には、すでに前章でも述べた様に多くの焼石が入っていたものと考えられる事から、これらは本来「火葬骨」を埋納した納骨穴である可能性が大きい。

具体的に穴中から火葬骨片等が検出されていない現在、焼石のみを持つて断定する事は差し控えるが、宮城県岩切東光寺<sup>(1)</sup>、名取市大門<sup>(2)</sup>では同様のピット内に骨片の納入が認められており、本遺構に見られる二ヶのピットも、これらと同様の性格と認めて良いであろう。

この様な火葬骨を納入したピットが板碑と共に伴する例は、宮城県以外の東北地方では、福島県須賀川市「桜山遺跡」<sup>(3)</sup>でも認められ、同遺跡では約二百基の板碑と共に十六ヶの火葬骨納入ピットが発見されており、板碑の紀年から大略十四世紀中頃の年代が推定されている。

これら諸遺跡で検出されたピットの平面形は、岩切東光寺が円形と長方形、桜山が円形もしくは橢円形状のもので、形寸は一定しないが、平ト等も深さ四〇~三〇<sup>cm</sup>程度であり、その辺の形寸が火葬骨納入ピットの平均的サイズ<sup>(4)</sup>であったものと考えられる。

従つて本溝状遺構内部より検出されたピットも形寸的に、これら諸例と矛盾するものではなく、そのバリエーション中に包含されるサイズであると見てよからう。

また、これらの納骨用穴は、基本的に溝もしくは土壠等、何らかの区

画施設内部に設けられるのが通常形態であり、前記各遺跡においても光寺例は溝もしくは土壠、桜山でも溝と土壠の区画施設を有する事が認められており、本小泊遺跡例も規模上の差異はあるものの基本的な方式は全くこれらと同様で周囲をし字形溝で区画するものである。

本遺跡で検出された溝は、その底面レベルが斜面傾斜方向に大略沿う形で南と東側に緩い傾配で下るが、溝の南端より約一㍍の地点のみ周囲の底面より約一五<sup>度</sup>程低く穴状に掘り込まれている。(図版年部)

この問が何のためのものかは現状では確定できないが、本遺構には後述する板碑も含め本来複数基が造立されていた可能性があり、その掘り方痕跡となる可能性もある。

溝の南端には文明十四年の紀年を持つ板碑が横倒していたのであるが、この板碑は発見時半分程土中に埋没し、側面を上、基部を溝南端の土中に置く状態で出土したものである。

地権者等、地元住民の人々からの聞き取りでは「元々この場所に倒れていた」ものであり、また今回発見された板碑中、最大のものでもあります。人為的に動かされた形跡がない事から、当初からほんは発見時の位置もしくはその直上部斜面に造立されていた可能性が強い。

従つてこの板碑は本遺構に直接関連するものと思われ、当該板碑の種子及び銘文から、その造立趣旨を道徳神門の三十三回忌追善と見る事ができるので、本遺構が造営された年代は、室町時代中期の宝徳年間、十五世紀中葉を下らないものと推定している。

### 二、不整円形ピットと焼石群

本遺構は基本的にピットと焼石群並びに板碑の組み合せより成る。しかしながら、ピット内部からは全く遺物が出土していないので、そ

の性格を規定することは困難である。

ただ、焼石群、板碑群、波出錢とともに、一つのグルーピングができるので基本的にこれらと関連するものと見るのが自然であろう。また焼石群についても、その分布範囲が板碑のそれとほとんど重複しているので、このことから逆に考へると、板碑も原位置をそれほど大きく動いているものではないと想定できる。

ただ中には明らかに斜面下方向に転落して行つたと見られるものもあるから、こうしたものの（No.70・No.56）を除けば、元々標高二九五<sup>メートル</sup>一三〇<sup>メートル</sup>の尾根部に集中して造立されていたものと想定することができる。一方この地点に於ける焼石群の本来のあり方を考へると、現状復土が薄くその下部は直ちに地山岩盤となるが、この状況は板碑群造立当時にあっても基本的に現在と大きき異なるものとは考えられない。

ゆえに、これら焼石群は元々ビット等の深い掘り込み施設中に納められたものではなく、当時の地表面に集積されたか、あるいは又薄い表土を浅く掘り凹め、そこに埋納された可能性が強いと思考される。ただこの場合、それら行為の終工程として、地表面に簡単なマウンドが形成されるケースも予察されるが、この点については今調査では把握することはできなかった。

また検出された渡来銭一枚は、洪武通寶が明の洪武元年（一三六八）、永樂通寶が永樂六年（一四〇八）を初鑄年とするもので、そこを見られる年代は本地点の有紀年板碑に見られる年代中、応永二十年（一四二三）延徳四年（一四九二）と矛盾するものではない。ただし本地点の造官上限年代が実際には永德元年（一三八一）まではさか上ると考へられるから、少なくとも永樂通寶に関しては、数次に及ぶA地区板碑造立の途中の時点で埋納されたものと考えねばならないであろう。

これらはおそらく埋葬に際し副葬された「六道錢」としての意味あいのものであろうが、火熱を受けている痕跡がないので、火葬時からの納入品ではないと考えられる。

### 三、A地区板碑群の考察

本地区板碑群については、前述の様に完全な原位置を保つものではないが、おむね造立当初から的一群と考えることが可なるものである。

今この群を造立した集団が具体的にどの様な関係にある人々のかは特定できないが、集団内の板碑造立に関する意識と考えが多少なりとも推定できる可能性があると考え、本項を設定した。

まず本地区板碑群は現存するものの紀年からして、応永二十年から延徳四年（一四二三—一四九二）に亘っている。むろんこの地区から後世に移動や欠落した可能性も考慮すれば、前後の年代に更に若干広がる事も考えられるが、遺存するものを基に考案すれば、まず応永二十年にNo.14とNo.13の二基が造立されている。

これらは各々その種子から判断し前者が十三回忌<sup>ヒサシケン</sup>、後者が三十三回忌供養の造立と見られる事から、その被供養者の埋葬は応永二十年をさか上の永德元年（一三八一）には行なわれてゐる事となる。

また具体的な板碑造塔供養が延徳四年（一四九二）までは行なわれている事から、本地区に於ける造塔の形成年代は少なくとも永德元年から延徳四年に亘る百十一年間の時間中を想定する事ができる。

さて、こうした年代の中で供養該当種子により、その造立趣旨を推定して見ると各々その基數は次表の様になる。

A区以外 後	A区 前	該當供養基
		寺
1	1	寺
6	2	寺
4	1	寺
4	1	寺
12	7	寺
1	2	寺
2	4	寺
7	2	寺
2	3	寺
5	1	寺
43 (58)	15	寺
	18	上記以外と不明分
		計76基

註 前・後区分は、前期（鎌倉～南北朝中期）、後期（南北朝後期～室町）とした。

なお、前期区分の三回忌に見る七基は、おそらく淨土信仰における主尊としての弥陀と解するのが妥当であろう。

この表により見るとA地区に限らず、室町時代にあっては小泊遺跡全體の造塔供養は、基本的に年回忌を重視したものであり、特に一周忌にあっては最も多くの板碑造立を見る。また各七日毎の供養では五七日、七七日に重点が置かれ、他に百ヶ日も存在するが、その他のものは少ない様である。

この内A地区について見ると、基本的な傾向は全体とほぼ同様であるが、特に七七日の造塔供養が全く認められない点が注目される。

また全体を通観すると初七日に概当する種子板碑も全く見られず、この事は小泊地区板碑造立集団が当該供養日を重視していなかったことを示すものかも知れない。

ただし、当然の事ながら石製塔婆である板碑以外に木製塔婆の存在も示すものかも知れない。

考慮せねばならないから、該當日には造塔供養が全く行われなかつた事を示すものとは断定できないので留意すべきであろう。

またA地区には法名の記された板碑が九基あり、その内訳を表にする。

と次の通りである。

板碑 No	法 名	攝 要
20 24 70	妙金（釋尼）	全て同人が否か不明 No.4とNo.20は別人の可能性もあり。
60	道泉（釋門）	おそらく同人が?
47	妙清	
48	道珍（釋門）	
61	道秀	No.17逆修一結衆中に見える法名と同人か?
58		
69		

ここに見られる法名のうち「道性（釋門）」と同一法名は、享徳二年（一四五三）の逆修一結衆碑に見られる。

A地区的道性を刻む板碑は種子の彫刻技法と銘文の配列から見て、室町時代中頃と見られる事から、両者はおそらく同一人と見て良いであろうが、ただこの場合、逆修碑には道性が上下に二名刻されているので、具体的にそのどちらかまでは特定できない。

従つてNo.58板碑は、逆修碑が造立された享徳二年以後の造立と見る事が可能であり、しかもそれが七回忌の供養仏種子である事から、少なくとも享徳二年より六年下った長禄三年（一四五九）以降にNo.58板碑が作成立されたものと見ることができよう。

なお、A地区ではないが、この様な年代推定法は、No.25板碑に見られる法名の「妙海」にも適用できると推考される。

#### 四、逆修一結衆板碑との対比から見た無紀年法名板碑の推定年代

前段で述べた手法、つまりNo.17逆修碑に登場する法名との対比により、本遺跡に多数見られる無紀年板碑中、特に法名を有するものについては、その年代を推定できるのではないかと考え、本項を設定した。

まず逆修碑の造立地については、これのみが本遺跡の北側に浅い谷を隔てて向い合う丘陵先端部、標高約一〇七mの位置に单独造立されていたもので、かつその位置が、旧街道が通り、しかも寺跡があったと伝承される位置にある。

さて、結衆板碑の一般的解釈については、「その板碑造立供養の法会に参加、結衆する事により善根を積む事にあり、しかもその構成集団の広がりは、地域的にきわめて限定されるもの」と考えられている。

更に又、本板碑の場合、その法会がわざわざ三月彼岸を設定し行われている事から見て、それが当該集団の先祖供養をもその作善内容に含む可能性が非常に強い。

とすれば、この一結衆と本遺跡の板碑被供養者との間には、子孫と先祖という血縁的関係が想定され、おのずとその参考範囲も、小泊や相川地区を中心とした、ある特定エリアを考えざるを得ないであろう。以上に述べた本結衆碑の基本的解釈を念頭に置き、当該結衆碑に見られる法名並びに本遺跡で検出された他の板碑に見られる法名を一覧すると次表のとおりである。

結衆碑 享徳二年(一四五三)		他の板碑に見る法名
妙圓	妙久	◎妙海
妙春	妙椿	妙清
圓慶	妙祐	道朋
◎妙海	西賢	妙祐
道圓	妙桂	妙讚
妙円	道祐	良貞
妙用	道通	妙音
妙林	祐範	妙心
道□	道正	道秀
道了	正意	静珍
(計28名)	道性	妙仙
◎道性	道春	道春(文明八年・一四七六)
道椿	道泉	道德(文明十四年・一四八二)
道□	道珍	妙金(延徳四年・一四九二)
道智	道西	
(計18名)	道西	

註：◎が両者に共通して登場する法名

これを見ると妙海、道性が共通する他は同一人と思われる法名は認められない。

ただ結衆碑の法名中には、道□等と不明の六名があるので、あるいは他にも両者共通する法名が存在する可能性もあるが特定できない。

こうして見ると、その共通性が以外に少ないが、これは試論として次のように仮定する事也可能である。

すなわち、結衆碑の造立年、享徳二年(一四五三)には、表中の「他の板碑に見る法名」欄の人々は、妙海、道性を除いてすでに死していなか、あるいは出生していない等の理由により、当然結衆でき得ないと見る仮定である。

少し詳しく考える為、「他の板碑に見る法名」欄のうちまず紀年の判

明する「道徳禪門」について見ると、文明十四年に三十三回忌を実施しているので、その死亡年は宝徳二年（一四五〇）と推定されるから、当

然享徳一年（一四五三）時点での結衆に同人は参加でき得ない。

また「道春禪門」は文明八年の一周忌と見られるから死亡は、その前

年、文明七年（一四七五）で、結衆碑の造立時点では、すでに出生して

いた可能性もあるが、仮にそうだとしても、幼小の可能性も強く果して

法名付与の上、当該結衆に参加し得たものは疑問とせざるを得ない。

更に「妙金禪尼」についても、延徳四年（一四九二）五七日で同年の死亡と考えられるが、結衆碑との間に三十九年の開きがあるので未だ出生していないか、出生していても「道春禪門」と同一理由により参加し得なかつた事が考えられる。

かなり強引付加的となるので、これ以上の論評は差し控えるが、その様に考えれば、現状資料の範囲内では良く整合するのは事実である。

従つて享徳一年時点で生存していた可能性のある妙海、道性、道春、

妙金の四名を除き、その他の人々については、すでに享徳二年二月彼岸までに死亡していた公算が大きいと推定している。

この事は法名の刻された無紀年板碑の大多数は享徳二年結衆碑に先行

する可能性を示唆するものであり、事實、無紀年のNo.36、No.31、No.69、No.55に見られる大日応身真言等と類似の表現形態は、No.14、No.16、No.15

の応永二十年代（一四一三—一四二二）の有紀年板碑三基にも見られる

ことから、無紀年法名板碑の多くは室町時代前期の応永年間頃から享徳二年までの間に位置するものが多いと予察することができる。

ただし享徳二年以降、現にNo.58・No.25板碑等の造立が行わわれていると推定されるから全てが享徳二年以前のものと断ずる訳ではない。

## 五、まとめ

1、多数の板碑とそれに組み合った溝状構造基が発見され、当該構造は火葬骨納入用と推定される二ヶのピットをもつ、十五世紀中葉の墓域と考えられること。

2、小泊遺跡は、おそらく、この様な墓域ユニットの集合体と推定され從つて発見された板碑は、基本的に当時の埋葬地に造立されたものと考えられること。

3、室町期における小泊板碑群造立集団の造塔供養は、年回忌に重点を置き各七日毎の造塔供養では初七日及び二・四・六七日を重視しない傾向があること。

4、本遺跡発見の無紀年板碑のうち法名を有するものの多くは結衆碑との対比から十五世紀前半の年代が予察されること。

（中村 光二）

## 註 記

（1）伊東信雄「岩切村東光寺境内発掘の板碑と其出土状態」

一九三一 仙台郷土研究第一巻第八号

（2）名取市大門・圓板碑群の中には板碑前面に掘り込まれたピット中に焼人骨

の認められるものがある。

（藤沼氏教示による）

（3）生江芳雄「福島遺跡」福島県教育委員会刊

一九八〇 東北新幹線開通遺跡発掘調査報告書

（4）岡崎文喜・森本岩太郎・西宮克彦・大島新一「六浦北部遺跡」

一九八二 六浦北部遺跡調査団刊

（5）納骨穴については、一人用と多人用では当然その大きさの異なる事が考えられるが、既報告書中でこの点を触れたものが無い為単純に平均値

で見た。小泊遺跡の場合も一穴に納入された人數を特定はできないが、容積等から見て一人一穴と考へて置きたい。なお中世には寺院等への分骨もかなり一般的であることから丸々一体分が本ピットに納骨されるとは限らず、従つてそれ程大きな納骨穴は本来必要ないとも考えられる。

(6) №19のほかに№44、№45などが想定される。

(7) 燐石は地山岩盤と同質の風化頁岩の細角種であり、一二二大が多く詳細に観察すると縁部の磨滅したものがほとんどで、遺跡地至近の転落礫と見られる。従つてその火葬場を想定すると本丘陵の南北に入る深い谷間か、東麓の沢辺、海岸辺が有力である。

(8) 陸原保 改訂版「東洋古錢価格図譜」

一九七〇 万国貨幣洋行社刊

(9) この様な「六道錢」として渡来錢が副葬される例は、千葉県鎌ヶ谷市「万福寺板碑群」でも報告されている。

万福寺板碑調査会編「万福寺板碑發掘調査報告書」

一九八五 鎌ヶ谷市教育委員会刊

(10) 十三仏信仰の普遍化は通常室町時代とされ、石巻地方においては少なくとも室町初期の応永年間以降は十三仏種子と各々に概当する忌日、忌年がほどんど全て合致するものと見て良く、従つて銘文の有無にかかわらず、使用種子の概当忌日よりその追善回忌を特定してはほとんど誤りがないと考えられる。この点を指摘したものには次の文献がある。

佐藤雄一「舍那山長谷寺総合調査報告書」石巻市文化財だより四号

一九八五 石巻市教育委員会刊

山内栄一「河北町の板碑・板碑に見られる十三仏信仰」河北町誌

一九七五 河北町誌編纂委員会編

石巻地方を全体的に見ても室町時代にあっては一周忌の本地仏「サク」

が多く観察され、当政期においては普遍的に一周忌造塔供養が重視され、いた可能性が強いが、それが「小泊板碑群」造立集団という明確な特定集団内で明らかとなつた点に意味がある。

(12) 中尾亮「結果板碑と漢集團」板碑の統合研究I「経論編」

一九八三 始字房KK刊

(13) 一結逆修の作書内容に亡者の冥福祈願を含む例がある事は、後記文献にも紹介されている。ここに述べた意味は逆修の本来の目的である自己の冥福往生普提祈願の他に記述の内容も含まれているのではないかとの推定である。

坂詠秀一編「板碑研究入門」交名板碑参照

一九八五 ニューサイエンス社刊

## 第六章 中世板碑についての考察

今回の発掘調査に於て確認された板碑の総基数は七十六基で、うち紀年を有するもの二十基である。これを一覧形式にしたもののが（表一）で、供養の順に配列した。有紀年板碑の年代的広がりを見れば、正定三年（一二九〇）を上限とし、延徳四年（一四九二）を下限とする二百二年間である。

無紀年板碑のなかには、造立初期と目されるものもあるが、おそらくこの有紀年板碑の上限を越えるものではあるまい。また下限については、延徳四年を下るものもあると考えられる。有紀年板碑の造立状況を見れば、（表IIのA）室町初期に最も造立密度が高く、次いで鎌倉末期より

南北朝初期にかけてが高い。この最高密度の応永代の直後から約五十年間は一基と低い。しかもこの一基は、二十八人の結集による逆修碑<sup>14)</sup>であるから、個人造立の板碑としては一基もないことになる。

### 一、形態と大きさ

小泊の板碑は全て用材として自然石を用いている。近辺の海岸、川辺、山麓などから採集され、殆ど整形されることなく、種子・偈・願文・紀年などを刻み、台座を用いず地表に立てるこことを原則とした。これらは自然石であるため一定の型を持たない。しかし、およそ次のような特徴をもつものといえよう。

縦長で、頭部が尖る形のものが多いこと。

厚さが巾を上回らず、文字を刻み得る平滑な面を有すること。つまり、採集に当つてこれらの条件を満たすもの、若しくはこれに近

いものが選ばれたものとおもわれる。

これらの形態は、単に小泊の板碑に限らず、隣接する相川・長塩谷はもとより、寺浜・波伝谷（志津川町）など海岸部一帯に通用する極く一般的な傾向であり、南北朝以前のものは、ほぼこの条件を満たし、室町以後については形が乱れてくる様相を示している。

大きさについては南北朝期までのもののうち、断碑及び③の一基を除けば全て一〇〇cm以上の高さを有し、特に鎌倉期のものは高さ一二〇cm以上で、中三〇cm程度と、ほぼ一定の形状を保つのに對し、室町期以降のものは⑨が一六九cmと特出するが、概して六〇~一〇〇cm程度で、時代が下るに従つて次第に小型化する傾向を示す。

### 二、素 材

小泊板碑の材質は、砂岩と粘板岩の二種類に分けられ、全期間を通じて混用されているが、南北朝初期までは比較的砂岩が多く用いられ、以後、粘板岩の利用が増え、全体を通して見ればおよそ、対一と粘板岩の利用度が高い。このことは採集にあたつて、形態や大きさに比べ、さほど配慮がはらわれず、入手し易い石、すなわち粘板岩が多く利用されたことによるものであろう。

小泊板碑はその形態上次の三つに分類される。

#### I類型

殆ど全面が滑状を呈するもの。海岸に於て長い年月、岩石が強い波浪によつて軋がされ揉まれることで、全面が磨耗して生じたものが板碑としては小型の部に入り、縦横の差が少ないものが多い。

産出地については当地方海岸一帯が考えられ、軽量且つ入手し易いことが利点となる。これの使用された区域は、A区七基、B区十基、但しB'区の一基は木の葉をかぶる程度で発見されたことにより、B'区某所

からの滑落が考えられる。C区の一基も上方からの崩落であろう。要す

るに、C区、B'区にはI類型は使用されなかつたと考へるものである。D区はない。

I類型は全て無紀年であるが、これらの使用はおそらく、おそらく形状・種子から推して室町期に入つてからで、南北朝期には使用されていない。このことは、これらI類型が必ずしも板碑の素材として適合するものではなかつたが、信仰の衰微に伴つて人手・運搬の簡便さから利用されるに至つたものではなかつたか。

川または沢に於て水流によつて一面乃至二面を磨かれて滑面を呈するもので、水流の当らない部分は必然的に自然面を残すものである。二、三、五、七、十、二十等の河川に於ける滑面は、河床の砂礫の磨耗によるものである。

ある。また海岸に露出する岩盤の一部が波浪に浸食されて溶状を呈するものも含まれており、中には空孔による穿孔を有するものもある。これらは比較的綿長のものが得られ、板磚の形狀に適するものであつた。もっとも簡単な採集地としては、部落の生活水を賄つたであろう前面の小川の周辺、及び上流地域が考えられる。

目錄

**田嶋店** その値を維持した利である。山脈など巨量的の採集に便利なところに、露出する、または一部露出する個石（はなれ石）が多く選ばれた。素材が豊富であり、また、割ったノミ跡のないことから推して、岩板から、素材を切り取るなどの方法は行なわれなかつたものと推察する。■類型は手近な場所から簡単に入手出来る有利さがあり、比較的大型のものが多く、從つて初期のものに利用されている。

(1)、小泊板碑の彫刻技法に関しては伝わる資料がないが、碑面に残るノミ跡が特に顕著な種子について現在行なわれている工法によつて推考し

### 三、影刻技法

次の三つに分類してみた。

**彫り型** 彫り面がなめらかな浅い彫りで、点状のノミ跡が彫面より深く各所に残っており彫り面に平ノミによる痕跡もすじ状に認められることからこの彫法を考えると、先ず先端の鋭く尖ったノミ（以下、先ノミと称す）を、ノミ自体の重みを利用する、所謂手ノミとして碑面を敲打し、つくられる点の連続によって字の輪郭内を彫りくぼめ、深い彫影に大よそ形を整えたあと、更にこの凹凸面を調整するため、平ノミを彫り面にそつて押し削ることを繰り返し、次第に滑状を呈するに至つたものと推察する。

この彫法による特徴は、

贈り巾はヤケン刷より広く、浅い皿刷で、贈り面が滑らか。

「子孫が耳のれ見とむため不眞聞て、直系がもとれまし」といふのが、南北朝などがあげられ、①・②・③（鎌倉末期）がこれに該当し、⑦（南北朝初期）も「アク点」以外はこの彫法によつており、有紀年板碑ではこれ以降の出例はない。従つて無紀年板碑についても、この彫法によるものが大略、南北朝初期以前と推定されよう。

影二型 正しい「V」字型をなすヤゲン影を云う。底筋部や彫り面に先ノミの痕跡をとどめるものがあり、彫り面に僅かに平ノミによる條痕の流れも認めることが出来る。この平ノミ痕はもとより最終段階に於けるもので、それ以前の工程としては、やはり先ノミによる荒彫りが考えられる。現代の工法に於ても先ノミによる荒彫りが先行し特に粘板岩（福井石）に於ては碑面へのノミの当り面が大きければ、節理による意外の剥離を引きおこし字形を崩す慮れがあり、常に先ノミによる点打を行なつたのち平ノミによつてそのあとを調整する工法をとるのが一般である。この底線・彫り面に残る点打痕は、荒彫りを行なつた過程を示し

彫り面の條痕は最終的に平ノミによる調整を意味するものであろう。

この彫法による特徴は、ノミが両側より等角度に入るため彫り面が一定し、彫り面と彫り面が接するところに底線が一線となつて表出され、フサ線も定った角度で明瞭にあらわれることにある。彫り巾も二・五・三セミと広く、深さも一セミ前後ある。

小泊の場合は、先ず④（鎌倉末期）にこの彫法がみられ、⑤（南北朝初期）に於て特に顕著に刻出されている。以後、⑪（室町初期）まで引き続き現われるが、その頃になると次第にヤゲン彫法が乱れ出し、「彫Ⅲ型」への移行がはじまるのである。

**彫Ⅲ型** 前記以外の彫りをいい、ヤゲン彫の乱れたもの、箱彫・竹彫など及びその混合様式を云う。応永末頃から彫法の崩れは更に下降線をたどる傾向を深め、彫り巾は一・二・五セミ、深さも〇・五セミ程度となり、ヤゲンの形はくずれて單に中央部を低くする如きもあり、箱彫・竹彫などを雑然と混用するに至る。これは、彫りについての基本的な考えは変わらないとしても、施工する段階に於て、技術的拙劣さがこの現象を生み出したものではなかろうか。つまり職業的工人によることがなく、素人が見よう見まねで模作した結果によるもので、種子の形を書き写したものもわれる誤りや独自性が、これを裏付けているものであろう。

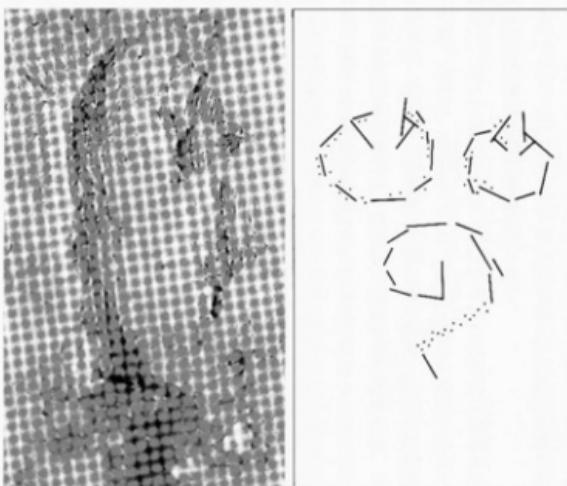
この特徴は、彫り巾はせまく、浅く、彫り面は両側均等ならず、底線はつくり出されても一線に通らず、彫法が混用されるなどがあげられる。室町期のうち、初期の一部を除く殆どがこの部類に属し、無紀年板碑の大多数もまた然りである。

銘文の彫りについては、南北朝期までは草書、または行書の比較的大きい字で彫りも丁寧だが、室町期に入ると書体・彫りとも粗雑となり、いわゆる金釘流で、平ノミを両側から数回刻みこむ程度で、種子と同様

の崩れを見るものである。

(2) 次に、鮮明なノミ跡を残す二基を紹介して、当時の彫法の一端を知る参考に供したい。

②の種子は號（イー）である（図参照）。碑面八六×三一・五セミに対して、種字二×二〇セミと大きい。先ず左上の「〇」は、平ノミを両側より數回ずつあて、浅い稍彫とし角度をかえた直線の連続によつて円をかたちづくり、その円周全体に疎らに先ノミの点打の跡をのこす。先ノ



ミ、平ノミの何れが先行するかについては疑問の残るところだが、右上部の「○」及び下部にみられる痕跡から、平ノミを主体とし、先ノミをもつて補なった形跡が認められる。先ノミによる補充は、短い直線間の空間を埋めて曲線に近づけようとした意図とも受けとられるが、必ずしも目的を達していない。

最上部で円周と交叉するノミ跡は、「○」の運筆が一筆ではなく「」と「」、つまり半円ずつの筆法に基づいて、それぞれ「発心点」のかたちを表わしたものであろう。このことは正しく均衡のとれた筆法とともに、その心得のある人（密教僧侶）の指導があつたことを物語り、右上部についても同様のことがいえる。

ただし彫法は幼稚で、工人の手法とはおもえず素人の模作といい得るもので、当時の板碑作成の過程がうかがい知れるものである。室町期造立と考えられる。

⑤は、「種子サク・妙金揮毫」を刻む海岸の自然石で、穿孔貝による無数の小穴を有する五九・五×二四<sup>2</sup>の石である（写真参照）。

種子は五・七×九・四<sup>3</sup>と横長でヤゲン彫、室町風の書体である。彫り面は、フチ線より底線に亘ってあてた、平ノミによる直線痕の連続で埋まり、一部ではノミ方向を九〇度かえる面もある。即ち、從来平ノミによるヤゲン彫法としては、底線に向つて両側より彫り面をすべらすように動かすことによつて、中心部もつとも深いところに底線が生じ、彫り面がなめらかになると考えられてきた。しかし、それはあくまで木彫による感覺の延長であり、材質が石の場合、特に粘板岩については、この彫法によれば簡便に伴う不適の剥離を引き起こし、彫り面を損傷するに至るものである。従つて、先ノミによる荒彫を施したあと、平ノミを彫り面をすべらすことなく、直角に

あててたたくことにより生じたノミ跡がこの直線痕であり、さらにこの凹凸を平ノミを以つて押し擦ることにより、平滑面が得られるもので、これは一つの過程を示すものといえよう。

#### 四、種子・銘文について

板碑が信仰の表出である以上、帰依する仏・菩薩を彫出して主尊とし、祈願・供養の対象とすることが行なわれるのは当然であり、小泊の場合それが種子であった。

従つて、純粹なる信仰に支えられて造立された初期に於ては、碑面に於ける仏・菩薩、即ち種子の占める領域は広く、そして碑の主体をなすものであった。小泊の板碑は、不明などの三基を除いた全ての碑に種子が附されている。この種子を冠するということは、種子が板碑の本体をなすものであるとの意識の反映であるといえよう。

板碑の種子使用頻度数をあらわしたのが「表Ⅲ」である。有紀年板碑の種子・銘文について時代的推移をみれば、先ず鎌倉末期までは、バン一基、ア一基、キリーケ一基で、金・胎大日如來を主尊とするもの三基と多く、阿弥陀如来も②との双式を考えた場合密教系とみられ、金体的に密教色濃厚の信仰形態がうかがえる。紀年は他に銘文のないこともあって中央一行に（①は月附を左右に分け）年号、月日を比較的大きく記し、干支は附していない。願文を記さないため本来の造立趣旨を知ることは出来ない。

南北朝期は、キリーケ三基、バン・マン・カ各一基がある。⑤に於て、マン、文殊菩薩は双式である⑥バンとの関連から、天台密教に於ける文殊信仰に基づくものであると考えられる。

「右志者……」とする願文がこの時代になつて初めてあらわれ、その

なかに「慈父・悲母」といった被供養者を明示するとともに、「平等利益」をうたつてゐる。また「孝子・敬白」の文字もみえてくる。造塔功德を意識しての表現であろう。紀年は種子の下方中央一行に、その左右に願文が記され、はじめて年号に干支がつけられる。「延元」は南朝年号で、このあと南朝年号は使用されることなく北朝年号のみが使われた。阿弥陀如来が⑦・⑧・⑨と三基で主流をなすが、これまでの流れから考えて、①と同じく密教淨土教の阿弥陀信仰がもたらしたものといえよう。

⑧に於て、「三十三年忌供養」が行なわれた事実は、十三仏信仰に基づくものであるが、その本尊が阿彌陀如来であり、室町以降に定着したとされる供養本尊と異なるものである。⑩種子カは地蔵で願文の「三十□忌辰」は三十五日忌辰とおもわれ、偈もまた出典未検ながら地蔵を称えるものであり、種子・偈・願文の三点がここに於て初めて合致する。室町期に入ると十三仏信仰による供養本尊が定着するため、板碑にあらわれる種子も、サク三基、バン・バーネク各一基、カニ二基、タラーケニ基、ウンニ基と多様化する。⑪種子カは三十五日忌供養本尊として請來されたものであることは願文によつて明白である。サクは三基と最も多い。願文にはないが一周忌の供養本尊としてのものと考えられ、無紀年板碑の十基を併わせると十三基と最多をかぞえ、一周忌をもつて最大の供養忌辰と意識されたものではなかつたか。

永永末に入ると真言を附すもの、或いは種子を配列するものがあらわれる。何れも密教系を示すものである。その頃から法名を附すようになる。板碑の常套語とされる「孝子敬白」が殆ど使用されていない。

⑫結業による逆修塔は特筆すべきものである。この碑の造立前後約五十年間は、有紀年板碑がほかに一基も造立されていない事実と照らしても、信仰面で何らかの変動が起つたことを暗示するものであろう。

造立末期に至つて小泊最大の板碑⑬が建つ。種子・偈・願文・紀年・法名とともに元徳された姿である。

最末期の⑭は、種子・法名とも粗雑となる。末期的現象といえるものであろう。

## 五、双式板碑

服部清道『板碑概説』によれば、双(雙)式板碑とは同一様式のものが二基存在することを称し次の如く分類している。

- A、同一様式のものを二基造立したるもの。
- B、同様式のものを一石に二基連ねたもの。
- C、異様式のものを一石に二基連ねたもの。
- D、その他

しかも、その通有性として、逆修なること、男女二人の供養なることと述べ、更に男女二人とは夫妻を表わすものであること略確定的であるという。この双式板碑に該当するものとして⑤・⑥がある。

先に述べたように、⑥の年号の一部に不明の箇所があるが、干支などから推考して「延元元年」は勤かし難い。以下、二基を対比すれば、紀年銘の合致。

亡父、亡母の菩提を弔う供養塔で、願文の内容に共通性がある。草書体の筆致が似ていること。特に「者・為・丙子八月廿七日・孝子敬白」に於て。

種子の書体・彫りが似ている。  
上部欠損のため⑤の種子の縦は計測出来ないが、横巾はともに一〇四である。  
碑の法量が近似値であること。

ともにC区に在ること。

以上のことから一基は、前記分類のAに該当するものと思考する。

①・②は小泊に於ける最古の板碑である。顧文はなく造立趣旨を明らかにすることは出来ないが、同一紀年をもち、種子の書体、彫り巾、彫法などで共通する点を有し、何れもC区に含まれ、大きさの上からも二基は近似値を示し、さきの分類Aに包含されるものとおもわれ、双式板碑と解するものであり、さらにこの被供養者は同一様式・同一年月日を有するところから夫婦であると推考するものである。

石巻市狐崎スケカリ浜に、一石の双式板碑がある。さきの服部氏の分類のBに充当されるもので、画線を引いて二分し、母のために阿弥陀三尊種子を、父のために釈迦三尊種子をかけ、ともに「元亨二年壬戌二月十五日」（一二三二）の紀年銘のある追善供養碑である。この様式は、若し一石を二分して二基とすれば、全く小泊の⑤・⑥と何らかわるところのないものである。年代的にも①・②の碑は狐崎の板碑より三二年先行し、⑤・⑥の碑はこれより十四年おくれる。（服部氏同書）

元来、双式板碑は逆修碑の可能性が強いとされてきた。（服部氏同書）その理由を同様式・同一年月日・二基連続型にあるとしている。小泊の場合は如何なものであろうか。

⑤・⑥は、「過去悲母聖靈」「慈父幽儀」とするところから、明らかに父母の追善供養碑とされるものだが、その紀年銘はともに「延元元年八月廿七日」と同一年月日と理解される。即ち、同一年月日造立の双式板碑と雖も必ずしも逆修板碑でないことを示す一例となるものであろう。このことについては、さきの狐崎板碑に於ても同様のことがいえるものである。

ところで⑤・⑥の「八月廿七日」は忌日か、それとも供養の日を指す

のか。両親が同じ日に死亡する例は少ないから、あるいはその何れかの忌日を当たたのか、または逆修のように単に供養の日を記したものか不明である。このことは⑧についても同様のことがいえる。夫婦同時供養の思想が双式板碑を生み、逆修と結びつくものであろう。

双式板碑を考えるうえで、形態、大きさも重要な要素になるものとおもう。元來、一石を以て二基の供養碑を兼ねる意からすれば、別個に建てられる二基は、一石を二分した形態、つまり、形・大きさに於てほぼ同じようなものが望まれるのは当然である。まして夫婦の場合、それが重要な項目であった筈である。小泊の板碑について対比すれば

①・② 一三六×三四四×三・五 一二六×三四四×二六（單位<sup>mm</sup>）  
⑤・⑥ 一一一×四一×一八 一一一×四〇〇×一六（單位<sup>mm</sup>）

自然石を利用するため相似の形を求めるのは無理であるが、大きさに於て近似値を保つものであることを知る。

⑤・⑥に於て、父母のために二基の双式板碑を建てる風習も、十五年後の大觀二年造立の⑧では、一基のなかに「為慈父悲母」として、三十年忌の供養をしている。この変化に注意したい。

#### 六、文殊信仰について

⑤の種子は、上方約四分の一を欠き「ム」（大日如來心化身）の可能 性もあるが、この代、近隣地域に使用例はなく、志津川町波伝谷に、「ム種子延文五年庚子三月日」があり、種子の書体、彫りが酷似するところから「ム」と解した。室町期に入ると、文殊菩薩は三七日の供養本尊として定着するのであるが、南北朝初期のこの代、忌日供養として拌まれたとする確証はなく、事実、長塙谷から寺浜に至る海岸一帯では小泊以外使用例をみない。また、この碑以前の四基のうち三基までが大日如

来種子であり、残りの阿弥陀如来も密教系淨土教の大日如來の化身としてとらえられたもの、即ち、四基とも密教の大日如來信仰に由来するものであり、(6)種子パンとの関連を考えた場合、天台密教に於ける文殊信仰によるものとした方が妥当なものとおもわれる。

文殊信仰は天台座主三世円仁（慈覺大師）によって中国より伝来されたものという。慈覺大師は天台密教の教學を確立した一人で、念佛淨土教の根元である常行三昧堂に念佛門を加え、念佛法門の弘宣に尽力し、比叡山興隆の基礎を築いた。<sup>13)</sup>

当地方一帯に慈覺大師の伝説・口伝が遺ることとおもい合わせて興味深い。

### 七、確認地について

小泊の板碑は、調査時点に於て二基を除くその殆どが倒伏の状態で確認された。また、小型の石、滑り易い石もあり、加えて傾斜地でもあって造立原位置を特定することは出来ないが、C区を除く各区は、僅少な一部を除いて基本的には大きな移動は無いものとみて、グループとして捉え、A・B・C・D・Eの五区に分けて考察してみた。

**A区** 昭和四十七、八年頃、佐々木ふか子氏（地権者孝志氏夫人）によつて「全部倒れていた。露出するのも一部あつたが多くは頭を出すだけで一〇ヶぐらい土をかぶり、木の根がからみ合い、その上に木の葉が積っていた。おこした時、それらの梵字の殆どに金箔が入つていたが、「一年で消えた。二十基ぐらいあつたとおもう」と認められている。これらのうち九基は第二回調査で確認されているが、第一回調査ではこの区は調査されていない。

A区は最も高いところにあるが、やや緩傾地であるため大きな移動はないものと見込まれ、もつとも結集した群ととらえられる。基數十八基。その上限は<sup>14)</sup>・<sup>15)</sup>応永廿年（一四一三）で、下限は<sup>16)</sup>延徳四年（一四九二）となり、そのほかは全て無紀年板碑である。

### B区

近世墓碑群（D区）とC区との中間に在つて発掘対象地を含む、比較的広範囲に散在し、このうち、D・15とG・15を結ぶ線以下に在るものは、系統的にC区に類するものと考えられ、考察上必要がある場合、「B群」と呼称する。B区の上部は発掘対象地で、相当の遺構その他が発見されたが、現存する板碑の数は少なく、有紀年板碑では<sup>17)</sup>文明十四年（一四八二）があり、これが遺構の対象になるものと考えられ、僅かに下つて<sup>18)</sup>・<sup>19)</sup>があるが紀年銘がない。区の中央部に小さな集団がみられ、I類型が多く年代的には比較的新しいものであろう。

### C区

三十基。佐々木孝志氏敷地内に集積されていたものを指す。昭和三十一年、所謂第一回調査に於て高橋克彌氏によつて調査された十六基のうち、「海岸建設記念碑前」とする十基が此處に再移動され、そのほか宅地造成に伴ない出土したもの、自然崩落によるもの、佐々木孝志氏宅もと井戸附近のもの、佐々木利春氏墓地より移した二基などを含む。

### D区

近世墓碑群（佐々木孝志氏墓地）を指し、その中に三基の板碑が混入している。このうち<sup>20)</sup>は隣接するB区からの混入が感じられる。但し、第一回及び第二回調査に於て確認されているから、それ

より早い時期の移入が考えられる。④は未完成品として廃棄された可能性もあり、⑤は初めからこの位置に建っていたものか、あるいは移動してきたものか不明である。

E区 その他の区域のものを指すが、今のところ喜楽莊（佐々木孝志氏）上の崖上にある逆修碑一基のみである。

有紀年板碑二十基を、区別に分類すれば次のようになる。

A区 ⑬応永廿年 ⑭応永廿年 ⑯延徳四年

B区 ⑯文明十四年 ⑮文保元年 ⑭正中四年 ⑦貞和五年

C区 ①正応三年 ②正応三年 ⑤延元元年 ⑥延元元年

⑧觀応二年 ⑨応安五年 ⑩永和四年 ⑪応永六年 ⑫永安十六年 ⑬応永廿五年 ⑯応永廿九年 ⑰文明八年

E区 ⑦享徳二年

これによつて、鎌倉・南北朝期のものは全て、C区およびB区に含まれ、室町期のものはA・B・C・E各区に分れ含まれることを知る。このことは、B区より下方、即ち舌状段丘部の尖端部に最も早い時期の造立が行なわれたことを知るもので、長い間に崩落・埋没したもののが近年の造成などにより出土したものとの見解をとるものである。また、無紀年ではあるが、②、③、④など早い時期のものと目される碑がC区に多いこと、同じく②がB区に在ることなども参考にしたい。

## 八、逆修碑と法名について

逆修とは、自分の死後の法要を自分で行なうことである。もとより未

来往生を願つてのことにはかならないが、それはあくまで現世安穩を基盤としたものであり、いわゆる現当一世安樂を祈願する氣風が逆修を流行せしめるに至つたのである。

⑦は、A・B区など板碑の立つ段丘部を東へ約一五〇m離て断崖の中腹、櫻の大きな切り株の根方に海を向いて建つたといふ。ここは崖下に波がくだけ、はるかに岬から大海原が望める景勝の地でもある。相川への細い山道が通じていたが、下に新しい道路が出来ると全く顧みられなくなり、また崖崩れによつて碑の崩落の危険も加わり、佐々木孝志氏らによつて五箇所ほども担ぎあげられ、現在のところに落着いている。

この碑は何故、従来の板碑建立地を離れて唯一基ここに建てられたか。逆修碑建立の目的は、後生善処もさることながら、まず、現世の安心幸福を求める願望から生じたものとされる。そして、生活の安定、健康長寿こそがその窮屈であろう。當時の小泊の人たちの生活手段は、地形から推しても海に依存するものであったことは明白である。沿岸の漁業、海藻類の採集などに從事する人々にとって、海の幸の豊かさも大事ではあるが、海上の安全無事こそ最も祈念するところのものであり、その願望が、この地を選ばしめたものといえよう。

もう一つは、結衆による造塔であることが考えられる。従来の板碑は殆ど個人による死者への供養のためのものであった。しかるにこの逆修碑は、二十八人という多数の人々の意志により、一世安樂特に現世利益を主眼として立つのである。部落の人々の信仰のよりどころ、團結の象徴として、誰もが、いつでも、何處からでも拌めるところとして、道すじであり、海の見えるところとして、この場所が定められたものでもある。

かかげた宝徳四年（一四五二）の妙善逆修碑があり、同じく相川に、三面に六地蔵を縁創した喜山恵光逆修とする文禄三年（一五九四）碑が、小高い丘の上に海を見下ろして立っている。この碑より百四十年ほどおくれる。相川にはこのほか無紀年逆修碑が二基たつ。

この結衆二十八人の法名のなかで、同一法名が他の板碑にあらわされるのは「道性」と「妙海」の二人だけである。<sup>55</sup>は道性禪門のために孝子が立てた供養碑である。この「道性禪門」が、逆修碑の道性（一人いる）のどちらかと同一人だと仮定するならば、<sup>56</sup>道性禪門の死亡は、逆修造塔以後、享徳二年（一四八九）月後岸以降ということになる。<sup>57</sup>妙海禪尼は小型で無紀年である。同じく結衆のなかの「妙海」と同一人かを決定する資料はないが、確認点がB区で、附近に「I類型」の使用例が多く種子の書体・彫り、法名などから推して逆修碑造立以降と考えても差支えないものとおもう。

この結衆のなかで、「道性」とするものが二つ並ぶことは、二人の道性がいることを意味し、同時代の同集團内で同法名を異なる二人に附した実例として貴重なものであろう。

逆修碑以外の板碑にあらわれた法名について、禪門とするものを列記すると、道春・道徳・道明・道泉・道塙・道西・道性があり、禪尼とするものは、妙金・妙海・妙祐・妙仙・妙底・妙謙・静珍がある。ところで「禪門」とは、仏門に帰依した男性の法名の下につけられる尊称で、女性の場合「禪尼」となる。即ち、「道」を冠するものは男性に、「妙」を冠するものは女性に多いことを知るのである。小泊の場合、ただ禪門とするものを含めて、男性法名十三、ほかに「慈父」とするもの（一基に慈父・悲母とするものは二基に）三を加えて、男性のための造塔十六基、女性法名十四に悲母とするもの二を加え、同じく十六基となる。

逆修碑の結衆について男女別をみると「妙」を附すもの十人で「道」を附すもの十一人、ほか判別し難いものが七人。

これらの人々はすべて小泊に居住していたものか、或いは近接部落に住み、結衆に参加しただけの人たちも入るのか、現段階では定かでない。この逆修碑は、これまでの小泊に於ける板碑感覺を全く離れたもので、多数の人々による共同祈願であり、仏道に帰依することにより法名をいただき、その功德としての現世の安穏・幸福が得られるという新しい形で、しかも自由に参り、拜むことの出来る場所、働きながらも拜める場所への造立がなされるという、まことに庶民的な信仰形態といえる。

### 九、無紀年板碑について

今回の発掘調査に於て確認された板碑の総基数七十六基のうち、約三分の二以上に相当する五十六基が紀年銘のないものである。

これら無紀年碑のなかには、種子・彫りから判断して、鎌倉末期乃至南北朝初めにかけての所謂造立初期に類するとおもわれるもののみられ、また銘文の内容から、信仰形態をうかがい知ることが出来る貴重なものもあり、無紀年と雖も等間に附すことなく、今後の研究資料の一助に加えていきたいものである。

何故に紀年銘を附さないのであるのか。その理由はいろいろあるとはおもわれるが、一般的には省略されたものと考えられてきた。それらの多くは、室町期以降ともおもわれる特徴を有するもので、もつとも造塔の盛んな時期であり、省略化が始まった時期でもあった。しかし、なかには造立初期と目される数基も含まれている。丁重な供養が行なわれた筈の当時に於て、なおかつ紀年銘を附さないもののあることは、單なる省略とばかりはいい切れないものがあるのでなかろうか。

紀年と同様の問題として、<sup>(5)</sup>・<sup>(6)</sup>のように単に「押門」とのみし法名を附さないものもある。仏式で葬送が営まれる以上、法名は必ず附されるべきものであり、これがないことは、法名を刻まなかつたものか、法名を貢えなかつたものか。後者の場合、寒村の小寺に於ては、しばしば住職無住の時期があつたことも事実でこれと関連するものであろう。

さらに、多數の板碑に混つて、確認のため運びこまれた数個の石は、台石や前石とも異なり、明らかに板碑にふさわしい形・大きさをとりながら何ら文字の痕跡を認められず、調査対象から除外された例もある。以上一連の問題点は、現時点に於て、碑面上に確認し得る文字の無いことについてである。板碑の文字は「彫られるもの」という前提のもとになされているのである。もし仮に、これを他の表示法、たとえば、うるし書き、または墨書によつたものであるとするならば、長年月、雨露にさらされて消失したものと理解されてしまうであろう。小泊の場合、果してそのような手法が採用されたものか明らかにすることは出来ないが、宮城いしづみ会『松島の板碑と歴史』は、「墨書板碑」として次のような報告をしている。(要点のみ)

「碑面には「為也」とその右脇に「敬白」の四字が(墨書で)達筆な書体で記されている。(中略)彫刻の代用としたものか、あるいは、彫刻する前段階の作業工程の一つであるかわからぬ。東北では昭和五十三年度調査による福島県郡山遺跡の出土例がある。

#### 十、高橋克弥氏及び鶴田・西條両氏調査資料について

昭和三十一年、当時、北上村相川中学校教諭であった高橋克弥氏が、桃生郡北上村(旧十三浜村)のうち北部に所在する古碑について」という調査報告書を発表している。また、北上町在住の篠田虎弥太、西條

久雄の両氏が、昭和四十五年から四十六年にかけて、当地区の板碑の調査を行なっている。

この二回の調査資料と、今回の調査を対比して若干述べてみたい。

小泊に於ける第一回調査の区域は、海岸津波記念碑前、佐々木市三郎氏宅後の山、佐々木峻氏(実は孝志)宅井戸脇の三箇所となっている。調査基數は十六、これらは全て第二回調査によつて同じ場所で確認されている。

第二回調査は、県道津波記念碑前、佐々木孝志氏宅裏山及び井戸脇、佐々木清孝氏裏山、佐々木孝志氏宅地内東前方崖に於て行なわれた。確認基數三十三。

#### 第一回と第二回の調査対象区域を対比すると、

A、「海岸津波記念碑前」と「県道津波記念碑前」は同一場所の異称。  
B、「佐々木市三郎氏宅後の山」は「佐々木孝志宅裏山」。「佐々木清孝氏裏山」と表現が変わらが、同一区域を指すものである。

#### C、「佐々木孝志宅井戸脇」は同じ。

D、<sup>(5)</sup>の所在地を第一回調査では「所在・出土、右に同じ」として、「海岸津波記念碑前」にあり、佐々木峻氏所持地より出土を示しているが、第二回調査では現在地を記している。佐々木孝志氏によれば第一回調査の記録が誤りであるとの証言を得た。

これらの板碑は今回の調査では、A、の板碑はその後、佐々木孝志氏宅裏へ集積されたが、今回、C区として調査され、B、のものは、A、B、D、E区内に含まれるもので、C、は移動されてC区のなかに現存し、D、はE区として調査されている。

ただ、第一回調査で確認された板碑のうち、六基が遂に発見されることがなく終つてしまつた。その全容次のとおり。

No.	所在地	第一回調査	第二回調査	法量
失1	丸 見十方拂定 深入拂定	氏 佐々木孝志	佐々木孝志	56×18×5
失2	丸 伏以道龍上座	裏山	裏山	11×10
失3	丸 □	同	同	53×10
失4	丸 妙 高	同 右	同 右	46×18×6
失5	丸 妙應禪尼	同 右	Na.44	54×14×10
失6	丸 道 泉	同 右	Na.43	59×25×5
			Na.8	44×18×5

註 第一回、第二回のNoは調査当時のNoを示す。

このうち、(失4・5・6)は、第一回では調査されていない。また、

第二回調査の際、連続番号、16、17、18、を附したところをみると近接

区域に所在したものとも受けとれる。

第二回調査以後、移動が認められるものは、

(2) (応永十六年)は、第一回で「孝志氏裏山」となっていたものが今回、C区内で確認された。滑落によるものであろう。

(4) 「孝志氏宅戸脇」となっていたものがC区に含まれていた。人為

的で移動されたものであろう。

但し、「孝志氏裏山」とするものは、今回のA・B・D区にまたがり、その間の移動については審かにすることが出来ない。

(2)、(3)、(5)について第一回調査は、その所在地を「佐々木市三郎氏宅後山」後に出土、海岸津波記念碑前にあり」としている。「市三郎氏宅後山」については、先に述べたとおり、A・B・D区を含むもので、その何れの区に属したものか不明だが、少なくとも出土地が判明している以上、それ程古いことではなく、おそらく崩落したものが記念碑前に運ばれたものではなかつたか。

行衛不明の六基は、何れも高さが四四・五九等と小型且つ軽量で、持運びが簡単なことから、別途利用がなされた可能性もあり得るものとおもわれる。

第一回調査に於てはA区は全く調査されておらず、B区の多くも対象とされなかつた。第二回調査が昭和四十五年に行なわれ、佐々木ふか子氏がA区の板碑の存在に気が付いたのは昭和四十七年ごろといわれるから、第一回調査の昭和三十年ごろの段階では、部落の人たちにも意識されていなかつたのかも知れない。

以上の二回の調査により、紛失板碑の存在を知り、旧所在地を知り得たことは大変有意義であった。

## 十一、周辺地域との比較

小泊有紀年板碑は正応三年(一二九〇)を上限とし、延徳四年(一四

九二)を下限とする二百二年間に亘って、二十基の造塔が行なわれた。

これを近隣に比較すれば次のとおりである。(表II参照)

北上町長塩谷 貞治二年(一三六三)より水草七年(一四三五)まで、

約七十年間に二十六基。(但し、天文十七年碑は特異として除く)

同 大室 延文三年(一三五八)より永和三年(一三七七)まで、

約二十年間に五基。

同 相川 貞和三年（一二四七）より宝徳四年（一四五三）まで、

約百年間に十一基。

同 大指 嘉暦三年（一二三八）より寛永二年（一三五二）まで、

約二十年間に五基。

（但し、大室・相川・大指は一部に於て調査未済）

志津川町寺浜 康永四年（一二四五）より応永二十二年（一四一五）まで、

約七十年間に十三基。

同 波伝谷 弘安六年（一二八三）より応永四年（一三九七）まで、

約百十年間に十基。

右によれば、先ず、鎌倉期のものが波伝谷に  
約百年もおそらく、その間、約二百年の長期に亘り、二十年ないし百十年  
とする近隣浜々のなかで特出するものといえよう。

種子についてみれば、先ず、鎌倉期のものが波伝谷に  
種子ア 弘安六年（一二八三） 種子ア 正安元年（一二九九）  
があり、小泊の、ア・バン・パン・キリーケ種子と同じく、ともに大日  
如來を主体とする密教信仰であることを知る。

南北朝期に入ると、大日如來に加えて阿彌陀如來が多くなる。貞和代  
より地藏種子を附すものが目立ち、波伝谷一、寺浜一、大指四、相川二、  
大室一、長塙谷一、小泊一と十二基に達する造立がなされている。（但  
し大指の一基は種子不明であるが、小泊と同じ「造作五逆罪」の偈をか  
け、同じ水和代であることから小泊の種子「カ」に準じて加えた）。  
特に水和代には寺浜一、大指一、大室一、小泊一と各浜とともに陸續と造

立され、さらに水徳・康應とつづく。水和代にはすでに、三十五日忌供  
養本尊としての請来が行なわれていたことも事実だが、地蔵に対する特  
別な信仰があつたとみることも否めまい。ともあれ傾向として、小泊に  
特出するものは見出せない。

室町期では、十三仏信仰が定着した感があり、その供養本尊としての  
諸仏・諸菩薩の出現で多様化する傾向は各浜共通である。

偈の主なるものについてみれば、「造作五逆罪」は、長塙谷・水京五年（一四三三）、志津川町人舟宝徳三年（一四五二）があり、何れも種  
子を「カ」とするところは小泊と同じであるが、小泊が最も早く、ほか  
に、大指（種子不明）に水和代のものがある。

「是法平等・無有高下」金剛般若經を出典とするこの偈は、

長塙谷 バン 応永二十年（一四一三）  
寺浜 キリーケ 応永十一年（一四〇四）  
タ サ 応永十三年（一四〇六）

。 バン 文□ 五（不明）

があり、小泊のものは「平等」がなく、無紀年である。海岸部である長  
塙谷・寺浜に応永代のものが多いことから、小泊のものについても同年  
代に相当するものとおもわれる。

以上のように偈については、近隣地区と極端な差異は認められず、五  
大種子・真言についても特に記すべきものはあらわれていない。

長塙谷に、孝子にかえて「教子」とするもの、永享二・三・四・五・  
七年と使用例があり、また、「今月日」とするものが永享五・六・七年  
に使われているが、小泊・大室・大指・相川・寺浜・波伝谷には使用例  
はなく、長塙谷独特のもので、このことは永享年代、長塙谷にかぎる（少  
なくとも北部浜々と関係ない）指導者（僧侶）がいたことの証であろう。

また、永享一一七年（一四三〇—三五）に十一基の供養碑が建ち、特に高い密度を示すもので、このなかに「了覺禅門」のためのもの五基（同五・六・七年）、佳仙禪門のもの二基（同四・五年）、妙月禪尼、三基（同五・六・七年）で何れも死後年を含むものあり、このことは單に死亡者の多少のみが造立数を左右するものではなく、時の僧侶の指導勸奨により大いに供養仏事の氣運をたかめ造立に至らしめ得ることを示すもので、このあと、永享七年を最後に忽然と消滅する。この急激な経過は、これ迄の経過をたどってみれば、造立思想の退廃もさることながら、指導者たる僧侶の退居により無住寺となつたことを意味するものではなかろうか。そのほか、一三六三—一三七四（貞治—応安）、一三九〇—一四一（明徳—応永）と年代的に二つのプロックを形成することについても僧侶の在否に基づくとの判断も可能となる。

長塩谷の場合、有紀年板碑が全基の約半数に及び、対比分析が容易であることから一つの考察を試み、その試論が小泊板碑についても通用するものと思考するのである。

板碑の材質・形・大きさについても周辺地域との格別の差異は認められない。地質・自然環境を同じくすることから当然といえるものである。

以上のことから波伝谷以南、長塩谷に至る海岸部一帯は、板碑に関する限り、概ね同一文化圏を形成するものであり、小泊もそのなかに包含されるものである。

終りに二、三附記したい。

金箔を附すものに①がある。無紀年だが室町と推定され、種子サクの陰刻部全体に金箔を施したものとみられるが、ところどころ剥げ落ちている。②はB区にあり、種子のみで紀年・願文・法名もなく、七九×三

五×三と小型である。即ち、簡略化された板碑、信仰衰微期の板碑とされるものでありながら、なお金箔装飾を施している事実に注目したい。またこの金箔は、十日ほどで大半が消失してしまった。このほかにも、極く微細ではあるが金箔のあとを残すものが二基あつたことと、佐々木ふか子氏が昭和四十七年頃、A区の埋れていた板碑を引きおこした際、殆どの碑の種子に金箔が施されていたという。A区は殆ど室町期と推定されることから、少なくともこの時期の板碑は金箔装飾することが一般化していたものであろう。なお、この金箔は、二、三年で消えてしまったという。

第一・第二回調査に於て確認されながら、今回発見されなかつた板碑（失一）には「道籠上座」の僧侶名が入つてゐる。上座とは、禪宗で、修行中の僧に附されるもの。小型の石（五六×一八×五×三）で形も不整であり、記録によるのみなので推量の域を出ないが、おそらく室町中期以前のものであろう。

僧侶の供養碑がこの地に建つことは（種子から百ヶ日供養か）この地に庵もしくは寺のあったことを示唆するものではなかろうか。佐々木孝志氏談によれば、現在の氏の敷地内に、昔、尼寺があつたとの口伝が伝わつており、庭先に樹齢五百年以上といわれる梅の古木があること、B区に直径二三メートルほどの大樹の根株があること、そして九十基に近い板碑群が建つことなどを考え合わせると、あながち虚説とばかり云えない点もあり、今後の解明に期待したいものである。

板碑の通念から見て、小泊板碑の特徴は次のとおり。  
天蓋・花瓶・蓮座を伴うものがないこと。

絵像がないもの。

三尊形式・名号・題目板碑のないこと。

光明真言を附すものがないこと。

個人の逆修とするものがないこと。

偈を附すものが五基と少ないこと。

小泊に於ける板碑については、その概要を以上の如く述べてきたが、これを簡略的に要約すれば次のとおりである。

- 1、確認基數七六基のうち紀年名を有するもの二〇基、その上限は正応三年（一二九〇）、下限は延徳四年（一四九二）で、その間二〇二年である。
- 2、素材は粘板岩及び砂岩の自然石を用い、主として附近の沢・山麓・海岸から採集され、その大きさは、造立初期（鎌倉期）のものは比較的大型であるが、時代が下るにつれて次第に小型化の傾向を示している。
- 3、種子は、南北朝期頃までは密教色が強く、室町期に入ると年忌供養仏が殆どを占め、十三仏信仰が定着したと推定される。
- 4、双式板碑が造立初期に二例みられ、また、石巻市鰐崎の双式碑の存在と合わせ、南三陸海岸一帯に、今後さらに同形式板碑の発見される可能性があるものといえよう。
- 5、文殊信仰と考えられるものが一基あり、志津川町波伝谷の同式碑と合わせ、当該碑の時期に天台密教がこの地に入っていた可能性がある。
- 6、板碑造立は、先ず舌状段丘部下端にはじまり、逐次、段丘上方部

へ移行していくものである。

7、享徳二年逆修碑の前後約五〇年の空白は、長塙谷板碑に於ける水

享代の事例に照らし、僧侶無住に起因する可能性があり、当逆修結果碑は、新しい僧侶の指導による可能性がある。

8、周辺地域との対比については、小泊が最も長い造立期間を有し、種子の彫法・材使選択については、北上川流域部と異質であり、追

波河口以東海岸部に共通の傾向がみられる。

9、金箔を附す例は、周辺では長塙谷・東福田などにもみられ、県内

で知られている埋没板碑の多くにも金箔の附された例があることから、当該莊嚴手法は、可成り一般に使用された可能性が強い。

（勝倉元吉郎）

## 註 釈

- (1) 服部清道「板碑概説」・昭和五十二年・角川書店
- (2) 司東真雄「梵字教本」
- (3) 佐和隆研「密教辞典」・昭和五十六年・法藏館
- (4) 河北地区教委「長塙谷の板碑群調査報告書」・昭和五十八年・松弘堂
- (5) 佐藤正助「地ヶ浦物語」・昭和六十年・NSK地方出版社
- (6) 高橋克弥「桃生郡北上村（旧十三派村）のうち北部に所在する古碑について」・昭和三十一年
- (7) 鎌田虎弥太・西條久雄「調査資料」・昭和四十五・六年

## ①有紀年板碑

(表 I) 小泊中世板碑一覽表

N.	西暦	紀年	銘文	高さ	幅	厚さ	材質	断面	形状	備考
①	1290	正応二年 十一月廿五日	高・久・良・久・良・美・宣	136	34	3.5	粘板岩	C	III	35
②	1290	正応二年 十一月廿五日	高・久・良・久・良・美・宣	126	34	26	粘板岩	C	III	74
③	1317	文保元年 十一月十五日	高・久・良・久・良・美・宣	97	28.5	10	砂岩	B'	II	58 (穿孔貝痕あり)
④	1325	正中二年 四月九日	高・久・良・久・良・美・宣	102	17	11.5	砂岩	B'	III	52
⑤	1336	延元元年丙子 八月廿七日	高・久・良・久・良・美・宣	111	41	18	粘板岩	C	III	40 孝子 碑
⑥	1336	延元元年丙子 八月廿七日	高・久・良・久・良・美・宣	111	40	16	砂岩	C	III	27 孝子 碑
⑦	1349	貞和五年己丑 十一月十五日	高・久・良・久・良・美・宣	133	25.5	10.5	粘板岩	B'	III	18 孝子 碑
⑧	1351	親応二年 十一月十一日	高・久・良・久・良・美・宣	110	28	13	砂岩	C	III	28 孝子 碑
⑨	1372	応安五年壬子 十一月十四日	高・久・良・久・良・美・宣	101	18.5	17	砂岩	C	III	73 孝子 碑
⑩	1378	永和四年 (癸未)	高・久・良・久・良・美・宣	64	30	8.5	粘板岩	C	III	22 (下平穴) (下平穴)
⑪	1399	応永六年 十一月廿七日	高・久・良・久・良・美・宣	100	27	14	砂岩	C	III	23 敬仁
⑫	1409	応永十六年 四月十一日	高・久・良・久・良・美・宣	89	27	9	粘板岩	C	III	43
⑬	1413	応永廿年 十月	高・久・良・久・良・美・宣	90	6.5	10.5	粘板岩	A	III	83 (断碑)
⑭	1413	応永廿年 十月	高・久・良・久・良・美・宣	95	34	8	粘板岩	A	III	7
⑮	1418	応永廿五年 十月	高・久・良・久・良・美・宣	66	28	6	粘板岩	C	III	66
⑯	1422	応永廿九年 十月	高・久・良・久・良・美・宣	102	24	14.5	粘板岩	C	III	39
⑰	1453	享徳二年 十一月廿四日	高・久・良・久・良・美・宣	116	36.5	20.5	粘板岩	E	III	77 (基部欠)
⑱	1476	文明八年 五月廿四日	高・久・良・久・良・美・宣	57.5	20	6	粘板岩	C	III	88
⑲	1482	文明十四年 五月廿四日	高・久・良・久・良・美・宣	169	40	19	粘板岩	B	III	50 敬仁
⑳	1492	延徳四年 三月廿四日	高・久・良・久・良・美・宣	79	23	6	粘板岩	A	III	4

(2) 無紀年板碑

No.	種子	傳又は眞言	類	文	計量	石	質	立	題	備考	
㉑	奉			119	27	17	粘板岩	C	III	25	
㉒	五			125	30	14	粘板岩	C	II	31	
㉓	五			122	31	12	砂 岩	C	III	32	
㉔	五			50	25	8.5	粘板岩	A	I	82	
㉕	五			60	22	8	粘板岩	B	III	90	
㉖	五			79	22	10	粘板岩	B	III	93	
㉗	等			86	31.5	7	粘板岩	C	III	41	
㉘	等			97	39	13	粘板岩	C	III	25	
㉙	等			51	21	10	粘板岩	A	I	(A) 25	
㉚	通			72	22	8	粘板岩	D	III	1	
㉛	通			76	23.5	14	砂 岩	C	III	45	
㉜	通			30	25	11.5	砂 岩	B	I	67	
㉝	通(大)			51	27	5	粘板岩	B	III	92	
㉞	通(大)			51	28.5	8.5	砂 岩	B'	I	75 (94.5mm)	
㉟	通			52	25	7	粘板岩	B	I	70	
㉟	通			53	21	11	砂 岩	A	III	6	
㉟	通			58	25	8	粘板岩	C	III	34	
㉟	通			70	21	14	砂 岩	C	III	37	
㉟	通			56	14.5	7.5	粘板岩	B	III	57	
㉟	通			56	23	8.5	砂 岩	B	III	94	
㉟	通			56	20	8.5	粘板岩	C	III	59	
㉟	通			60.5	15	8	粘板岩	B	III	16	
㉟	通			128	30	11	粘板岩	C	III	21	
㉟	通			52	41	10	粘板岩	B	I	47	
㉟	通			50.5	24	17	粘板岩	B	I	53 (94.5mm)	
㉟	通			50.5	25.5	8.5	砂 岩	B	I	54	
㉟	通			車道原神門之為也	9.5	17.5	粘板岩	A	III	87 等(1)	
㉟	通			通許神門	38.5	29	5	粘板岩	A	I	14 (94.5mm)
㉟	通			番△月□	65.5	36	7	砂 岩	B	III	91
㉟	通			?	?	?	?	?	?	?	

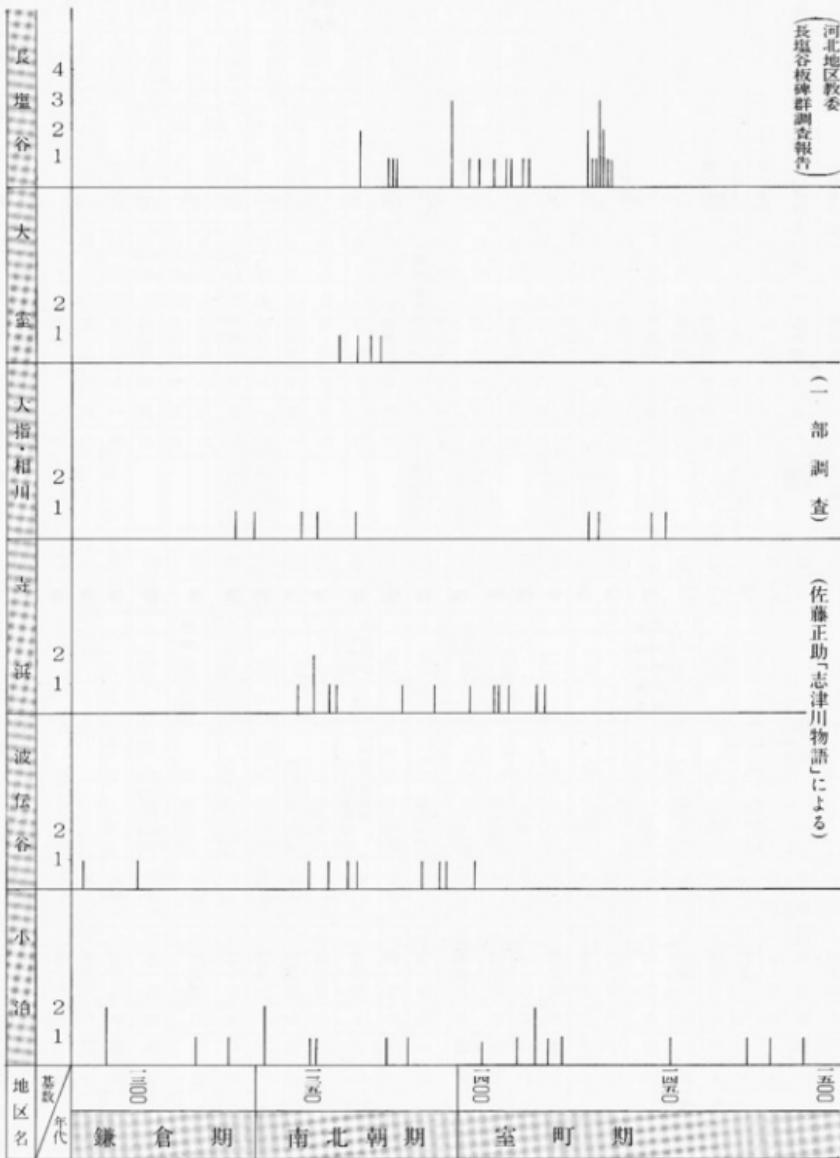
No.	種子	傳又は眞言	類	文	計量	石	質	立	題	備考	
㉟	五			53	21	3	粘板岩	B	II	55	
㉟	五			73	39	7	砂 岩	B	III	68	
㉟	五			58	25	4.5	粘板岩	C	III	72	
㉟	五			76	35	5	粘板岩	A	III	85	
㉟	五			133	33	11	粘板岩	C	III	65	
㉟	五			96	34	9	粘板岩	A	III	80 等(1)	
㉟	五			15	5	粘板岩	B'	III	20		
㉟	等			62	31	12.5	粘板岩	A	III	11 等(1)	
㉟	等			60.5	24	14.5	砂 岩	B	I	17	
㉟	等			59.5	24	14.5	砂 岩	A	I	12	
㉟	等			59.5	24	14.5	砂 岩	B	I	17	
㉟	等			59.5	24	14.5	砂 岩	C	III	60 (基部)	
㉟	等			61	25	8	粘板岩	C	I	61	
㉟	等			右抄心	75	18	8	砂 岩	D	II	71
㉟	等			104	20	15	粘板岩	C	III	38 (側面)	
㉟	等			89	26	14.5	粘板岩	A	III	3	
㉟	等			30	30	10	粘板岩	B	I	69 (頂)	
㉟	等			右抄秀	104	31.5	8	砂 岩	A	III	81
㉟	等			58.5	25.5	10	粘板岩	A	I	84 (上の方)	
㉟	等			55.5	16.5	15	粘板岩	C	III	78	
㉟	等			53	22	6	砂 岩	B	I	56	
㉟	等			35	23	7.2	砂 岩	D	III	2	
㉟	等			85	34	12	粘板岩	C	III	62	
㉟	等			58	28	8.2	粘板岩	A	III	8	

(表II) 小泊周辺地域の主要板碑群年代分布

河北地区教委  
長塙谷板碑群調査報告

(一部調査)

(佐藤正助「志津川物語」による)



(表III)

種子使用頻度表

種子	有基數	紀年	無紀年基數			計
			確	不確	合	
刃	ア	1 正應三年			1	
貳	バシ	4 文保元年 延正中二年 應永廿年	1	2	7	
三	バシ	1 享徳二天	5		6	
五	バク		1		1	
七	ペイ		4		4	
九	キヨク	4 正應三年 観應二年 貞和五年 應安五年	4	1	9	
一	サ		5		5	
二	サク	3 應永十六年 文明八年 應永廿五年	13		16	
三	カ	3 永和四年 延徳四年 應永六年	5		8	
四	イ		1		1	
五	イ		1		1	
六	イー		1		1	
七	タラク	2 應永廿年 文明十四天	3		5	
八	ウーン		2		2	
九	ウン	1 應永廿九年	1		2	
十	マン	1 延元元年			1	
十一	ハイ		2		2	
十二	◎		1		1	
不明			3		3	
合計	20		53	3	76	

オ ハ イ ノ ニ ノ  
バシ ウーン タラク マン アク  
金剛界五仏

十三仏と忌日(定説とされる)  
及び小泊板碑に表われた種子

種子・佛名	忌日
ノ (カーン) 不動明王	初七日
ホ (バク) 駅迦如来	二七日
ヌ (マニ) 文殊菩薩	三七日
ヌ (アン) 普賢菩薩	四七日
カ (カ) 地藏菩薩	五七日
ユ (ユ) 弥勒菩薩	六七日
ヌ (ペイ・バイ) 薬師如來	七七日
サ (サ) 観音菩薩	百ヶ日
サ (サク) 勢至菩薩	一周忌
ヌ (キリーク) 阿弥陀如來	三年忌
ヌ (ウーン) 阿閼如來	七年忌
ヌ (ウーン) 同上	〃
ヌ (ノバニ) 大日如來(金剛界)	十三年忌
ヌ (バーンク) 同上	〃
ヌ (タラク) 虚空藏菩薩	三十三年忌
ア (ア) 大日如來(胎藏界)	
ボ (ボローン) 一字金輪	
ヌ (イ) 地藏菩薩	
ヌ (イー) 同上	
ヌ (イー) 同上	
ヌ (バイ・ペイ) 多門天	

ノ ホ ヌ ナ  
ア バ ハ シ カ  
大日如來應身真言  
文殊五字真言

第1号ピット内出土焼石  
細礫化した頁岩が  
ピンク色状に焼けただれでいる。



第2号ピット内出土焼石  
ピット底面部の残度約5%中より  
検出した焼石で主に縁部の焼けた物が多く見られる。





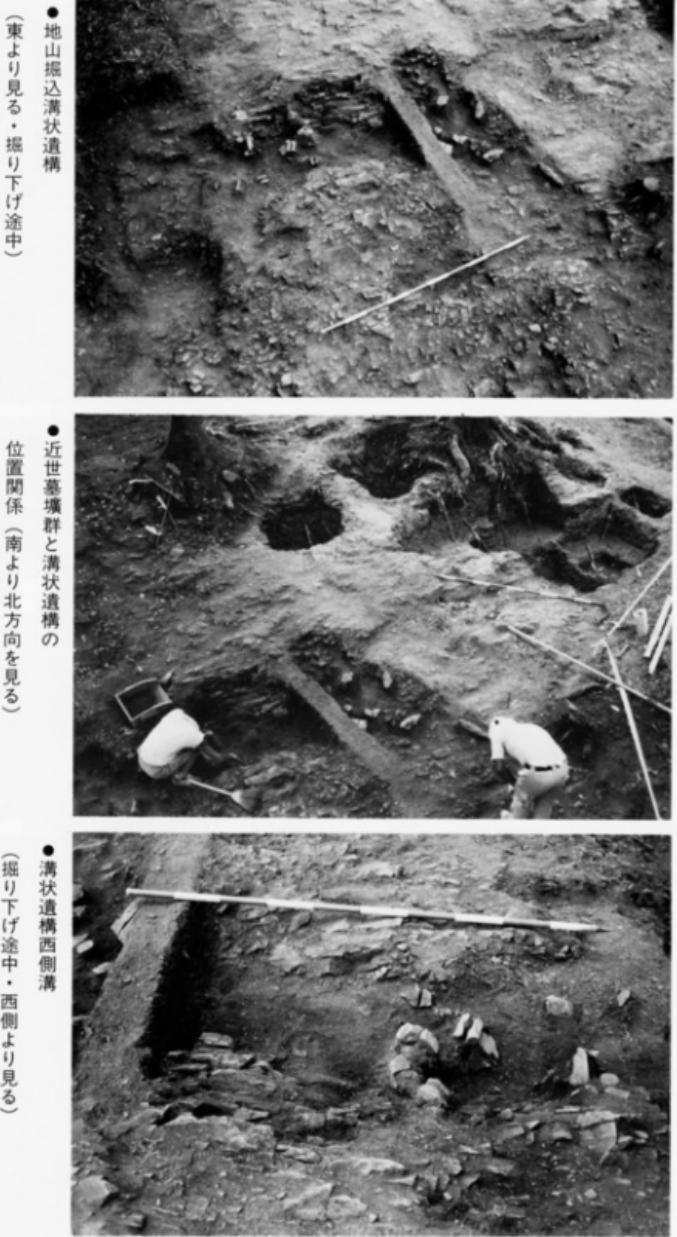
● 発掘前の A 区の状況  
(多数の板磚が地表面に倒れている)



● 発掘前の D 区の状況  
(江戸時代の墓石がいくつか見え、手前の左傾しているのが No.11 墓石)



● 発掘中の状況  
(D 区より斜面上部の A 区をのぞむ)

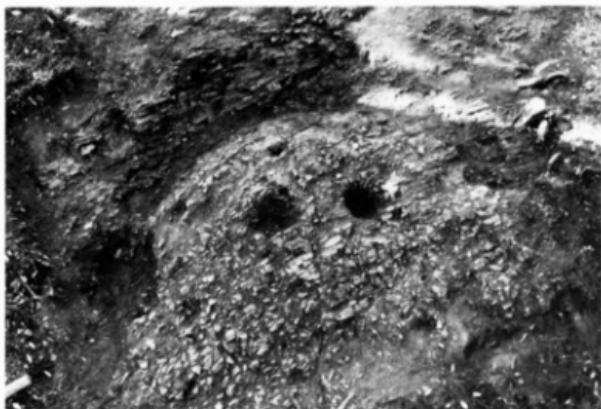


● 地山掘込溝状遺構  
(東より見る・掘り下げ途中)

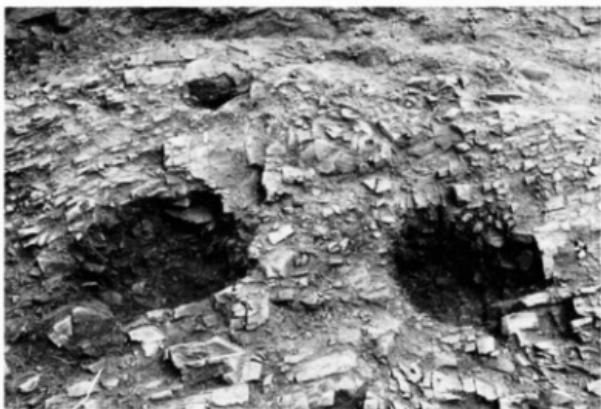
● 近世墓壙群と溝状遺構の  
位置関係 (南より北方向を見る)

● 溝状遺構西側溝  
(掘り下げ途中・西側より見る)

● 地上掘込溝状遺構  
(振り上げ後、南より北方向を見る)



● 溝状遺構内部のビット  
(左1号・右2号ビット)  
(左)



● A区検出不整形ビット  
(上方が北側)  
(左)



● D区近世墓壙群の状況  
(南側から北方向を見る)



● D区第9号墓壙  
(掘り上げ後)



● D区墓壙群状況  
(写真手前より右順に  
第6・5・9号の各墓壙)



河北地区教育委員会

文化財調査報告書

どまり

い

小泊遺跡

昭和六十一年三月

発行／河北地区教育委員会

宮城県桃生郡河北町相野谷字旧会所前29の1

☎ 02256(2)3511㈹

印刷／株式会社鈴木印刷所

宮城県石巻市蛇田字新谷地前121

☎ 0225(2)4101㈹